



cutting through complexity

IFRS

New on the Horizon: Insurance contracts A new world for insurance

IFRS最新提案の解説:
保険契約

2013年7月

kpmg.com/ifrs



目次

保険会計の新時代			
1. 公開草案の概要	1	13.3 金融資産の再指定	110
1.1 重要事項	2	13.4 比較財務情報	110
1.2 主な影響	2	13.5 開示	111
2. 会計基準の設定	4	13.6 初度適用	111
3. 公開草案の概観	6	14. FASBの提案及びコンバージェンス	112
4. 適用範囲と定義	12	15. プロジェクトの今後の予定	122
4.1 適用範囲	13	本冊子について	123
4.2 保険契約から分離される構成要素	13	内容	123
5. 認識、認識の中止、及び契約の修正	22	情報提供	123
5.1 認識	28		
5.2 認識の中止	30		
5.3 保険契約の修正	30		
6. 測定モデル	32	本冊子について	125
6.1 測定のモデル案の適用	34		
6.2 ビルディング・ブロック 1—キャッシュフロー	37		
6.3 ビルディング・ブロック 2—割引率	50		
6.4 ビルディング・ブロック 3—リスク調整	54		
6.5 ビルディング・ブロック 4—契約上のサービス・マージン	58		
6.6 当初測定の例	64		
6.7 事後測定の例	65		
6.8 外貨建てキャッシュフロー	67		
7. 簡素化された保険料配分アプローチ	68		
7.1 適格要件	68		
7.2 測定	69		
8. 有配当契約	73		
8.1 ミラーリング・アプローチ	73		
8.2 裏付け資産に関するキャッシュフローに適用される割引率	75		
8.3 ユニット・リンク契約	76		
8.4 裁量権のある有配当性(DPF)を有する投資契約	77		
8.5 相互会社	78		
9. 再保険	80		
9.1 再保険者	80		
9.2 出再者	80		
10. 企業結合及びポートフォリオ移転	85		
11. 表示	87		
11.1 財政状態計算書	87		
11.2 当期純利益及びその他の包括利益計算書	90		
12. 開示	97		
13. 発効日及び経過措置	105		
13.1 発効日	105		
13.2 邴及適用	106		

保険会計の新時代

KPMGは、保険契約の会計処理に関する公開草案が公表されたことを歓迎します。本公開草案は、世界の大部分の国々における保険契約の共通のフレームワーク導入へ向けて大きく前進したことを示します。

IASBが提案する保険契約の新たな会計モデルによって、当期純利益のボラティリティが増大する可能性があるものの、企業が引き受けけるリスクと負債をより正確に反映することとなるため、保険会計を21世紀にふさわしいものへと進展させるでしょう(ただし、負担も伴います)。これらの提案を導入することによって生じる変化と複雑性の程度を軽視することはできません。企業が受けける影響は、組織全体に及ぶでしょう。細かな点では扱いにくいことも含まれており、また変化の規模は企業が現在適用する会計の原則に依存します。

IASBは、保険契約負債について、現在価値に基づく測定という目的を堅持しつつも、市場関係者の主要な懸念事項を検討することにより、提案の改善のために多大な労力を費やしてきました。保険契約のIFRS基準書は、完成に大きく近づいています。保険契約プロジェクトに関する議論が長期にわたっていることは、万人が納得する会計モデルは存在しないということを示しています。提案の導入は複雑である可能性が高く、今回が財務諸表の作成者及び利用者がこのプロジェクトの結論に影響を与える最後の機会となります。現行の実務が多様であることから、IASBが保険に関するグローバルな基準を最終化させることは非常に重要だとKPMGは考えています。

業績全体に及ぼす影響は、大部分の企業(特に生命保険会社)にとって著しいものとなるでしょう。IASBの提案は、企業が収益性及び財政状態を報告する方法に影響を与えることとなり、また保険契約負債を取得原価ではなく、現在価値に基づいて毎期再測定することが必要となるため、大部分の企業にとって当期純利益及び資本のボラティリティは全体的に増大することになる可能性が高いでしょう。再測定の一部は、その他の包括利益(OCI)を通じて認識されることになります。このため、当期純利益のボラティリティをどの程度まで軽減できるかは、IFRS第9号「金融商品」の改訂案に基づく保険契約負債の裏付け金融資産をその他の包括利益を通じて公正価値で測定しているか(FVOCI)、当期純利益を通じて公正価値で測定しているか(FVTPL)、または償却原価で測定しているかによって大きく影響を受けます。IFRS第9号の規定は、保険に関する提案よりも前に発効する可能性があることから、資産負債管理の影響の検討を急ぐ必要が出てくる可能性があります。

また、オプション及び保証付きの長期生命保険契約を引き受けている企業は、これらの項目の価値変動を当期純利益において報告する事が必要となる可能性があります。これによって、当期純利益及び資本の両方において生じると見込まれるその他のボラティリティに関して、議論が生じる可能性があります。

また、本公開草案は当期純利益及びその他の包括利益計算書並びに財政状態計算書の両方に適用される新しい表示アプローチを導入します。新しい表示アプローチにより、企業(特に、生命保険会社)の業績報告方法は大きく変更されることとなります。保険契約収益は、各期に提供されるサービスの価値に応じてカバー期間にわたり配分されます。これは、保険料を表示する現行の方法と全く異なります。

保険に関するグローバルな新会計基準は、透明性及び整合性が大きく改善され、投資家及び業界の双方が恩恵を受けることができるものとなります。これにより保険会計は新時代を迎え、財務報告の指標及び市場関係者による企業の理解も変化するでしょう。

本公開草案によって、当期純利益だけでなく、当期純利益及びその他の包括利益計算書全体が一層重視されることとなる可能性が高いでしょう。アナリスト、投資家及びその他の市場関係者に対して、こうした会計処理や財務報告要件の変更に関する説明が必要となります。

企業は、データ、システム及び市場関係者へのコミュニケーションの大幅な変更並びにALMの変更について熟考しなければならない可能性があります。利益指標及び保険募集に影響が生じる可能性があり、多くの場合、企業は財務及び保険数理部門へ資源の投入を始める必要が出てくるでしょう。ただし、中には、金融資産の会計処理の変更及び規制目的による会計処理の変更に向けて注いだ労力を、再利用したり、この労力に再度目的を持たせることができる企業もあるでしょう。

企業が今から対策を講じれば、変革の波に乗って、データの収集、モデルの開発並びにシステム及び経営資源への投資等の分野で相乗効果を得る機会も広がるでしょう。肝心なのは、本公開草案の技術的な側面について、実務に適用できるような形にする必要があるということです。

Joachim Kölschbach (Leader)

Darryl Briley (Deputy leader)

Chris Spall

KPMG's global IFRS insurance contracts leadership team
KPMG International Standards Group

本冊子は、KPMG IFRG Limitedが2013年7月に発行した“New on the Horizon: Insurance contracts”を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

1 公開草案の概要

1.1 重要事項

IASBは、2013年6月20日に公開草案「保険契約」(ED/2013/7)（以下、本公開草案）を公表した。本公開草案は、保険会社だけでなく、すべての保険契約及び保険契約を発行する企業が発行する裁量権のある有配当性(DPF)を有する投資契約にも適用される。

本公開草案は、以下の主要な要素を含んでいる。

- 履行キャッシュフローの現在価値に基づく、包括的な会計及び測定モデル。キャッシュフローのパッケージは、以下の4つのブロックで構成される「ビルディング・ブロック・アプローチ」を用いて測定される。
 1. 明示的で、偏りのない、確率加重された将来キャッシュフロー
 2. 貨幣の時間価値を反映するための割引計算
 3. リスク調整
 4. 契約上のサービス・マージン
- 最初の3つのブロックは「履行キャッシュフロー」と呼ばれることがある。「直課可能な」新契約費は測定に含まれ、現在の仮定及び割引率が使用される。
- 「ミラーリング」・アプローチは、有配当契約の測定をその裏付け資産(underlying items)の測定と一致させるために、一部の有配当契約に適用される。このアプローチは以下の特徴を有する契約に適用される。
 - 企業に裏付け資産の保有を要求している。
 - 当該裏付け資産に対するリターンとの連動を定めている。
- 簡素化された(すなわち、「保険料配分」)測定アプローチは、一部の短期契約に適用される。このアプローチは以下の特徴を有している。
 - 任意であり、ビルディング・ブロック・アプローチの代わりに用いることが意図されている。
 - 損害保険の現行実務と類似のアプローチをとる。
 - 割引計算が要求されるが、実務上の簡便法が認められる。
- 履行キャッシュフロー(割引率を含む)は各報告期間末において更新される。
 - 割引率の変動による保険負債への影響はその他の包括利益(OCI)に表示する。
 - 契約上のサービス・マージンは、将来のカバー及びサービスに関連する将来キャッシュフローの変動について調整され(アンロックされ)、これにより、当該契約のサービス期間にわたり利益が発生する時期が変更される。
 - その他の保険負債の変動は当期純利益に認識する。
 - 有配当契約の「ミラーリング」キャッシュフローの表示は裏付け資産の表示と一致させる。
- 新たな表示及び拡大された開示規定。保険契約収益及び費用は当期純利益及びその他の包括利益計算書に表示される。

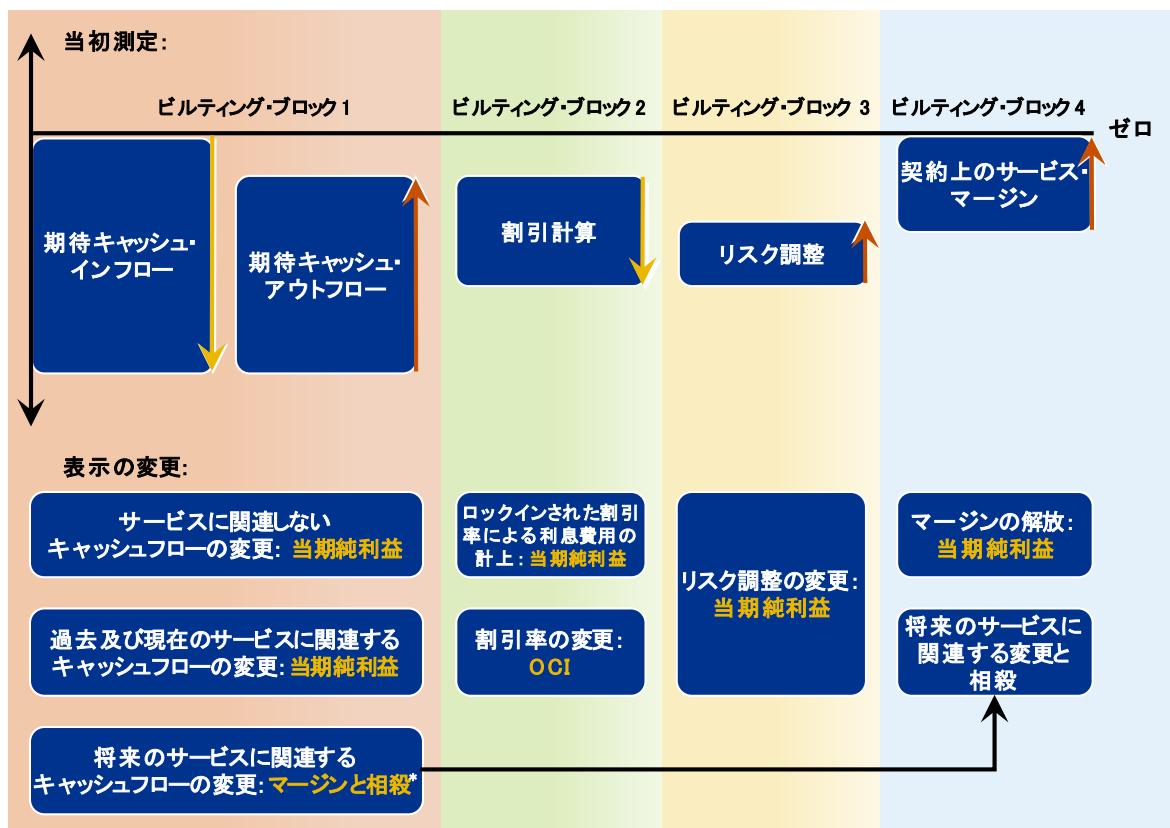
- 遷及適用が要求されるが、実務上不可能な場合には実務上の簡便法が認められる。実務上の簡便法は、契約上のサービス・マージン及び割引率を決定する際に適用される。当初適用時に、一部の金融資産に限定して再指定を行うことができる。

- 最も早い、可能性のある適用日は、2017年1月1日である(2018年1月1日に適用される可能性のほうが、より高い)。IASBは、最終基準書の公表日から適用日までの期間を概ね3年とすることを提案している。比較財務情報は当初適用日に修正再表示する必要がある。

本公開草案は基準書案のすべてを含んでいるが、IASBは、2010年公開草案からの主要な変更点についてのみコメントを募集している。また、本公開草案の費用対効果及び内容の明瞭性に関してコメントを求めている。

IASBはFASBと共同で公開草案を策定した。IASB及びFASBは多くの分野で同一の結論に達したが、一部の限られた分野(例:適用範囲及び測定モデルの一部の要素)については異なる結論に達した。FASBは独自の提案を含む別個の公開草案を公表した。

IASB及びFASBそれぞれの公開草案に対するコメントの締切りは、いずれも2013年10月25日である。



* 契約上のサービス・マージンがない場合には、当期純利益を通じて認識

1.2

主な影響

当期純利益及び資本のボラティリティの増大

- 保険負債の測定において現在の情報及び仮定が用いられるため、ボラティリティが増大する可能性がある。
- 本公司案の適用により、ボラティリティが低減または増大する可能性がある。
- ボラティリティの程度は、保険負債及び保険資産を、現在の規定及び提案されている規定に基づいてどのように測定するかによって異なる。
- 保険負債の割引計算は、多くの損害保険会社にとって重要な変更である。

業績の測定及び報告への影響

- 測定モデル案により、保険負債の測定及び表示方法に変更が生じ、その結果、業績に影響が及ぼされる可能性がある。
- 以下の理由から、表示及び開示に関する規定案により、業績の報告方法に変更が生じることが予想される。
 - 業績指標がなじみのないものとなる。
 - マルチライン保険事業に関する説明がより複雑になる可能性がある。
 - 報告プロセスがより長期化する可能性がある。
 - 基準に準拠しない(non-GAAP)指標が、財務実績を説明するために使用される可能性がある。
 - IFRSとU.S. GAAPの差異について検討しなければならない可能性がある。
- アナリスト、投資家及び株主は、新しい報告方法を理解するために時間が必要となる。



一部の地域における資本管理及び規制上の自己資本への影響

- 報告資本のボラティリティの増大は、自己資本比率に影響を及ぼす可能性がある。
- 企業は、保険会計の変更をソルベンシーに関する取組み及び規制上の報告と合わせる必要がある。

ALM及び金融商品会計への影響

- IFRS第9号の修正後の適用日は、保険契約に関する提案の適用日に先行する可能性がある。
- 将来の金融商品モデルは、投資の配分及びALMに影響を及ぼす可能性がある。
- 企業は、当初適用時に、一部の金融資産に限定して再指定を行うことができる。
- 以下の場合には、会計上のミスマッチが生じる可能性がある。
 - 状況の変化によって資産及び負債の経済価値に相殺効果が及ぼされるが、利得及び損失が同様の方法で認識されない場合

事業への広範な影響

- 測定案によって商品の内容、特徴及び価格付けに関する意思決定に変更が生じる可能性がある。
- 長期契約について、収益認識パターンが契約期間後半となる場合、事業の拡大期には業績にマイナスの影響が生じる可能性がある。
- 比較的ボラティリティの高い商品(例:保証付きの長期保険商品)が望ましくないものとされる可能性がある。
- 新たな報告基準は、一部の地域で税務上の懸念事項をもたらす可能性がある。

新たなシステム及びプロセス

- 全社的なプロセス及びコントロールの開発、テスト及び整備を行うためには、著しい時間を要する可能性がある。
- 新たな規定への対応を確実に行うことができるよう、例えば、以下のようなシステムのアップグレードが必要となる可能性がある。
 - データの収集及び保管を行うためのアップグレード
 - 契約上のサービス・マージンの履歴管理及び損益計上を行うためのアップグレード
 - 割引率の履歴管理及び調整を行うためのアップグレード
- 報告される財務情報が現在の見積りに依存するため、財務情報の作成スケジュールにより大きな負担がかかる可能性がある。
- 保険数理計算モデルのアップデートが必要となる。
- 規制の変更及び金融商品の提案の変更に応じて、システムの導入及びプロセスの変更といった調和された対応が必要となる。
- 遷及適用のためには、早期の計画及び移行期における並行運転が必要となる。

人員への重要な影響

- 報酬に関する契約及び業績目標の変更が必要になる可能性がある。
- 移行プロセス、及び保険数理計算プロセス(または報告プロセス)の管理のために追加的な経営資源の投入が必要となる可能性がある。

2

会計基準の設定

本公開草案は、IASBの保険プロジェクトの第2フェーズの一部を成している。この保険プロジェクトは、保険会計に関する世界共通のフレームワークを導入する目的で、15年以上前に開始されたものである。本公開草案は、保険契約が企業の財政状態及び業績に与える影響の透明性の向上及び保険契約に関する会計の多様性の改善を図るものである。

第1フェーズーIFRS第4号

IASBの前身である国際会計基準委員会(IASC)は1997年に保険会計に関するプロジェクトを開始し、イシューペーパー及び保険会計の原則に係る草案を公表した。IASBが2001年に創設され、同プロジェクトを作業計画に取り入れた。多くの企業がIFRSを採用した2005年より前において、包括的な提案の開発は実行可能ではなかったため、IASBは同プロジェクトを2つのフェーズに分割する事を決定した。IASBは2004年に暫定的な会計基準としてIFRS第4号「保険契約」を公表し、保険プロジェクトの第1フェーズを完了させた。IASBは当時、保険プロジェクトの第1フェーズで企業に求めた会計方針や会計実務の変更が第2フェーズにおいて覆されることを避けるために、企業が当時採用していた会計方針や会計実務に可能な限り変更が生じないようにした。

第2フェーズー保険会計の新時代

IASBは2007年5月、ディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」を公表し、保険プロジェクトの第2フェーズの作業を開始した。このディスカッション・ペーパーは、保険契約を「出口価値」で測定するアプローチに焦点を当てて作成された。このプロジェクトの第2フェーズにおける次のステップとして、IASBは2010年7月に公開草案「保険契約」(ED/2010/8)(以下、2010年公開草案)を公表した。2010年公開草案で紹介された測定モデルは履行概念に基づいているが、これは、負債を第三者に移転するのではなく、一般的に、支払期限到来時に給付金及び保険金を保険契約者に支払うことを通じて企業が義務を履行することを反映している。また、提案は一部の短期契約に対する簡素化された測定アプローチを含んでいた。

IASBは、2010年公開草案について大量のフィードバックを受け取り、コメント提出者からあがった懸念事項について検討するために広範囲にわたる審議を重ねた。IASBは、2010年公開草案に関する再審議終了後に、保険契約の改訂案に対してコメントを募集するために本公開草案「保険契約」(ED/2013/7)を再公表した。

その他の基準との相互作用

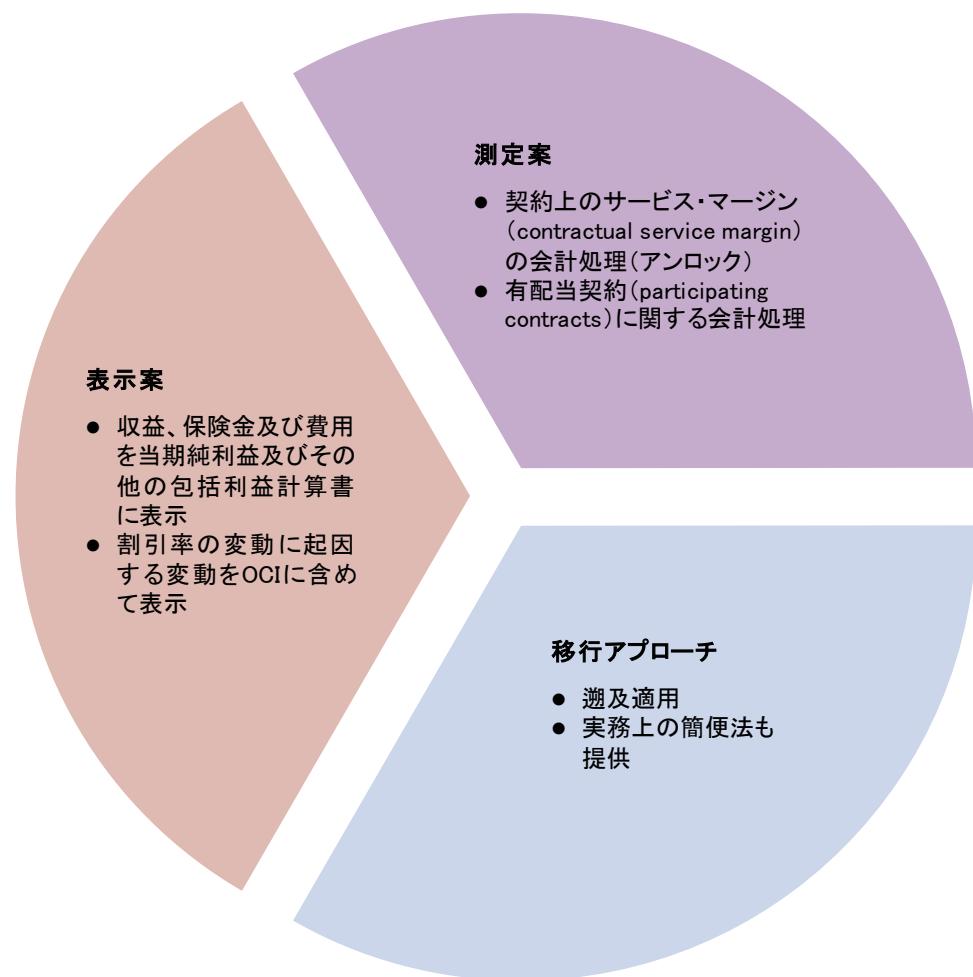
IFRS第9号は保険者の投資資産の大部分をカバーしていることから、IASBは、その検討過程で、IFRS第9号でなされた多くの決定について考慮しており、その中には、当該基準が保険契約に係る提案とどのように相互作用するか、ということも含まれている。IASBは、その他の現行の基準や将来のプロジェクトが、保険契約の会計に十分に対処したものか否かについても検討しており、その中には収益認識に係る提案¹が含まれる。最終的に、IASBは、収益認識に係る提案が保険契約の多くのサービス要素を取り上げるとしても、このモデルを特定のタイプの保険商品に適用するのは難しいであろう、と結論づけた。その結果、本公開草案に含まれる提案事項の多くは、IASBとFASB(以下、両ボード)の収益認識に関する共同提案に合わせて設計されている。

¹ 公開草案「顧客との契約から生じる収益」(ED/2011/6)

協議プロセス

本公開草案に含まれる提案は、IASBが過去に行った協議の成果を受けたものであるため、今回の協議は2010年公開草案からの重要な変更点が焦点となる。本公開草案は基準書案のすべてを含んでいるが、IASBは、以下の図に示された事項及び次の項目に関してのみフィードバックを求めている。

- 図に示された変更に伴う意図せざる結果
- 提案全体の費用対効果
- 提案の文言の明瞭性



2010年公開草案からの重要な変更点と明確化

2010年公開草案に対するボードの再審議の間に、両ボードは2010年公開草案における提案とFASBのディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」に対して、重要な変更[!]及び重要な明確化[X]を行った。これらは、本冊子の後述する各セクションの中で取り上げている。

重要な変更が行われた領域[!]	重要な明確化が行われた領域[X]
<ul style="list-style-type: none"> • 金融保証契約の適用範囲 • 保険契約からの構成要素の分離 • 認識 • 契約の条件変更 • 契約の境界線 • 新契約費 • 契約上のサービス・マージン／単一マージン • 簡素化された保険料配分アプローチ • 有配当契約 • 再保険 • 当期純利益及びその他の包括利益計算書の表示 • 発効日 • 移行措置 	<ul style="list-style-type: none"> • 固定料金のサービス契約の適用範囲 • 測定のレベル • 測定に含まれるコスト • 割引率 • リスク調整 • 裁量権のある有配当性を有する投資契約 • 開示

新たな保険会計基準の発効日

本公開草案は、新たな基準書の発効日を示していない。IASBは、基準書の最終化と発効日の間を概ね3年とすることを提案している。本公開草案によれば、IASBは、基準書の最も早い強制適用日は2017年1月1日以降開始する事業年度になると予測している。より現実的な発効日は、2018年1月1日である。なお、基準書の早期適用は、認められる。

FASBのASU案は、発効日を特定していないが、適用時期に影響を及ぼす主な要素についてコメントを求めている。FASBは、基準書の早期適用を認めていない。

コンバージェンス

保険プロジェクトは、両ボードの覚書(MoU)に基づくプロジェクトではないが、保険会計に対する両ボードの提案をコンバージェンスする目的で、FASBは2008年後半に保険プロジェクトに参加した。

以下の両ボードの提案の主な相違点は、本冊子の表示した各セクションで解説されている。これら相違点のより詳細なまとめは、セクション14を参照のこと。

領域	トピック	IASB	FASB
適用範囲	裁量権のある有配当性を有する投資契約 (4.1.2)	適用範囲内(保険者により発行された場合)。	適用範囲外。
	金融保証契約(住宅ローン保証保険を含む) (4.1.3)	当該契約がこれまで保険として扱われ、適用可能な保険会計を適用してきたと明示的に主張しない限り、適用範囲外。	保険契約の定義を満たす金融保証契約は、適用範囲に含まれる。ただし、現行のFASB ASC Topic 460「保証契約」における適用除外規定は引き継がれ、また、その他の除外規定が加えられている。
測定	4つのビルディング・ブロックvs3つのビルディング・ブロック (セクション6及び6.4)	リスク調整を含む。	リスク調整を含まない。
	ポートフォリオの定義 (6.2.2)	以下の両方を満たす保険契約グループとして定義される。 <ul style="list-style-type: none">同様のリスクに対するカバーを提供し、引き受けるリスクに対して同様に価格付けが行われている。単一のプールとして一括して管理されている。	以下の両方を満たす保険契約グループとして定義される。 <ul style="list-style-type: none">同様のリスクにさらされており、引き受けるリスクに対して同様に価格付けが行われている。同様のデュレーション及び同様の予想されるリスクからの解放パターンを持つ。
	マージンを解放する単位 (6.5.1)	規定されていない。	ポートフォリオ。
	新契約費 (6.2.6.1)	契約獲得の成功、不成功にかかわらず取得のための労力が測定に含められる。	契約獲得に成功した労力のみが測定に含められる。
	取引に基づく税金、賦課金 (6.2.6)	履行キャッシュフローの測定に含まれる。	履行キャッシュフローの測定から除外される。
事後認識	マージン (6.5.2)	将来のカバーまたはサービスに関連するキャッシュフローの見積りの変動のために契約上のサービス・マージンは変動する(アンロックされる)。カバー期間にわたって認識する。	单一マージンは固定である。カバー期間及び保険金決済期間にわたって認識する。

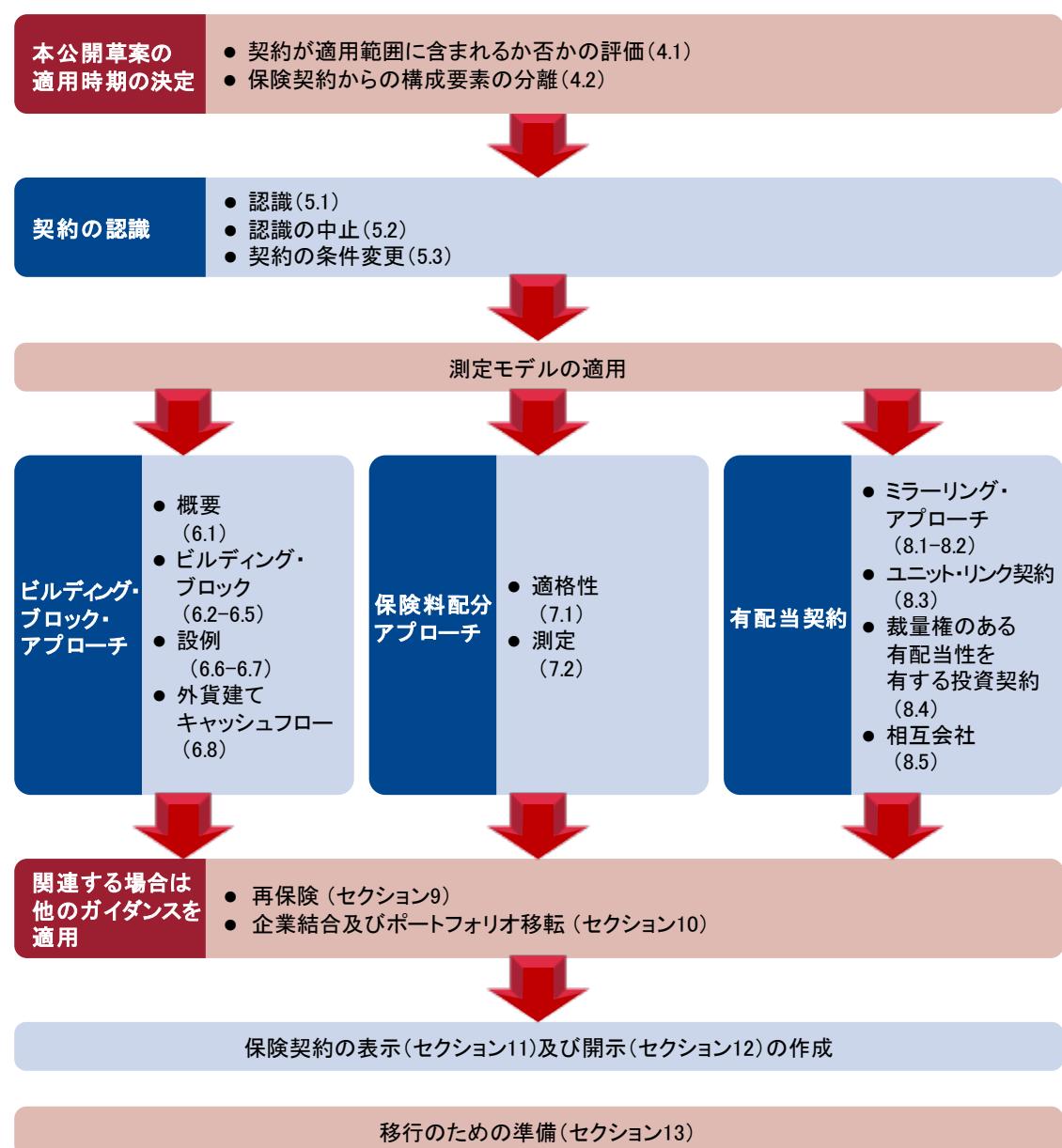
領域	トピック	IASB	FASB
簡素化された保険料分配アプローチ	適格性 (7.1)	許容されるビルディング・ブロック・アプローチの代用と考えられる。	特定の条件を満たす場合に適用が強制される別個のモデルであると考えられる。
有配当契約	有配当契約に係る会計上のミスマッチを回避するための例外(ミラーリング) (8.1)	企業が保有する裏付け資産に対するリターンによって直接的に変動することが見込まれる全てのキャッシュフローについて、適用が要求される。	以下の場合は、適用できない。 <ul style="list-style-type: none"> 保険契約者に対する配当がU.S. GAAPに基づく測定とは異なるベースで決定され、両者の測定時期の差が反映されない状況 保険契約者の配当に関する金額について企業が裁量権を有するキャッシュフロー
	割引率 (8.2)	企業が、保険契約者に影響を及ぼす裏付け資産に対するリターンの変動を予測する場合に更新される。	企業が保証利率及び関連する最終的なキャッシュフローの変更を予定している場合に一定利回りベースになるように再設定する。
	相互会社 (8.5)	保険契約者が剩余金全体に参加権があるとき、資本は残らない。	資本は、会社が保険契約者に払うことを見図しない剩余の総額である。
再保険	ビルディング・ブロック・アプローチまたは簡素化された保険料配分アプローチを再者に適用 (9.2.1)	適用するアプローチを、元受保険契約と同様の方法により評価する。	基礎となる元受保険契約に適用されるアプローチと同じアプローチを適用する。
	再保険者及び保険契約者の信用リスク (9.2.3)	測定モデルで使用する見積りの方法と整合した会計処理。	信用損失に係るU.S. GAAPのガイダンスに基づく期待値ベースの会計処理。
企業結合	履行キャッシュフローと保険契約の公正価値の差異の会計処理 (セクション10)	保険契約の履行キャッシュフローが公正価値を超える金額は、IFRS第3号「企業結合」に従ってのれんの当初測定の調整または割安購入益の調整として認識する。	保険契約の履行キャッシュフローが公正価値を超える金額は、取得日に損失として認識する。

領域	トピック	IASB	FASB
表示及び開示	財政状態計算書並びに当期純利益及びその他の包括利益計算書 (11.1及び11.2)	保険契約のポートフォリオは、財政状態計算書において別個の資産または負債として表示される。 保険契約ポートフォリオは、再保険契約ポートフォリオとは別個に表示される。 保険契約収益と費用は、当期純利益及びその他の包括利益計算書に表示される。 割引率の修正の影響は、その他の包括利益を通じて表示される。 広範な開示規定。	財政状態計算書並びに当期純利益及びその他の包括利益計算書におけるより詳細な表示規定(特定の残高の追加的な分解が含まれる)。 FASBの開示規定は、全般的にIASBの提案と一致しているが、さらにいくつかの追加的な開示規定がある。
経過措置	契約開始時のマージンを決定するための実務的な手法 (13.2)	本公開草案のポートフォリオの定義を使用する。	移行日の直前のポートフォリオを使用する選択ができる。 実務的な手法によりマージンを見積る際に合理的に利用可能な客観的な情報がない場合には、単一マージンをゼロとする。
	金融資産の再指定 (13.3)	保険会計基準の当初適用日において、金融資産を再指定できるケースは限定されている。	企業は、法人格により、または組織内の指定により、保有する金融資産について、あたかも金融商品の分類及び測定に関連するその時点のガイダンスが移行日に適用されたかのように、指定または分類することができる。

3

公開草案の概観

以下の図は、本公開草案の主要な項目が、本冊子においてどのように説明されているかを示すものである。対応する番号は括弧内に記載されている。



4 適用範囲と定義

4.1 適用範囲

ED 3-4

本公開草案は、一般に保険会社と考えられている企業だけではなく、以下の全ての企業に適用される。

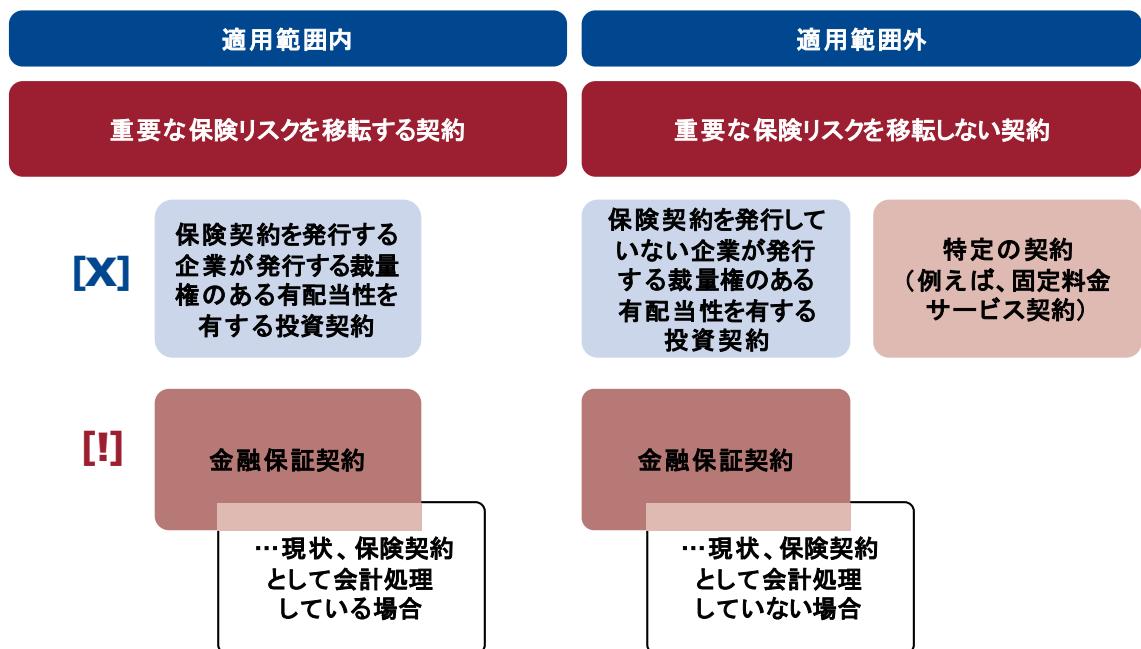
- 保険契約または再保険契約を発行する企業
- 再保険契約を保有する企業
- 保険契約も発行する場合、裁量権のある有配当性(DPF)を有する投資契約を発行する企業
- 特定の金融保証を発行する企業

これら、及び下記4.1.4で述べる特定の除外規定の結果として、一部の非保険会社は一部の契約について本公開草案を適用しなければならない可能性がある。

ED 6, BCA153

本公開草案は、下記を除き、保険契約を発行する企業の会計処理の他の側面(例:金融資産及び金融負債の会計処理)について対処していない。

- ユニット・リンク契約において投資ファンドを保有している場合、自己株式、自己の社債及び自己が占有する不動産を公正価値(FVTPL)で測定することを認めるという他の基準書の改訂
- 限定的に金融資産を再指定することができるという移行措置



所見ー非保険会社への本公開草案の適用可能性

IFRS報告企業への影響

IFRS第4号は、保険会社の定義を提供または適用するのではなく、裁量権のある有配当性を有する投資契約も含めた保険の定義を満たす契約を適用範囲としている。本公開草案は概ね同様のアプローチを引き継いでいる。ただし、裁量権のある有配当性を有する投資契約については、それらが保険契約も発行する企業により発行される場合にのみ適用範囲に含まれる(4.1.2を参照)。また、非保険商品の販売やリースに関連して発行された特定の保証に対する除外規定を拡大するような修正が行われている。さらに、特定の適格要件を満たす場合には、重要な保険リスクが移転する固定料金のサービス契約は適用範囲から除外される可能性がある。

自身を保険会社ではないと考えている企業でも本公開草案の適用範囲となる契約を発行している場合は、影響は重大となる可能性がある。IFRS第4号では、そのような企業に対し、従来の会計方針を継続適用することが許容されている(負債十分性テストの対象にはなるが)が、本公開草案では、その適用範囲に含まれる契約については適用が強制されることとなる。これらの企業は、本公開草案の規定を適用するため、システムやプロセスの大規模な変更または投資、並びに必要な数理的リソースを確保しなければならなくなる可能性がある。

ED BC49

本公開草案には、ユニット・リンク契約の裏付け資産であるファンドにより保有された自己の社債、自己株式、自分が占有する不動産の会計処理の修正も含まれている(8.3を参照)。これらは保険契約ではないユニット・リンク契約にまで拡大されている。

U.S. GAAP報告企業への影響

U.S. GAAPに基づく報告企業については、適用範囲はさらに拡大されている。現行のU.S. GAAPでは、保険会計基準は保険の定義を満たす契約ではなく、保険会社に対して適用されている。その結果、現在保険会計基準を適用していない非保険会社は、ASU案を適用しなければならない可能性がある。特に、自動延長の製品保証を発行する第三者及び特定の種類の保証を発行する企業は、ASU案の適用範囲に含まれ、現行の実務から重要な変更が生じることとなる。

4.1.1 保険契約

4.1.1.1 保険契約とは

ED B2-B5

本公開草案は、現行IFRS第4号における保険契約の定義と同様の保険契約の定義を含んでいる。

ED App A

保険契約とは、「特定の「不確実な将来事象」(保険事故、4.1.1.2を参照)により保険契約者が不利益を受けた場合に保険契約者もしくは保険契約の受益者に補償を行うことに同意することにより、一方の当事者(発行者)がもう一方の当事者(保険契約者)から「重要な保険リスク」(4.1.1.4を参照)を引き受ける契約」である。

4.1.1.2 不確実な将来事象とは

ED B3

不確実性(またはリスク)は保険契約の本質である。したがって、ある契約が保険契約であると言えるためには、保険契約の開始時点で以下のうちいずれかに関する不確実性が存在することが必要である。

- 保険事故が将来発生するかどうか。
- 保険事故がいつ発生するか。
- 保険事故が発生した場合に、企業がいくら支払う必要があるか。

ED B4

「保険事故」とは保険期間中に発生した事故によって生じた損失のことだけではなく、保険契約の締結前に事故が発生し、保険期間中に顕在化した事故によって生じる損失である場合もある。反対に、保険期間中に発生した事故によって生じる損失であるが、その損失が契約期間以後に顕在化する場合もある。

ED B5

保険契約の中には、既に発生しているが、その最終支払額が確定しない事故を対象とするものがある。例えば遡及型再保険では、再保険の契約時に既に保険契約者から報告済みの保険事故を発生事由とする保険金支払額の増加を保険カバーとするものもある。こうしたケースでは、保険事故とは保険金の最終的な支払額が確定することである。

4.1.1.3 保険リスクとは

ED B7

発行者を重要な保険リスクに晒すことなく財務リスクに晒す契約は、本公開草案では保険契約には該当しない。保険契約がカバーする特定の不確実な将来事象の存在が保険リスクを生じさせる。「保険リスク」とは、保険契約の保有者から発行者へ移転される財務リスク以外のすべてのリスクをいう。下記の表は保険リスク及び財務リスクの例示を含んでいる。

保険リスク	財務リスク
<p>例えば、以下の契約保有者のリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> • 死亡 • 疾病 • 就業不能 • 破壊または盗難による資産の損失 • 借入金の期限到来時の支払いの不履行 	<p>以下の1つもしくはそれ以上の、将来の潜在的な変動リスク</p> <ul style="list-style-type: none"> • 金利 • 金融商品価格 • コモディティ価格 • 外国為替レート • 価格またはレートの指数 • 信用格付けまたは信用指数 • 他の変数(契約当事者に固有である非金融変数を除く)

将来起こりうる非金融変数の変動リスクは、その非金融変数が契約当事者に固有でないものの場合は、保険リスクではない。以下の表は、下記のような非金融変数の例示を含んでいる。

- 契約当事者に固有でなく、保険リスクの定義の範囲から外れるもの
- 契約当事者に固有であり、保険リスクの定義の範囲に含まれるもの

ED B8

契約当事者に固有でない非金融変数	契約当事者に固有の非金融変数
<ul style="list-style-type: none"> 特定地域における地震による損失の指標等の、天候及び巨大災害の指標 市場価格の変動のみを反映した、非金融資産の公正価値の変動リスク 	<ul style="list-style-type: none"> 契約当事者の資産が損害を被る、または損壊されるような火災の発生の有無 市場価格の変動及び契約当事者が保有する非金融資産の特定の状況を反映した、当該非金融資産の公正価値の変動リスク。例えば、ある契約が契約保有者の所有する自動車の残存価値を保証しており、当該契約に基づく支払額が自動車の販売時の特定の状況によって決定される場合には、当該契約は保険契約となる。

ED B14-B15

「失効リスク」または「継続リスク」とは、契約発行者が保険料決定時に予想したよりも早くまたは遅く契約相手が契約を解約するリスクをいう。「費用リスク」とは、保険事故によるものではない、契約のサービス提供に関連する管理コストが予想以上に増加するリスクをいう。失効リスクまたは継続リスク、あるいは費用リスクは保険リスクとはみなさない。なぜなら、これらは保険契約者から契約発行者へ移転するリスクではないし、保険契約者が被害を受けるものではないからである。

ただし、契約の発行者が

- 失効リスクまたは継続リスクあるいは費用リスク(なお、契約発行者にとっての保険リスクはここでは該当しない)に晒されており、
- 別の契約で、そうしたリスクのすべてもしくは一部を他の当事者に移転することにより軽減している場合、

この別の契約は、他の当事者を重大な保険リスクに晒していることから、他の当事者(ここでは発行者)の立場から見て保険契約に該当することとなる。しかし、元の契約保有者(保険リスクの移転者)は当該元の契約上では保険契約者に該当するため、当該契約に関しては保険契約に関する提案を適用しない(4.1.4を参照)。

ED B16

相互会社は一般に、個々の保険契約者からのリスクを請け負い、そうしたリスクをプールしている。相互会社が発行した契約の保険契約者は、契約の保有者としてそれらの契約に関してプールされたリスクにさらされることとなるが、相互会社は依然として保険リスクを請け負う別個の企業とみなされる。

所見一保険契約の定義

IFRS第4号における保険契約の定義に関する適用指針は本公開草案に引き継がれている。

保険契約の定義の適用方法を示すIFRS第4号に含まれている適用指針は本公開草案には引き継がれていない。このことはすでにIFRSを適用している企業には大きな影響を与えるものではないものの、当該適用指針は、ある種の契約が保険会計基準の対象となるかどうかを判断するにあたって有用であった。

多くの場合、保険契約の定義を満たさない契約は金融商品に該当する。ある契約が保険契約ではなく金融商品として扱われる場合、その差異は測定に現れる。金融商品会計基準の公開草案に従うと、負債は公正価値または償却原価で測定されることとなる。本公開草案に従うと、金融要素が保険契約から分離されない限り、全ての負債は履行価値で測定されることとなる。構成要素の保険契約からの分離に関しての更なる議論については、4.2を参照。

4.1.1.4

重要な保険リスクとは

IFRS第4号と同様、本公開草案は保険リスクの重要性を評価するための定量的なガイダンスを提供していない。しかしながら、以下の定性的なガイダンスを提供している。

IFRS第4号から引き継がれたガイダンス

ED B18

商業実態を伴う、すなわち経済活動に対して無視できないほどの影響を与えるシナリオで、保険事故の発生により企業が重大な臨時の支払いが必要となるシナリオが少なくとも1つある場合に、保険リスクは重要なものとなる。

ED B20

企業が支払う追加発生額の中には、契約保有者がより長期間生存した場合よりも死亡等の時に早期に給付を支払うことが必要となるものも含まれる。例えば、一定の金額を期限到来時に支払うだけでなく、同額を契約期間中に死亡した時にも支払う投資契約は、現在価値という観点で死亡給付金の額が期限到来時の要支払額の現在価値を大きく上回る可能性があるならば、保険契約に該当する。

ED B22

保険リスクの重要性は個々の契約単位で判定される。そのため、契約ポートフォリオ単位では重大な損失の発生可能性が限りなく小さい場合であっても、保険リスクは重要であると判定される可能性がある。

ED B24

契約の中には契約時点では保険者に保険リスクを移転せず、契約後に移転するものがある。こうした場合、当該契約はリスクの移転が起こるまでは保険契約には該当しない。例えば、ある契約は一定の運用利回りがあらかじめ決められているが、保険契約者が年金開始時に、企業が決定したその時点における年金料率に基づいて終身年金を受け取ることが選択できる。この契約はその選択が行われるまでは保険契約には該当しない。このような契約が契約開始時点で保険契約とみなされるためには、年金料率その他保険金額を決定する要素が契約の引受時点で決定されていることが必要である。

本公開草案における新たなガイダンス

ED B19

本公開草案では、企業が支払う総額のキャッシュ・アウトフローの現在価値が保険料の現在価値を上回る可能性がある商業実態を伴うシナリオがない場合、契約は保険リスクを移転するとはいえないこととなる。

ED B20

重要な追加支払額が特定のシナリオにおいて発生するか否かを決定する際に、企業は貨幣の時間価値を考慮する。名目上の金額と追加支払額が同額の場合であっても、例えば保険事故が支払期限到来時より早く発生し、かつ支払金額が貨幣の時間価値分を調整されない場合であっても、追加の支払額が現在価値ベースでは支払い余力の範囲内であるシナリオも存在する可能性がある。さらに、本公開草案は、契約保有者への返済を遅らせる契約上の条件により保険リスクが減少する可能性があると明確に述べている。

ED B19

さらに、再保険契約についても、それが再保険契約の発行者を重要な損失の可能性に晒さない場合であっても、発行者に元の保険のうち再保険の対象となる部分にかかる保険リスクを実質的にすべて移転させる場合には、重要な保険リスクを転移させる契約であるとみなされる。

設例ー重要な保険リスク

ED B20

事例

X社は保険契約者が死亡した場合に定額の死亡給付金を提供する、カバー期間が無期限の保険契約(例:定額終身保険)を発行する。

分析

保険契約者がいずれ死ぬことは確実であるが、死ぬ時期は不確実である。ある保険契約者が予想よりも早く死ぬ場合、X社は予想より早く保険金を支払う必要がある。契約から全体として損失が発生しない場合でも、重要な保険リスクは生じる。なぜなら、定額の死亡給付金の支払いは貨幣の時間価値の調整が行われないからである。

所見ー重要な保険リスクの移転テストに関する新たなガイダンス

ED BCA156

本公開草案の開発に当たって、IASBは現行のIFRS第4号での定義を現行のU.S. GAAPの規定と比較し、改善できる点を特定している。

現行のIFRSのもとでは、企業は、保険事故が商業実態を伴う(すなわち、経済取引に対して無視できない影響を持つ)シナリオにおいて、保険事故により重要な追加給付が要求される可能性があるか否かについて検討する。U.S. GAAPのもとでは、純額のキャッシュ・アウトフローの現在価値が保険料の現在価値を上回るシナリオがない場合、保険リスクは存在しないとみなされる。

IASBは、純額のキャッシュ・アウトフローの現在価値が保険料の現在価値を上回る可能性がある商業実態を伴うシナリオがない限りは、保険リスクは移転したとはみなさないという追加テストを含めることを決定した。

保険契約の中には一定の契約群を再保険の対象としているものもある。例えば比例再保険契約の場合は、再保険者が保険者の保有する規定の契約群の保険料及び保険金のうち契約で定められた一定割合を引き受けている。現行のU.S. GAAPのガイダンスと同様、改定後の本公開草案は、再保険契約が、再保険者によって引き受けられた元受保険契約のうち再保険の対象となっている部分にかかる保険リスクの実質的にすべてを移転している場合は、たとえ再保険者が再保険契約から生じる損失に晒されることがないとしても、当該契約は重要な保険リスクを移転するものであることを明示している。

4.1.1.5 保険契約の結合

ED 8

以下のいずれかの場合には、企業は同じ相手(もしくは関係会社)に同時またはそれに近い時期に締結された2つまたはそれ以上の契約を結合し、それらの契約を1つの契約として会計処理を行う。

- 諸契約が1つの経済取引として交渉されたものである場合
- 1つの契約の対価が他の契約の対価または成績に従って決定される場合
- それぞれの契約が提供するカバーが、同じ保険リスクに関係している場合

4.1.2 裁量権のある有配当性を有する投資契約

ED BCA172-BCA174

本公開草案は、保険契約を発行する企業が発行する特定の投資契約の取扱いにも対処している。これらの契約では、保険契約者が裁量権のある有配当性を通して企業の利益や企業が保有する特定の資産のプールからの投資収益に参加することができる。このような契約は、「裁量権のある有配当性を有する投資契約」または「有配当投資契約」と呼ばれている。

裁量権のある有配当性を有する投資契約は、保険契約の定義を満たさない。しかしながら、これらの種類の契約は、多くの場合、保険契約に類似する特徴を有し、通常は保険会社により発行されている。

IFRS第4号において裁量権のある有配当性を有する投資契約は保険会計基準の適用範囲に含まれ、IAS第32号「金融商品：開示」の適用範囲から除外された。ただし、本公開草案においては、これらの契約は保険契約も発行する企業により発行される場合に限り、保険会計基準の適用範囲に含まれる。[X]

FASBの提案における相違点

FASB ED BC63-BC64

FASBのASU案は、裁量権のある有配当性を有する投資契約に対して適用されない。U.S. GAAPでは、これらの契約は金融商品のガイダンスの適用範囲に含まれる。

所見－裁量権のある有配当性を有する投資契約は適用範囲に含まれるか

審議の期間、多くのIASBのメンバーは以下の理由から、裁量権のある有配当性を有する投資契約を保険会計基準の適用範囲に含める事を支持していた。

- 一般的に有配当投資契約は、保険者により発行され、有配当保険契約と一緒に管理されている。
- 現行及び将来の金融商品会計基準において明確に対応されていない。

結果として、現行のIFRS第4号において適用範囲に含まれる裁量権のある有配当性を有する投資契約は、引き続き本公開草案においても適用範囲に含められると予想される。ただし、範囲の潜脱及び保険会計の適用対象とするために保険契約を人為的に組成する機会を避けるために、IASBは、本公開草案の適用範囲を、保険契約も発行する企業が発行する裁量権のある有配当性を有する金融商品に限定している。

保険契約を発行していない企業が発行する裁量権のある有配当性を有する金融商品は、本公開草案ではなくIAS第32号の適用範囲に含まれる。

本公開草案は、多様な事業を展開する報告企業に対して、「企業」の概念をどのように適用すべきかについては議論されておらず、銀行及び保険会社を含むグループ企業は、本公開草案の適用方法についてさらなる検討が必要となる可能性がある。

4.1.3 金融保証契約

ED B27(f)

保険契約の定義を満たすためには、保険事故により生じた保険契約者の損失を発行者が補償することが必要となる。

金融保証契約は、負債性商品の条件のもとで特定の債務者が支払期限の到来時に支払不能となった場合のみ、企業が代わって返済を行う権利を保険契約者に認めている。これらの金融保証契約は、通常、保険契約の定義を満たす。

一方で、負債性商品に損失が発生していない場合でも保険契約者に補償するように構成されている信用関連の契約は、保険契約の定義を満たさない。

ED 7(f), B30

本公開草案は、以下の現行のIFRSのアプローチを維持することを提案している。

- 発行者が過去に当該契約を保険契約とみなす旨を明確に主張し、保険契約として会計処理をしている場合、金融保証契約を保険契約として会計処理することを発行者に認める。

- 上記以外の場合について、発行者は金融保証契約を金融商品会計基準に従って会計処理しなければならない。[!]

FASBの提案における相違点

FASB ED 834-10-15-5

FASBのASU案は、保険契約の定義を満たすすべての保証取引(現行FASB ASC Topic 460の適用範囲に含まれる保証を含む)に適用される。しかしながら、現行FASB ASC Topic 460の適用除外は引き継がれており、他の適用除外規定が追加されている。

結果として、一部の非保険会社(例:金融保証契約を発行している銀行)は一部の契約にASU案を適用する必要が生じる可能性がある。

4.1.4 適用除外

ED 7

本公開草案における提案は、以下の契約については適用されない。発行者は通常、記載された適用可能な会計基準に従って、これらの契約を会計処理することになる。

適用除外	適用される会計基準
製造業者、販売業者または小売業者が直接発行する製品保証	<ul style="list-style-type: none"> IAS第18号「収益」または新たな収益認識基準 IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」
従業員給付制度による事業主の資産及び負債	<ul style="list-style-type: none"> IAS第19号「従業員給付」 IFRS第2号「株式に基づく報酬」
確定給付退職制度により報告される退職給付債務	IAS第26号「退職給付制度の会計及び報告」
契約上の権利または契約上の義務のうち、非金融項目の将来の使用または使用権を条件とするもの	<ul style="list-style-type: none"> IAS第18号「収益」または新たな収益認識基準 IAS第17号「リース」 IAS第38号「無形資産」
製造業者、販売業者または小売業者が提供する残価保証、及びファイナンス・リースに組み込まれた借手の残価保証	<ul style="list-style-type: none"> IAS第18号「収益」または新たな収益認識基準 IAS第17号「リース」

適用除外	適用される会計基準
固定料金のサービス契約で、以下の要件を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> • サービスの提供を主要な目的としている • 企業により顧客に関連するリスクの評価を反映しない契約価格が設定されている • 契約が現金の支払いではなくサービスの提供によって、顧客を補償する • 契約によって移転した保険リスクは、主として取引相手のサービス利用頻度の不確実性から生じる[X] 	<ul style="list-style-type: none"> • IAS第18号「収益」または新たな収益認識基準
以下を除く、金融保証契約 <ul style="list-style-type: none"> • 発行者が過去に保険契約としてみなすと明確に主張した契約で、かつ、 • 保険会計基準を適用してきた契約 	<ul style="list-style-type: none"> • IAS第39号「金融商品：認識及び測定」またはIFRS第9号「金融商品」
企業結合で支払うか、または受け取る条件付対価	<ul style="list-style-type: none"> • IFRS第3号「企業結合」 • IAS第39号「金融商品：認識及び測定」またはIFRS第9号「金融商品」 • IAS第32号「金融商品：表示」

契約が再保険契約である場合を除き、企業が保険契約者となる保険契約は本公開草案の適用範囲から除外される。

FASBの提案における相違点

FASB ED 834-10-15-5

FASBのASU案では、慈善的贈与式年金(charitable gift annuities)は明確に適用範囲から除外されている。

4.1.4.1 固定料金のサービス契約

ED BCA181-BCA182

固定料金のサービス契約は、以下の場合に保険契約の定義を満たす。

- サービスが必要かどうか、またはいつ必要かについて不確実性が存在する。
- 保険契約者は事象の発生によって悪い影響を受ける。
- サービスが必要とされた場合、発行者は保険契約者に補償する。

発行者が保険事故から保険契約者を補償する義務を履行するために、商品またはサービスを保険契約者に提供する事実を保険契約とすることは否定されない。しかしながら、両ボードは、固定料金のサービス契約が上記4.1.4で特定した特徴を有する(すなわち、固定料金のサービス契約のための適用除外規定に該当する)場合、当該契約は保険会計基準の適用範囲から除外され、代わりに、顧客との類似した他のサービス契約と同様に会計処理されるべきであると結論付けた。**[X]**

所見一固定料金のサービス契約に関する適用要件の見直し

ED BCA183

提案されている適用除外規定は、ある種の固定料金のサービス契約に対する追加的な適用除外があること以外は、IFRS第4号における除外規定と類似している。2010年公開草案に対するフィードバックは、固定料金の契約の主な目的が保険またはサービス提供のどちらであるかを、どのようにサービス提供者が決定するのかについての混乱を強調していた。特に、一部のサービス提供者は保険の提供をサービスととらえているためである。再審議の期間中に、両ボードは追加要件を加え、それにより固定料金のサービス契約は提案された保険会計基準の適用範囲から除外されることとなる。この新たな要件のもとでは、多くのロードサイド・アシスタンス・プログラムは、適用範囲から除外されると予想される。

FASB ED 834-10-55-29
to 834-10-55-39

FASBのASU案には、固定料金のサービス契約が保険会計基準の適用範囲から除外される条件を満たすかどうかを、企業が決定する方法を示す設例が含まれている。設例には、特定のロードサイド・アシスタンス・プログラム、均等払い及び固定料金の医療サービス契約、そして設備及びメンテナンス契約が含まれている。

所見一製品保証

ED BCA179

製品の製造過程では発見されなかった瑕疵をカバーするために、製造業者、販売業者または小売業者によって発行された製品保証は、本公開草案の適用範囲には含まれない。なぜなら、それらは将来の不確実な事象に対する製品保証ではなく、販売者がその履行義務を充足することを確実にするためのものであるからである。

製品が顧客に引き渡された後に生じる欠陥に対して顧客に保証範囲を与える製品保証もまた、本公開草案の適用範囲には含まれない。しかしながら、第三者によって発行された製品保証は提案の適用範囲に含まれる。例えば、製造業者、販売業者または小売業者でない企業によって発行される延長された自動車の製品保証は、固定料金のサービス契約の除外規定に該当する場合を除き適用範囲に含まれる。

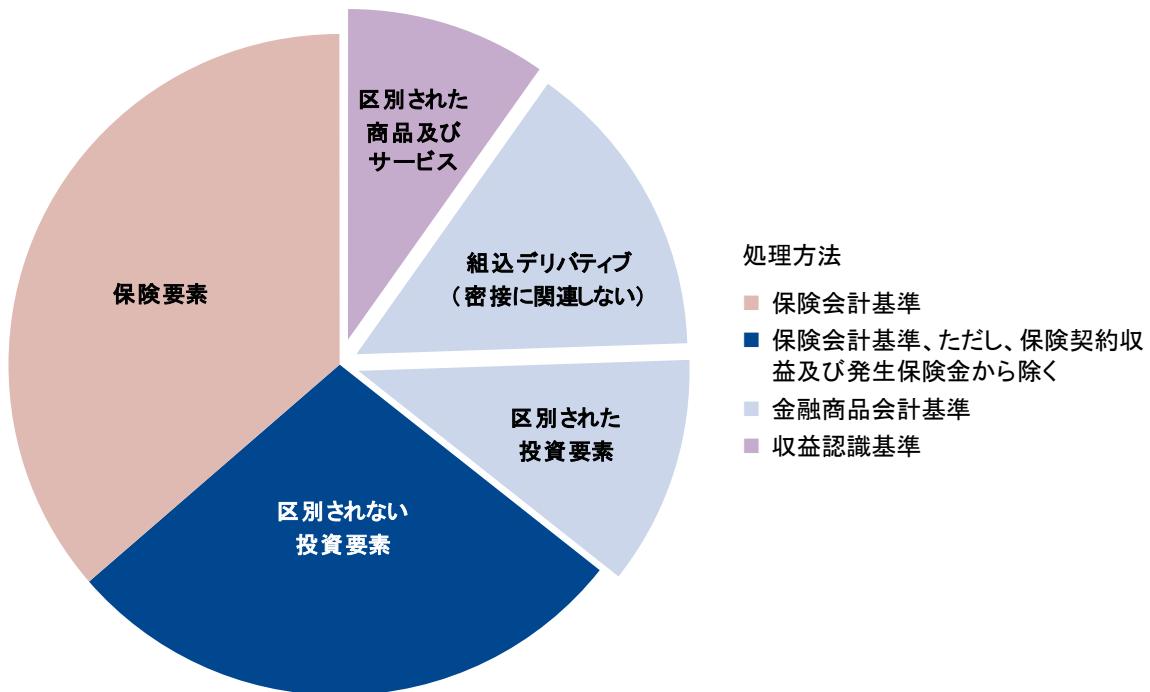
4.2 保険契約から分離される構成要素

ED 9-11, B31-B35

保険契約は、一連のキャッシュフローを生み出す権利と義務の束を創り出す。多くの短期の損害保険契約など、一部の種類の保険契約は保険カバーのみを提供している。多くの種類の生命保険契約、ユニット・リンク契約及び有配当契約は、企業が別個の契約としてそれぞれの構成要素を会計処理したとすれば他のIFRSの適用範囲となる1つ以上の構成要素を含んでいる。

例えば、一部の契約には以下の構成要素が含まれる。

- 投資要素—例えば、純粋な預金。企業が一定額を受け取り、その金額に一定の日における固定金利を付して払い戻す金融商品
- サービス要素—例えば、保険以外のサービス。年金管理、損害防止サービス、資産管理またはカストディ・サービスのようなサービス
- 組込デリバティブ—例えば、金利オプションまたは株価指数連動オプションのような金融デリバティブ



4.2.1

投資要素とサービス要素の分離

ED 10(b)–(c)

投資要素及びサービス要素(すなわち、財またはサービスを提供する履行義務)が区別できる場合には、当該要素を保険契約から分離する(アンバンドリング)。

ED BCA208

アンバンドリングが要求されない場合には、企業は、保険契約の構成要素に対して収益認識基準または金融商品会計基準を適用してはならない。

4.2.1.1

投資要素[!]

ED 10(b), B31–B32

投資要素が区別できる場合には、当該構成要素を主契約である保険契約から分離し、IFRS第9号に従って会計処理する。投資要素は、保険要素と密接に関連する場合を除き、同等の条件を有する契約を、同一の市場または同一の地域で保険契約を発行する企業または他の当事者のいずれかが別個に販売しているかまたは販売できる場合には、区別できる。

投資要素と保険要素は、次のいずれかの場合には密接に関連がある。

- 保険契約者が、他方の構成要素も存在していないと一方の構成要素から便益を受けることが出来ない場合。例えば、契約の一方の構成要素の失効または満期により他方の構成要素の失効または満期が生じる場合
- 企業が、一方の構成要素を考慮せずに他方の構成要素を測定することが出来ない場合

ED 58, BC90, BCA206

保険契約から区別できない投資要素は保険契約から分離されないが、保険会計基準に従って保険要素と一体として会計処理する。しかし、これらの投資要素からの収入及び支出は、保険契約収益及び発生保険金から除外する。

4.2.1.2

サービス要素[!]

ED 10(c), B33–B34

財またはサービスを提供する履行義務は、次のいずれかの場合には区別でき、保険契約から分離する。

- 企業(または保険契約を発行していない別の企業)が通常、当該財またはサービスを同一の市場または地域で別個に販売している場合

- 保険契約者が財またはサービスから、それ単独でまたは保険契約者が容易に利用可能な他の資源と一緒にして、便益を受けることができる場合

*ED B35**FASB ED 834-10-25-7*

しかし、次のいずれかの場合には財またはサービスは区別できず、保険要素と一体として会計処理する。

- 財またはサービスが保険要素のキャッシュフロー及びリスクと密接に関連がある場合
- 企業が、財またはサービスを保険契約に組み込んだ重要なサービスを提供している場合。例えば、企業が、財またはサービスを、保険契約に明記されたアウトプットを生み出すためのインプットとして使用している場合。

設例ー勘定残高を有する生命保険契約からの構成要素の分離

ED IE3

事例

ある勘定残高を有する生命保険契約は次の条件を有している。

- 保険契約者が契約開始時に保険料を1,000支払う。
- 勘定残高は以下のとおり。
 - 保険契約者が支払う任意の金額により毎年増加する。
 - 特定の資産からのリターンを用いて計算される金額により増加または減少する。
 - 勘定残高に対する年率1.5%での資産管理手数料及び年額125での保険手数料(死亡給付金5,000の2.5%として算定)により減少する。
- 契約の満期は、保険契約者の死亡か、契約解約の決定のいずれか早い方である。
- 契約は以下の支払いを約束している。
 - 保険契約者が死亡した場合には、死亡給付金5,000及び勘定残高に等しい金額
 - 保険契約者が契約を解約した場合には、勘定残高に等しい金額

勘定残高と同等であるが保険カバーを伴わない投資商品を、別の金融機関が販売している。

分析

資産管理サービスの分離

以下の理由から、資産管理サービスは区別でき、保険契約から分離する。

- 保険契約者が資産管理サービス及び保険カバーの提供から別個に便益を受けることができる。これは、(i) 所定の資産からのリターン(すなわち、企業の資産管理サービスを提供する履行義務)を受けること、(ii) 保険要素から死亡給付金を受け取ることにより行われる。
- 死亡給付金のリスク及び価値は、勘定残高に累積される金額に左右されない。

勘定残高の分離

別の金融機関により比較可能な投資商品が販売されているという事実は、構成要素が区別できる可能性があることを示唆している。しかし、保険カバーが提供する死亡給付金に対する権利は勘定残高と同時に失効するか満期を迎えるかのいずれかであるため、保険要素及び投資要素は密接な関連性を有している。結果として、勘定残高は区別できないと考えられ、保険契約から分離しない。

所見—アンバーデリングの要求により予想される影響

ED BCA190-BCA191

両ボードのアンバーデリングに関する提案は、以下の理由から透明性を改善することが意図されている。

- 非保険要素を分離することにより、これらの非保険要素を他の適切な会計基準に基づいて会計処理する場合には、別個の契約として発行される類似契約との比較可能性が高まる。
- 企業が受けたリスクを、異なるビジネスや産業間でより適切に比較できる可能性がある。

しかし、両ボードは非保険要素の分離の限界についても認めている。当該構成要素のキャッシュフローが相互依存的である場合、相互依存しているキャッシュフローを区別することが恣意的となり、複雑で有用でない会計処理になる可能性がある。

提案されたアンバーデリングの要件は、「密接に関連している」という概念によって限定的な適用となる可能性がある。なぜなら、

- 保険要素と投資要素の価値の間に相互依存性が存在していること、または、
- 他の構成要素が失効または満期を迎えることなく、ある構成要素が失効または満期を迎えることができるという状況は限定的であるためである。

所見—保険契約収益からの分離

ED BC90

本公開草案では、区別できない投資要素から生じるキャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローは、当期純利益及びその他の包括利益計算書における保険契約収入及び保険金等費用から区分して表示される。投資要素は、保険事故が発生するかどうかにかかわらず、企業が保険契約者または受給者に払い戻さなければならない金額になる。一定の明示的な勘定残高のような金額や、終身保険契約の解約返戻金及び養老保険におけるキャッシュフロー等は、区分表示の検討が必要となる可能性がある。

4.2.2

組込デリバティブの区分処理

ED 10(a)

以下の場合、組込デリバティブは主たる保険契約から区分し、IFRS第9号に基づいて会計処理を行う。

- 組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが、主たる保険契約の経済的特徴及びリスクに密接に関連していない場合
- 組込デリバティブと同一の条件を持つ個別商品がデリバティブの定義を満たし、IFRS第9号の適用範囲となる場合（例えば、デリバティブそれ自体が保険契約ではない場合）

*IFRS 9.B4.3.8(h),
IAS 39.AG33(h)*

IAS第39号及びIFRS第9号によると、例えば、組込デリバティブと主たる保険契約に相互依存性があるために企業が組込デリバティブを区分して、すなわち主契約である保険契約を考慮しないで測定することができない場合、組込デリバティブの経済的特徴及びリスクは主契約である保険契約の経済的特徴及びリスクに密接に関連していることとなる。

所見－現行実務との相違

本公開草案は、IAS第39号及びIFRS第4号に基づく現行の組込デリバティブの会計処理と根拠は同一である。しかしながら、IFRS第4号とは異なり、企業はIAS第39号またはIFRS第9号における区分処理の要件を満たさない組込デリバティブについて、区分して処理するという会計方針を採用することができない。一方で、本公開草案は、企業が保険契約全体を当期純利益を通じて公正価値で測定する(FVTPL)区分として会計処理するという会計方針を採用することにより、IAS第39号及びIFRS第9号に基づく区分処理を回避することを容認していない。

IFRS 4.8

さらに、IFRS第4号は、保険契約を固定金額で解約できる保険契約者のオプションについて、IAS第39号及びIFRS第9号の区分処理規定を適用する必要はないとしている。この例外は、本公開草案には引き継がれていない。その代わり、企業はIAS第39号またはIFRS第9号における規定を適用し、解約オプションの区分処理の要否を決定することになる。

*IFRS 9.B4.3.8(h),
IAS 39.AG33(h)*

IAS第39号AG33項またはIFRS第9号B4.3.8項のガイダンスを適用すると、企業は解約オプションが主契約である保険契約に密接に関連するか否かを判断する必要がある。当該ガイダンスは、組込デリバティブと主契約である保険契約に相互依存性があるために、企業が組込デリバティブを区分して測定できない場合、保険契約における組込デリバティブは主契約である保険契約に密接に関連しているということを明確化している。

組込デリバティブについてのIAS第39号及びIFRS第9号の区分要件を特定の保険契約にどのように適用するかを示す、IFRS第4号の追加的な適用指針は、本公開草案に引き継がれていない。

4.2.3 構成要素の配分[!]

ED 11

企業は、単独の金融商品であるという考えに基づき、区別できる投資要素及び組込デリバティブにキャッシュフローを帰属させる。これは、企業が投資要素または組込デリバティブを独立した契約として発行したかのように、それらを測定することを意味する。

アンバンドルされた投資要素及び組込デリバティブに関連するキャッシュフローを除外し、IAS第18号または近く公表される収益認識基準に基づいて、企業は区別できるサービスを提供する履行義務を、独立した売却価格に基づいて配分する。

キャッシュ・アウトフローの配分は、まず保険要素またはサービスを提供する履行義務のどちらに直接関連するかに基づく。その他のキャッシュ・アウトフロー(新契約費及び間接費を含む)は、当該構成要素が独立の契約として発行されたものであったならば企業に発生すると見込まれるコストを反映して、合理的で首尾一貫した基礎により、保険要素と区別できるサービスを提供する履行義務に配分する。

所見－独立した販売価格に基づく配分

ED BCA201– BCA202

本公開草案によれば、企業は、保険契約のキャッシュ・インフローを、各構成要素の独立した販売価格に基づいて主契約である保険契約と、区別できるサービス要素に、配分することになる。

例えば、2つの構成要素を合わせた対価が独立販売価格とは異なることにより、また、相互補助があることにより、独立販売価格が直接観察できない場合もある。そのような場合には、企業は、各構成要素の独立販売価格を見積り、取引価格を配分する必要がある。

ディスカウントまたは相互補助は、観察可能な証拠に基づいて一方または両方の構成要素に配分することになる。

5 認識、認識の中止、及び契約の修正

5.1 認識

ED 12

本公開草案では、企業は、次のうち最も早い日から自身が発行する保険契約を認識しなければならない。

- カバー期間開始時
- 保険契約者からの最初の支払期限が到来した日
- 該当がある場合、当該契約が属することとなる保険契約ポートフォリオが不利であることが事実及び状況により示された日[!]

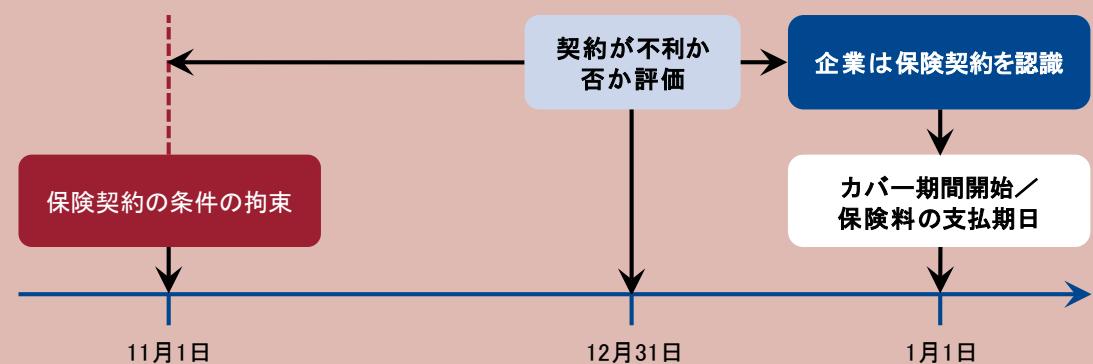
ED 15

履行キャッシュフローとカバー期間開始前のキャッシュフローとの合計額がゼロよりも大きい場合に、保険契約ポートフォリオは「不利」である。

設例ー保険契約の認識

事例

- X社は、1年11月1日から保険契約の契約条件に拘束される。
- 保険契約のカバー期間は、保険料の支払期日と同日の2年1月1日に開始する。



分析

結果として、X社は通常、保険契約を1月1日に認識する。ただし、X社は、契約が属することとなる保険契約ポートフォリオが不利である事実または状況の有無を評価し、そのような事実または状況がある場合、その日から契約を認識することになる。

ED 14

契約上の支払期限がない場合には、保険契約者からの最初の支払いは、受取時に支払期限が到来したものとみなす。企業は、契約の境界線(6.2.1を参照)に含まれない保険料に関する金額を、負債または資産として認識してはならない。このような金額は、将来の保険契約に関するものだからである。

カバー期間開始前のキャッシュフロー(例:新契約費)は、当該契約を含むこととなる保険契約ポートフォリオの一部として認識される。

FASBの提案における相違点

*FASB ED 834-10-25-11
to 834-10-25-12*

FASBのASU案では、保険契約は、保険契約のカバー期間の開始時に認識される。カバー期間開始前に、企業が発行した保険契約ポートフォリオが不利であることを事実及び状況が示しており、かつ、企業がもはや保険事故に関して保険契約者に保険カバーを提供するという義務から逃れることができない場合には、負債が認識される。

所見－認識

企業が保険契約を認識する日付は下記において、特に重要である。

- 契約上のサービス・マージンの決定：認識時に、企業は、保険契約から発生するキャッシュフローを測定し、契約上のサービス・マージンを決定する。契約上のサービス・マージンは、その後、カバー期間にわたり認識される（6.5を参照）。
- ロックインした割引率の決定：利息は通常、保険契約負債について契約の当初認識時の割引率を使用して計上される（6.5.3及び11.2を参照）。

2010年公開草案の提案

2010年公開草案は、企業は契約当事者となった時に保険契約を認識することを提案していた。企業は、場合によつては、カバー開始時よりもかなり前に契約の当事者となる可能性がある。

ED BCA210-BCA211

2010年公開草案に対するコメント提出者は、2010年公開草案の認識に関する提案によれば、カバー期間の開始前であつても契約を追跡し会計処理しなければならないことを懸念した。これにより、システム変更が必要となり、結果として便益を上回る著しく高い導入コストが生じる可能性がある。

本公開草案の提案

IASBは、不利でない契約の認識の時点を、以下のいずれか早い時点から認識することに変更した。

- カバー期間の開始時
- 保険契約者からの最初の支払期日が到来した日（企業が契約当事者になった後に、契約のカバー期間となる）

ED BCA214

さらに、保険契約が属することとなるポートフォリオが不利である場合に限り、当該不利な契約は、カバー期間開始前に認識される。結果として、状況の不利な変化は、カバー期間の開始前に契約を個々に追跡することなしに認識される。契約ポートフォリオのハイレベルな見直しで十分である可能性がある。

IFRS第4号と同様に、本公開草案では、企業は将来の契約に係る潜在的な保険金に関連するいかなる負債や資産も認識しない（例：異常危険準備金または利益平衡準備金）。

5.2 認識の中止

ED 50-51

保険契約(またはその一部)は、保険契約が消滅した(すなわち、保険契約に定められた義務が、免除、解約または期間満了となった)ときにのみ、財政状態計算書における認識を中止する。

企業が再保険契約を購入する場合、元受保険契約の保険契約者への義務が消滅した場合にのみ、元受保険契約の認識を中止する。

所見—認識の中止

IFRS 9.B3.3.1,
IAS 39.39

提案された認識の中止要件は、IAS第39号及びIFRS第9号の金融負債に関する認識の中止要件と整合している。

5.3 保険契約の修正[!]

5.3.1 実質的な契約の修正

ED 49(a)

契約開始時に、以下のいずれかの項目の評価が異なる結果となるような方法で契約の修正を行う(すなわち、実質的な契約の修正)場合、既存の保険契約の認識を中止し、新たな契約を認識する。

- 契約が保険会計基準の適用範囲に含まれるかどうか
- 保険契約を会計処理するために保険料配分アプローチを用いるかどうか
- 条件変更後の保険契約が異なるポートフォリオに含まれることとなるかどうか

FASBの提案における相違点

FASB ED 834-10-40-4
to 834-10-40-6

FASBのASU案には、条件変更された保険契約の認識を中止するかどうかを決定するにあたり、上記3番目の要件(条件変更後の保険契約が異なるポートフォリオに含まれることとなるかどうか)は含まれていない。

さらに、FASBのASU案には、既存の保険契約の認識を中止し新たな契約を認識するような実質的な契約の修正について、追加的な判断要件が含まれている。これらの追加要件は、既存のU.S. GAAPのガイダンスから引き継がれたものである。

5.3.2 実質的ではない契約の修正

ED 49(b)

実質的ではない契約の修正は以下のとおり会計処理を行う。

- 条件変更によって保険契約者に追加的な給付を受ける権利が付与される場合には、当該給付を提供する義務を新たな契約として認識する。新たな契約に係る契約上のサービス・マージンは、当該条件変更に対して課された追加的な保険料を参照して決定される。企業は、当初の保険契約の会計処理を継続する。
- 条件変更によって、保険契約が従来要求していた一定の給付を提供する義務が消滅する場合には、契約のうち給付の削減に関連する部分(契約上のサービス・マージンに関連する部分を含む)の認識を中止する。
- 条件変更によって、保険契約者に対する給付水準を変えることなくキャッシュフローが変更される場合には、当該キャッシュフローの変更は見積りの変更として扱われる。当該見積りの変更に関する表示については、11.2を参照。

5.3.3

条件変更に伴う利得または損失の認識

ED 53

企業は、以下の場合に、利得または損失を認識する。

- 保険契約の実質的な契約の修正の結果として、契約の認識を中止し、新たな保険契約を認識する時
- 保険契約の実質的ではない修正の結果として、保険契約の一部分の認識を中止する時

利得及び損失の金額は、以下の差額と等しい。

- 契約を修正した日に修正後の金額と同じ条件で新たに契約を締結したとしたならば、企業が保険契約者に課したであろう保険料
- 認識を中止した契約の帳簿価額

ED 52

再保険契約が実質的に修正される場合、契約者及び保有者とも当該契約から生じるキャッシュ・アウトフローの修正として関連する利得または損失を表示する。

6 測定モデル

ED BCA22-BCA24

本公開草案には、企業が発行したすべての種類の保険契約に係る1つの包括的な測定モデルが含まれている。ただし、そのモデルを簡素化した保険料配分アプローチを、一部の短期契約（例：多くの財産保険、損害賠償保険、短期の健康保険契約）に適用することができる。簡素化した保険料配分アプローチについてのさらなる議論については、セクション7を参照。

履行概念

2010年公開草案と整合して、提案されている測定モデルは現在の「履行」概念に基づいたものであるが、これは負債を第三者に移転するのではなく、一般的に、支払期限到来時に給付金及び保険金を保険契約者に支払うことを通じて保険者は義務を履行するという事実を反映している。2010年公開草案における中心的な原則をおおむね維持し、主要な原則のさらなる明確化のための改訂及び以下の2つの追加を行っている。

- 契約上のサービス・マージンのアンロック
- 特定の有配当契約に対する「ミラーリング」アプローチ

所見—履行価値

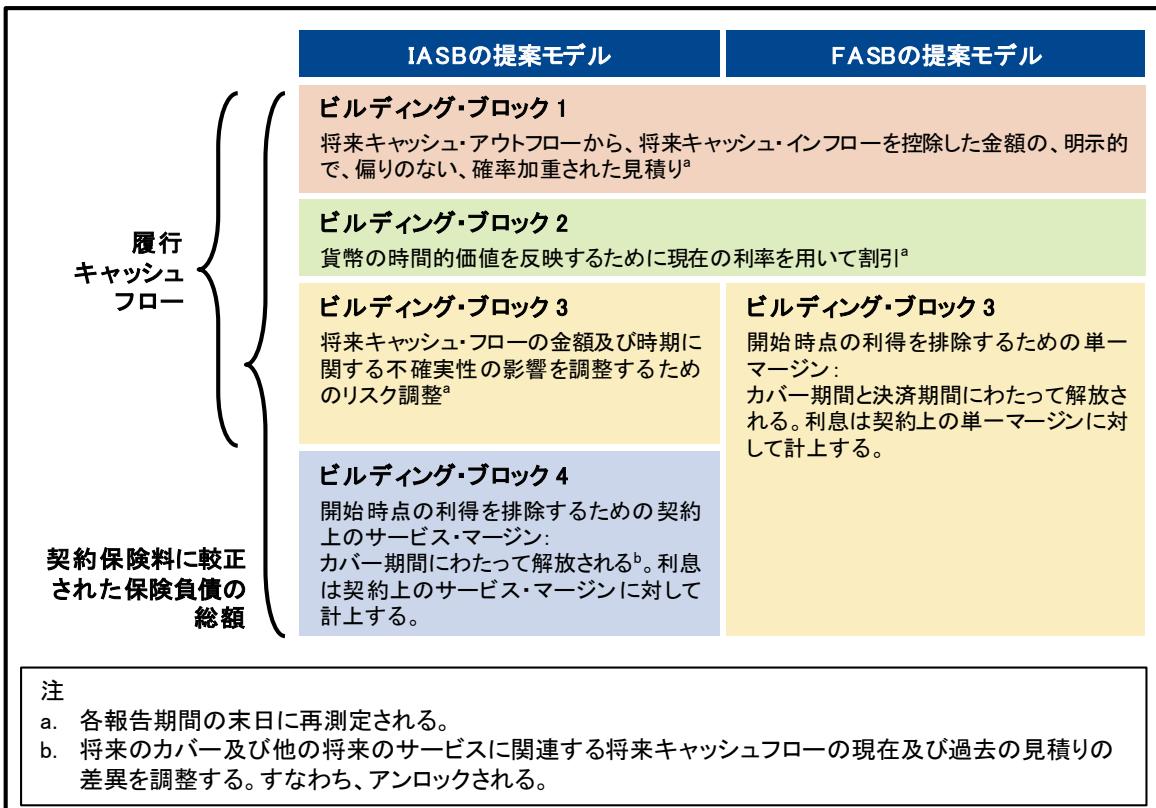
測定モデルは履行キャッシュフローに焦点を当てており、これには契約の最終的な履行キャッシュフローの金額及び時期に関するリスクを負うことに対して保険者が要求する対価に基づいたリスク調整が含まれている。

本公開草案において提案された測定モデルと公正価値モデルとの間には重大な相違点がある。公正価値モデルとは違い、本公開草案において提案されているモデルには以下の事項が含まれる。

- 企業の自己の信用リスクの排除
- リスク調整を含む非金融市場変数に係る企業自身のインプットの使用
- 初日の利得の排除
- 契約上のサービス・マージンの異なる取扱い

IASBモデルとFASBモデルの間の相違点

IASBの提案モデルでは、キャッシュフローのパッケージを4つのビルディング・ブロックを用いて測定することになる。2010年公開草案と整合して、IASBとFASBの測定モデルはリスクと不確実性を反映する方法が異なる。

**ED BC App D**

FASBの提案モデルでは、別個のリスク調整と契約上のサービス・マージンではなく、リスクと不確実性は単一マージン²を通じて非明示的に反映されることになる。

IASBとFASBの測定モデルのもとでは、保険契約の全体的な収益性は極めてよく似た方法で測定される。しかし、利益の認識の時期が異なることになる可能性が高い。

所見—3つのビルディング・ブロックと4つのビルディング・ブロック

FASB ED BC205,**ED BCA94**

FASBの見解

FASBのASU案は、単一マージン・アプローチと別個のリスク調整及び契約上のサービス・マージンを含むアプローチのどちらがより推奨されるかについて、市場関係者からのフィードバックを求めている。

FASBの単一マージン・アプローチの提案は、以下の懸念の影響を強く受けている。

- リスク調整を測定し明示すること
- 比較可能性を高めると考えられているリスク調整を測定する唯一の技法がないこと

単一マージン・アプローチでは、リスク調整と契約上のサービス・マージンは共に利益の繰延べを意味する。FASBは、測定のために単一マージンを用いるというよりも、利益を、リスクの負担に関連する金額とカバーや他のサービスに関連する金額に分けることは恣意的であると考えている。この考え方の支持者はまた、リスク調整はソルベンシーと関連性のある概念であるが、客観的にリスク調整を算定することは不可能であり、不必要にコストがかかると考えている。

² IASBが提案している契約上のサービス・マージンと区別するために、本冊子では、FASBの提案している測定モデルにおけるマージンを「単一マージン」と呼ぶこととする。

ED BCA95

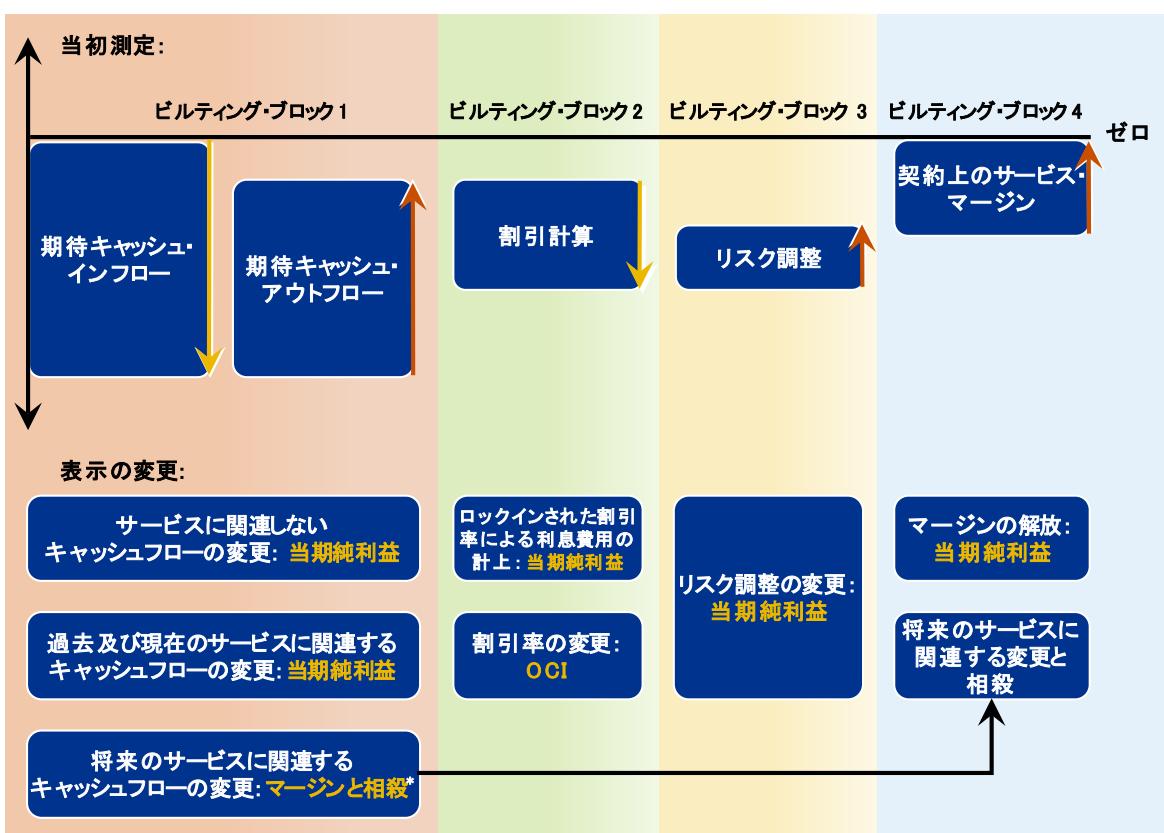
IASBの見解

IASBはリスク調整により次のような結果が得られると考えているため、別個のリスク調整を提案している。

- 保険契約の中心的な特徴であるリスクを明示的に測定する。
- 利益認識パターンが契約の経済的決定要因(例:リスクまたは、カバー及び他のサービス)に対して、より感応的となる。
- 金融商品の市場での評価及び価格付けと概念的に整合することになる。
- リスク・フリーの負債と区別するようなマージンを含めて負債を測定する。

6.1**測定モデル案の適用**

当初認識時に、企業は4つのビルディング・ブロックを用いて契約を測定することになる。保険負債は各報告期間において、以下の方法で再測定される。



* 契約上のサービス・マージンがない場合には、当期純利益を通じて認識

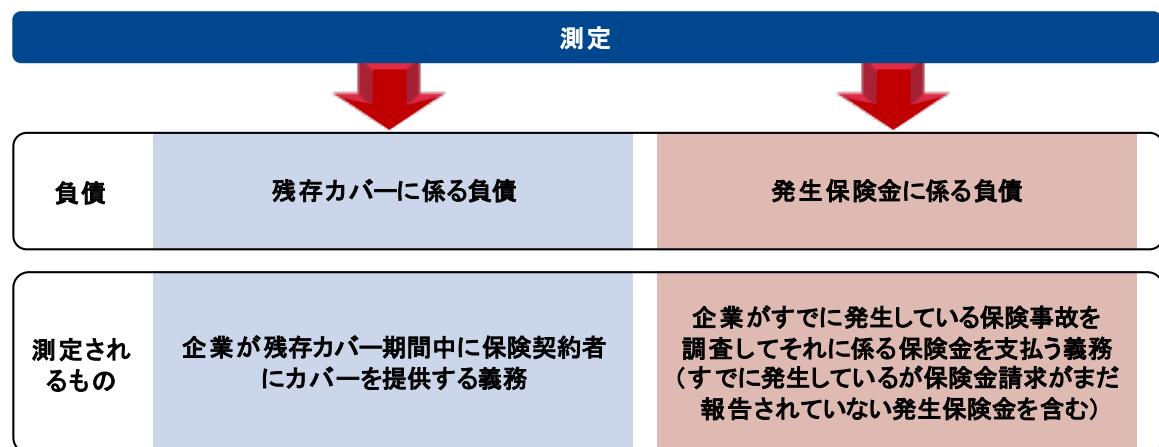
6.1.1**当初測定**

ED 18-19

保険契約の当初測定の結果、初日損失となった場合、すなわち、リスク調整を加えた期待キャッシュ・アウトフロー(カバー期間開始前のキャッシュフローを含む)の現在価値が期待キャッシュ・インフローの現在価値を上回る場合には、企業は当該金額を直ちに損失として認識する。期待キャッシュ・インフローの現在価値が期待キャッシュ・アウトフロー(カバー期間開始前のキャッシュフローを含む)の現在価値を上回る場合には契約上のサービス・マージンを認識するため、保険契約の開始時の利得は認識されない。

履行キャッシュフローの現在価値は企業による不履行リスクを含まない。

この保険契約の測定は、2つの要素に分けることができる。



6.1.2 事後測定

ED 29-32

状況、条件、割引率やリスク調整を含む仮定の変更を反映するために、各報告期間の末日において履行キャッシュフローは再測定されることになる。履行キャッシュフローの見積りの変更は性質に応じて、当期純利益またはその他の包括利益のいずれか、または契約上のサービス・マージンと相殺して反映されることになる。履行キャッシュフローの変更の表示については、11.2を参照。

契約上のサービス・マージンは、(割引率の変更の影響を除く)将来のカバー期間や将来のサービスに関連する将来キャッシュフローの見積りの変更に対して「アンロック」、すなわち調整されることになる。契約上のサービス・マージンは保険契約のカバー期間にわたって規則的に認識され、利息は「ロックイン」された割引率(すなわち、契約開始時に用いられた割引率)で認識される。

各報告期間の末日における保険契約の帳簿価額は、履行キャッシュフローと契約上のサービス・マージンの残額の合計額に等しくなる。

FASBの提案における相違点

FASB ED 834-10-30-1,
834-10-35-3, 834-10-35-18

FASBの測定モデルでは、実際のキャッシュフローまたは期待キャッシュフローの変更について単一マージンをアンロックしない。それらの変更は、直ちに当期純利益を通じて認識する。マージンは、カバー期間だけというよりも、カバー期間と決済期間の両方にわたって認識される。

ED BC App D

所見一測定

契約上のサービス・マージン及び単一マージンは保険契約の受取対価(受取／未収保険料)の内訳となるため、FASBとIASBのアプローチのどちらによっても、一般的に、契約開始時における全体的な測定で差異は発生しない*。しかし、次の理由から、保険契約の事後測定においては、差異が生じることとなる。

IASBの提案モデル

- リスク調整は各報告期間に再測定され、変更を当期純利益に認識する。
- 契約上のサービス・マージンは将来のカバー期間及び将来のサービスに関連する将来キャッシュフローの見積りの変更に対してアンロックされる。
- 契約上のサービス・マージンは、カバー期間にわたり償却される。

FASBの提案モデル

- 単一マージンは、リスクと不確実性の変更、または負担するリスクと不確実性に対する価格の変更を反映するための再測定はされない。
- 単一マージンは、契約開始時にロックインされる。
- 将来キャッシュフローの見積りに係るほとんどの変更は、当期純利益で認識する。予定利率の変更については例外である(8.2を参照)。
- 単一マージンは、カバー期間及び保険金請求処理期間にわたり償却される。

(*) 差異は初日の損失がある場合に生じる(6.4を参照)。

所見一測定モデルの適用がビジネス全体に与える影響

生命保険会社の業績に与える影響

測定モデル案が業績の報告に与える影響は、おそらく大部分の企業にとって著しいものになる。特に、長期の保険契約を発行しており、その契約を測定する際に現在はロックインされた見積キャッシュフローを用いている生命保険会社は、収益のパターンの変化に直面する可能性が高い。

自己資本に与える影響

本公開草案における現在価値に基づく保険負債の測定及び収益認識は、一部の地域における自己資本規制に影響を与えることになる。

一部のソルベンシーの枠組みのもとでは、規制所要資本の計算に使用される保険負債は、IFRSまたはU.S. GAAPで作成された企業の財務諸表に基づいたものである。

それゆえ、株主資本のボラティリティは、企業の規制資本に直接に影響を及ぼし、企業の資本管理の複雑性を増大させる可能性がある。

他の金融機関(例えば銀行)もまた、国または規制上の(非保険会社に適用される)要件の対象となるかもしれない。

規制上の重大な見直しは、その原則を通じて全世界の保険規制をより一貫したものとするために、ヨーロッパにおけるソルベンシーⅡ、アメリカにおけるソルベンシー近代化構想、保険監督者国際機構(IAS)の取組みによって進行中である。

本公開草案がこれらの規制モデルとどれだけ協調しているかを検討する必要がある。一部の企業については、本公開草案に含まれる測定規定とソルベンシーで議論されている事項の間に重複する領域があり、実行計画並びにシステム及びプロセスの評価において活用することができる可能性がある。

システムとプロセス

IFRS及びU.S. GAAPのもとでの保険契約に係る現行の会計慣行の変化の程度により、組織全体のプロセス及びコントロールを開発、テスト、実行するためには多大な労力が必要となる。

システムは新しい要件やデータの重大な増加(例えば、データの収集と保存、契約上のサービス・マージンとその解放の履歴管理、割引率の履歴管理と調整)に対処できる必要がある。

本公開草案の要求により、(例えば、現在の基礎率の使用に起因する)財務情報の作成スケジュールに、より大きな負荷が生じる可能性がある。

企業は例えば以下の項目を決定する際に、現行のプロセスを変更または新たなプロセスを構築する必要が生じる可能性がある。

- 期待将来キャッシュフロー
- 割引率
- リスク調整
- 契約上のサービス・マージン

しかしながら、変更の度合いは現行のIFRSから移行するか、またはIFRSを初度適用するかによって決まり、多くの他の領域でも変更が生じる可能性がある。

6.2

ビルディング・ブロック 1 – キャッシュフロー

ED 22, B66

保険契約の測定における最初のステップは、将来キャッシュフローを見積ることである。履行キャッシュフローの算定に用いるキャッシュフローの見積りには、契約ポートフォリオの履行に直接関連するすべてのキャッシュフローを含めなければならない。それらの見積りは以下のようなキャッシュ・インフロー(主に、保険契約者から受け取る期待保険料)及びキャッシュ・アウトフローを含めなければならない。

- 保険契約者へ支払うべき保険金及び給付金
- 保険金請求処理及び管理費用
- 満期返戻金及び解約返戻金
- 契約者配当金
- 契約ポートフォリオに直課可能な新契約費及び間接費

これらの見積りは、以下のすべてを満たすものでなければならない。

- 明示的である(すなわち、企業は、当該キャッシュフローの見積りを、将来キャッシュフローを貨幣の時間価値について調整する割引率の見積りや、当該将来キャッシュフローの金額及び時期に関する不確実性の影響についてキャッシュフローを調整するリスク調整とは別個に行わなければならない)。
- 企業の視点を反映する。
- 保険契約のキャッシュフローに係るすべての入手可能な情報を反映する。これには業界データ、企業のコストの実績データ、保険契約のキャッシュフローに関連する市場のインプットなどが含まれるが、それらに限定されない。

- 現在のものである(すなわち、当該見積りは、測定日時点で利用可能な情報のすべてを反映しなければならない)。
- 既存契約の境界線内のキャッシュフローのみを含める。

所見一キャッシュフローの見積り

キャッシュフローの見積りは、各報告期間において更新され、見積りの変更は直ちに当期純利益に認識するか、契約上のサービス・マージンとして調整する。

この提案は、一部の契約について現在、ロックインされた見積りキャッシュフローを使用している多くの企業にとって、実務の大きな変更を意味している。

金融変数を基礎とするキャッシュフローは、市場価格と整合して測定される。企業は以下を明示的に考慮しなければならない。

- 保険契約者へ支払われる投資運用成績に関する最低金融保証
- 保険契約に組み込まれた類似の保証

場合によっては、保険契約から生じるキャッシュフローの一部に対して複製資産が存在する。その資産の公正価値が、当該保険契約のその当該部分について、明示的なビルディング・ブロック・アプローチのもとでの履行キャッシュフローの明示的な測定の代替として使用される可能性がある。市場変数及び割引の詳細は、それぞれ6.2.5.1及び6.3を参照のこと。

6.2.1 契約の境界線[!]

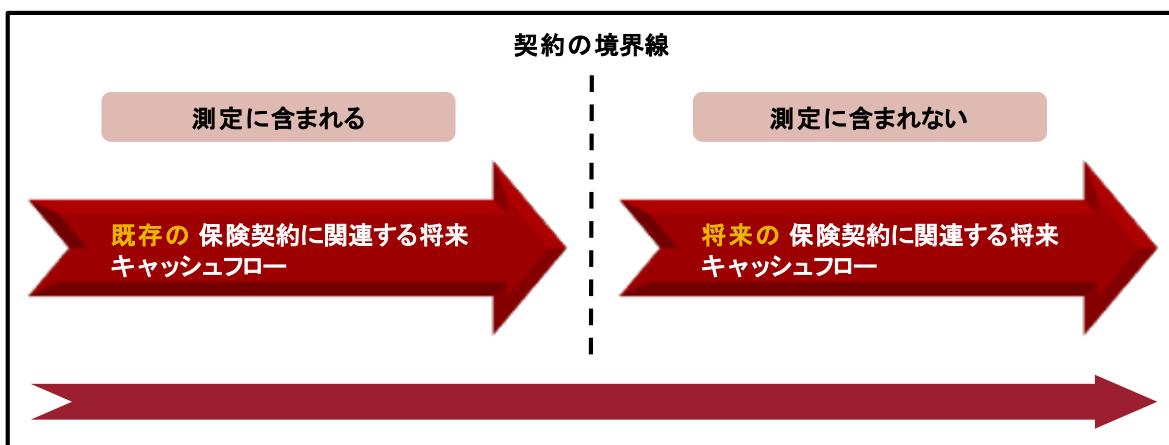
ED 23-24

保険契約の測定には、当該契約の境界線内のキャッシュフロー(保険料、給付金、費用)を含めなければならない。

保険契約の境界線は、既存の保険契約に関連する将来キャッシュフローと、将来の保険契約に関連する将来キャッシュフローを区別する。以下のいずれかの場合、キャッシュフローは境界線内にある。

- 企業が保険契約者に保険料の支払いを強制できる場合。
- 契約、法律または規制から生じる保険契約者が保有する全ての権利を考慮した場合に、保険契約者にカバーまたは他のサービスを提供する実質的な義務を負っている場合。ただし、商業実態のない制約は考慮しない。

したがって、企業は既存の契約に基づく義務の履行から生ずると予想される契約者への全てのキャッシュフローを考慮しなければならない。



ED 23, B64–B65

企業がカバーまたは他のサービスを提供する実質的な義務は、以下のいずれかの時に終了する。

- カバーを提供することを要求されず、契約者が契約を復活する権利を有していない時
- 企業が特定の保険契約者のリスクを再評価する権利または実質的な能力を有していて、その結果、当該リスクを完全に反映する価格を設定できる時
- 当該契約を含んだポートフォリオのリスクを再評価する権利または実質的な能力を有していて、その結果、当該ポートフォリオのリスクを完全に反映する価格を設定できる時³

企業が契約またはポートフォリオのリスクを完全に反映する価格を設定する権利または実質的な能力を有しているかを評価する際は、更新日において同等の契約を残りのカバーについて引き受ける際に考慮するであろうすべてのリスクを考慮すべきである。新規契約と同様の価格を設定する能力がなければ、権利または実質的な能力を有しているとは言えない。

ED BCA42

企業は保険契約または契約ポートフォリオの測定を報告期間ごとに更新するので、契約の境界線の評価は報告期間ごとに行われ、それゆえに変動しうる。例えば、当該契約の価格改定を行う能力に対する制約に、従前は商業実態がないと考えられていたが、現在は実態がある場合もある。

所見—契約の境界線の原則

契約の境界線は、保険契約の測定アプローチにおいて重要な検討項目である。例えば、企業が固定の、または決定可能な価格で将来のカバーを提供しなければならない場合には、保険料と費用の見積りは測定に含められる。保険料の支払いが予想される時点で企業が保険カバーを提供する義務がない場合、将来の強制的でない保険料は考慮されるべきではない。

所見—健康保険契約への適用

ED BCA40

保険契約は、一般的な市場実績(例えば、死亡率の実績)に基づいて企業が保険契約の価格改定を行うことを認めるが、企業が個々の保険契約者のリスク・プロファイル(例えば、健康保険契約)を再評価することを認めない場合がある。この場合、当該保険契約は、契約の価格改訂をしないまま保険契約者へのカバーの提供を企業に要求することにより、企業を拘束する。

多くの健康保険の保険者は、個々の契約に基づいては価格改定を行うことができないため、2010年公開草案における契約の境界線の原則において以下の点を懸念していた。

- 損害保険契約への保険料配分アプローチの適用が制限される
- 初日の契約期間ではなく、更新権まで考慮したキャッシュフローの見積りを要求される

これらの企業は、企業が個々の保険契約者のリスク評価を用いて既存の契約の価格改定を行うことができない場合であっても、企業が当該契約の属するポートフォリオの価格改定ができる、その結果、ポートフォリオ全体に課される価格がポートフォリオのリスクを完全に反映する場合があるとコメントした。その結果、企業はもはや既存の契約のポートフォリオに拘束されておらず、その時点を超えて生じるキャッシュフローは、既存契約の境界線を越えるものであると主張している。

両ボードはこれらの議論を踏まえ、これらの懸念に対処するため、契約の境界線の原則を修正した。

契約の境界線の原則の修正の結果として、多くの健康保険契約における契約の境界線は、現状のカバーペリ기를超えないこととなる。

³ カバーペリ기에に対する保険料の価格付けが、将来の期間に係るリスクを考慮に入れていない場合

所見—生命保険契約への適用

修正後の契約の境界線の原則により、従来から長期契約として扱われていた定期生命保険契約に対し、修正後の原則を適用することで意図しない結果が生じることとなった。再審議の間に、一部の保険者は、修正後の原則は、契約開始後に保険者がリスクの変化を反映するために契約のポートフォリオの価格を改訂することを認めることで、生命保険契約における契約の境界線を制限することにもなるとコメントした。長期契約の製品を販売している企業は、修正後の契約の境界線の原則のあらゆる影響について評価する必要が生じる可能性がある。

保険契約者の行動

ED B63

保険契約は共通して、保険契約者が受け取ることによる支払いの金額、時期、内容または不確実性を変化させる行動を取ることを可能にする特徴を有している。こうした特徴には、解約オプション、転換オプション、契約に基づく給付を依然として受けている間に保険料の支払いを停止するオプションなどがある。

保険契約の測定は、期待値ベースで、保険契約者の将来の行動を反映しなければならない。当該測定は保険契約者の行動を見通す、すなわち、保険契約者が利用可能なオプションをどのように行使するかについての企業の見方を反映しなければならない。

例えば、保険契約の測定にあたっては、以下のような仮定を置いてはならない。

- 企業にとって解約が不利であることを理由として、全ての保険契約者が契約を解約すると仮定すること
- 企業にとって継続が不利であることを理由として、全ての保険契約者が契約を継続すると仮定すること

所見—保険契約者の行動

ED 93(b), BCA43-44

保険契約者の行動に提案モデルを適用する際、デポジット・フロアは測定に適用されない。デポジット・フロアは、要求払いの特徴を有する金融負債の公正価値の決定に関連するIFRS第13号「公正価値測定」第47項における規定を説明するためにしばしば使用される用語である。すなわち、デポジット・フロアとは、公正価値が要求払いの金額(支払が要求される最初の日から割引いた金額)を下回らないということである。

デポジット・フロアを保険契約の測定の際に適用したとすると、結果として生じる測定は、保険契約者が企業に最も不利な方法でオプションを使いシナリオ以外の全てのシナリオを無視することになる。しかし、これは確率加重の見積りを考慮する期待価値アプローチと矛盾する。一部の契約については、契約の境界線を報告日に近づけることになる。

測定にデポジット・フロアは適用されないが、保険契約の要求払いの金額は開示されることとなる。

所見—オプション及び保証

本公開草案では、オプションに関連する期待将来キャッシュフローの見積りには、すべてのオプションと当該契約の境界線の中に含まれる将来キャッシュフローが反映される。しかし、企業の現行の会計実務は、生命保険契約の測定においてオプションの期待キャッシュフローを完全には反映していない可能性がある。

6.2.2 測定レベル[X]

ED B36–B37

保険契約ポートフォリオから生じる期待キャッシュフローは、個々の契約の期待キャッシュフローの合計額に等しい。本公開草案では、測定についての集約のレベルは、将来キャッシュフローの期待現在価値に影響を与えないはずであるが、例えば既発生未報告分(IBNR)の見積りやポートフォリオ・レベルで発生する費用のように、実務的な理由から、見積りをポートフォリオについて集約して行う方が、個々の保険契約について行うよりも容易である場合がある。その結果、期待キャッシュフローは契約のポートフォリオのレベルで評価される。

ED App A

本公開草案では、保険契約のポートフォリオは次の両方に該当する保険契約のグループと定義される。

- 同様のリスクに対するカバーを提供し、引き受けるリスクに対して同様に価格付けが行われている。
- 単一のプールとして一括して管理されている。

リスク調整及び契約上のサービス・マージンの測定のレベルについての詳細な議論は、6.4.1及び6.5.1を参照。

FASBの提案における相違点

FASB ED 834-10-20,

*FASB ED 834-10-55-46
to 834-10-55-50*

FASBのASU案では、保険契約のポートフォリオは下記のように定義される。

- 同様のリスクにさらされている。
- 引き受けるリスクに対して同様に価格付けが行われている。
- 類似のデュレーション及び類似の予想される単一マージンの解放パターンを持つ。

ポートフォリオは、単一マージンの決定及び解放、及び不利な契約テストに用いられる会計単位である。

所見—ポートフォリオの決定

FASB ED 834-10-55-50

FASBの定義では、リスクが単一のプールとして「一括して管理されている」という条件を含まない。なぜなら、類似のリスクに関する他の条件がこの点をカバーすると考えられているからである。しかし、FASBの定義では、契約群が類似した契約期間、及び単一マージンの解放の予想パターンを持つことが条件に含まれる。FASBは、契約期間の末日までにマージン全体が取り崩されることが必要であるとして、こうした条件を定義に加えている。

測定の目的のためのポートフォリオの定義及び決定にあたっては、判断が求められる。このことは契約の属するポートフォリオが不利であるか(6.5.1を参照)や契約が初日損失を有しているかを決定する際に、契約の測定に影響を与える可能性がある。

集約のレベルが高くなるほど、履行キャッシュフローが正の契約と負の契約が相殺され、不利な契約や初日損失の可能性が減少する。

6.2.3 期待現在価値の決定

ED B40–B42

キャッシュフローの見積りのための出発点は、全ての起こり得る結果の期待値を算定することである。各シナリオから生じるキャッシュフローは、その結果の見積発生確率で加重平均され、期待現在価値を算出するために割り引かれる。

提案モデルでは期待現在価値の計算において割引と確率加重の両方を行うが、ビルディング・ブロック・アプローチの目的に照らして、確率加重はブロック1で、割引はブロック2で行われる(6.3を参照)。

偏りのない確率加重キャッシュフロー

目的は、将来キャッシュフローについて、最も可能性の高い結果、または生じる可能性が高い結果を算出することではなく、全ての関連する情報を考慮した統計的な方法を決定することにある。企業は起こり得るシナリオの全てを特定し、偏りのない各シナリオの発生確率の見積りを行うことになる。場合によっては、企業は相当量のデータへのアクセスを有していて、そうしたキャッシュフローのシナリオを作成できる場合がある。しかしそ他のケースでは、企業が相当のコストを掛けないとキャッシュフローの変動可能性についての一般的な記述以上のものを作成できない場合もある。しかしながら、全ての起こり得るシナリオを考慮するにあたって、目的は、必ずしもすべての起こり得るシナリオを特定することではなく、関連性のある情報のすべてを織り込み、入手が困難な情報を単に無視しないことである。

実務上は、結果としての見積りが、測定目的と整合的である場合には、明示的なシナリオを必ずしも設定する必要はない。例えば、結果の確率分布が少数のパラメーターで完全に説明できる確率分布とほぼ一致すると企業が見積っている場合には、その少数のパラメーターを見積れば十分であろう。同様に、場合によっては、比較的単純なモデルで、正確性が許容可能な範囲内にある回答が得られ、多数の詳細なシミュレーションの必要がない場合もある。相互に関連する非明示的なまたは明示的な一連のオプションを反映している場合のように、キャッシュフローが複雑な基礎的要因により決定される場合には、より洗練された確率論的モデルが必要とされる可能性が高い。

所見－期待現在価値の決定

多くの国や地域で今日用いられている損害保険契約の支払いの見積りは、集約された保険金データに基づいている。これらの手法の目的は統計的な平均値、すなわち保険数理の主要な見積りを決定することにあるが、これらの手法は発生確率の見積りを用いた平均値を計算するわけではない。したがって、多くの損害保険会社は、2010年公開草案は伝統的な保険数理・アプローチの使用を制限するものであると懸念していた。

市場関係者の懸念に対応するため、両ボードは「平均値」または「推定平均値」を参考するように提案を修正した。本公開草案は、実務上、見積りが測定の目的(統計的な平均値)と整合している場合は明示的なシナリオを作り出す必要はないとしている。また、企業は、期待価値の見積りを、個々のシナリオの識別、確率の分布の形及び幅に関する企業の見積りを反映する公式の開発、またはランダム・シミュレーションの使用により行う可能性がある。

いくつかの会計上の見積りを行う際、現状の実務においては、多くの企業が確率加重の方法により全ての起こりうる結果を反映せず、最善の見積りまたは最も可能性のある値を適用している。本公開草案では、特定の統計的アプローチを決定しないが、企業は、提案モデルの目的を反映して見積りを行う際にすべての関連する情報が考慮されているものとなるようにする必要がある。

統計的アプローチは、リスク調整の決定や信頼水準の開示にも関連する(6.4を参照)。

所見–システム及び保険数理実務への影響

本公開草案では、企業は原則として、様々な割引計算された結果の分析だけでなく、与えられたシナリオにおいてそれぞれの起こりうるキャッシュフローを加重平均し、割り引かなければならない。すべての結果を加味する割引された確率加重平均アプローチ(期待価値アプローチ)は、ほとんどの保険者の数理及び財務報告システムに重大な影響を与える。企業は、測定アプローチに関する情報の必要性及び現在の数理システムが、現在の割引率と現在の見積りを統合することができるか否かを検討しなければならない。

企業は現在の数理実務が統計的な方法と整合するかを評価しなければならない。一部の企業では、提案モデルに準拠するためには、現在適用されているケースよりもより広範なデータ及びより高度なモデルによるアプローチが必要とされる可能性がある。

報告期間末の状況の反映

ED BCA28

各シナリオに配分される確率は、報告期間末の状況を反映しなければならない。例えば、1年目の12月31日時点で、2年目の6月30日に保険契約のカバー期間が終了するまでの間に大嵐が到来する確率が20%であるかもしれない。1年目の12月31日期の財務諸表が発行される前の2年目の1月31日に大嵐が到来したとして、履行キャッシュフローの現在価値は、発生が既知であっても、その嵐を反映しない。1年目の12月31日時点のキャッシュフローは、20%の発生確率を反映したものでなければならない。企業はIAS第10号「後発事象」に従って、修正を要しない事象が報告期間末後に発生したという適切な開示を行う。

所見–報告期間末の状況の反映

IFRS第4号と同様、本公開草案は、報告期間末にそれらの保険契約が存在していなければ、保険契約のもとで起りうる将来の保険金請求に対するいかなる引当金も(例:異常危険準備金及び利益平衡準備金)、負債として認識することを認めていない。

6.2.4 将来キャッシュフローに関する確率の見積り

ED B54

企業は既存の契約により生じる将来の支払いに関する確率を、以下を基礎として見積る。

- 保険契約者からすでに報告されている保険金請求に関する情報
- 保険契約ポートフォリオの既知の特性または見積った特性に関する他の情報
- 企業自身の経験に関する過去データ(必要に応じて他の情報源からの過去データで補完)
- 再保険契約や同様のリスクをカバーする商品に関する現在の価格情報

6.2.5 市場変数及び非市場変数

ED B43

本公開草案の履行価値目的と整合して、キャッシュフローの見積りは、保険者がどのようにして契約を履行すると見込むかを反映したものになる。本公開草案では、市場変数(市場で観察可能な、または市場から直接導かれる)と非市場変数(前記以外のすべての変数)の両方に関する適用指針を提供している。

市場変数の例	非市場変数の例
<ul style="list-style-type: none"> 金利 公開市場で取引される株式の価格 複製資産 	<ul style="list-style-type: none"> 再保険契約、及び同様のリスクをカバーする他の商品に対する現在の価格情報 業界データ 保険金請求の頻度と規模及び死亡率を含むコストに関する過去データ 将来の傾向に関する見解

6.2.5.1 市場変数

ED B44

企業による市場変数の見積りは、報告期間末日現在の観察可能な市場価格と整合的である。市場変数の見積りにおいて、企業に固有の事情が市場で得られるものよりも関連性が高い可能性はほとんどないため、企業は自らの見積りを観察された市場価格の代用とはしない。

複製資産

ED B46-B48

市場変数を見積るにあたり、企業は複製資産または複製資産ポートフォリオを考慮する必要がある。複製資産とは、キャッシュフローが契約上のキャッシュフローと金額、時期及び不確実性において正確に一致する資産である。

複製資産は、保険契約から生じるキャッシュフローの一部についてしか存在しないかもしれない。当該資産の公正価値は、当該資産から生じるキャッシュフローの期待現在価値と、当該キャッシュフローに関連するリスクの両方を反映する。したがって、企業は、当該特定のキャッシュフローの期待現在価値及び関連するリスクを、別々に、明示的に見積る代わりに、履行キャッシュフローに当該複製資産の公正価値を含めることができる。

ED B47

企業は(割引の影響を含む)履行キャッシュフローを決定する際に、複製ポートフォリオ技法の使用を要求されてはいない。しかし、複製資産ポートフォリオが存在する場合、企業は複製ポートフォリオ技法が企業によって使用される測定値から大きく異なる測定値を生成するかどうかを検証しなければならない。

所見—複製資産

保険リスクに依存する、もしくは保険契約者の行動に左右される保険契約のキャッシュフローは、通常は市場で取引される資産ポートフォリオのキャッシュフローによっては完全に複製されない。

複製ポートフォリオ技法は商品の特定のキャッシュフロー、すなわち、保険及び(または)サービスの構成要素を含むユニット・リンク契約及び有配当契約に、商品のキャッシュフローの残余部分に適用される一般的な測定モデルとともに適用されるかもしれない。

本公開草案は、複製ポートフォリオ技法を使用して測定された契約要素の表示方法に関する指針を示していない。

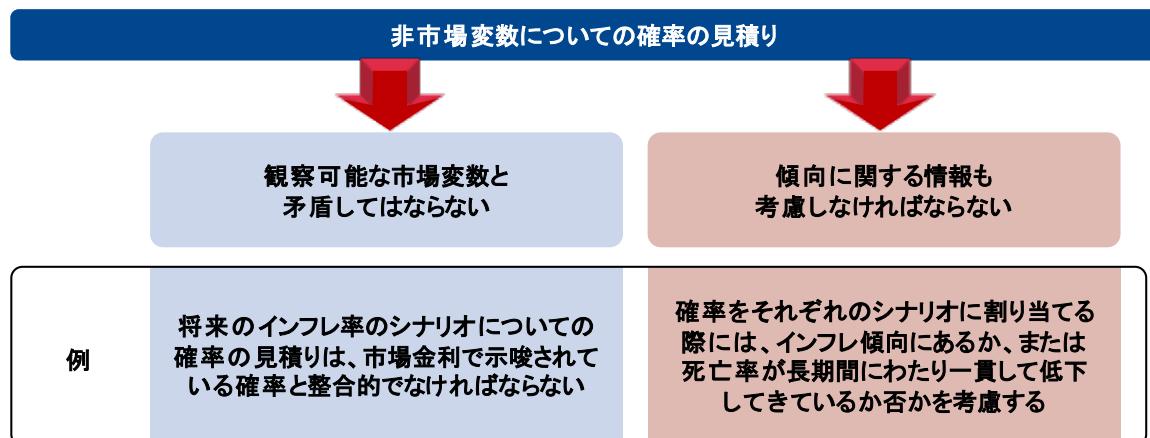
6.2.5.2 非市場変数

ED B49-B53

非市場変数の見積りは、利用可能な証拠のすべて(外部と内部の両方)を反映しなければならない。

確率やリスク調整を算出する際に非市場変数を利用する場合には、企業は市場変数や傾向との整合性も考慮する。

場合によっては、企業は市場変数が非市場変数とは独立に変動すると判断することがある。他方、市場変数と非市場変数が相関している場合(例えば、失効率が金利と相関している場合)もある。



ED B54, B57–B60

状況によっては、非市場外部データ(例えば、国の死亡統計)は、内部データ(例えば、内部の死亡統計)より目的適合性が高いかもしれないし、低いかもしれない。企業は、確率を算定する際にすべての入手可能な証拠を考慮し、より説得力のある証拠の方に重点を置くことになる。

例えば、次の場合には内部の死亡統計は国の死亡率データよりも説得力があるかもしれない。

- 内部の死亡統計を大規模な母集団から導き出している。
- 保険に加入している人々の統計上の特性が国の母集団の特性と著しく異なる、または国の統計が古くなっている。

また、内部の統計が少数の母集団から導き出されたものであり、その特性が国の母集団統計と近似していると仮定する。この場合、国の統計がより新しいものであれば、企業は国の統計により重きを置くことになる。

非市場変数に関連する各キャッシュフローの確率を見積るにあたって、企業は報告期間の末日現在のすべての利用可能な現在の情報を使用する。企業は、前報告期間の末日現在で行った確率の見積りを見直して、変化について見積りを更新しなければならない。逆に、状況が変化していない場合に見積りを極端に変更することは適切ではない。

企業は、債務の性質を変更させることなくキャッシュフローに影響を及ぼすかもしれない将来の事象を考慮に入れる。しかし、企業は、既存保険契約のもとでの現在の債務を変更もしくは免除し、または新たな債務を創出することなる将来の事象(法制の変更など)を考慮に入れない。

所見－将来の事象

本公開草案は、「債務の性質の変更」が何を意味するかの指針を示していない。本公開草案では将来の法制度改正を挙げているが、その理由の説明はなされていない。したがって、どのような種類の起こりうる変更を測定に含めるかに関して、実務上の適用が分かれる結果となる可能性がある。

6.2.6

測定に含まれるキャッシュフロー

ED B66

あるシナリオにおけるキャッシュフローの見積りを行う際に、企業は保険契約のポートフォリオの履行に直接関連する既存契約の境界線内のキャッシュフローを含めなければならない。保険契約者の信用リスクの影響を含む保険料に対する権利は、他の期待キャッシュフローと同様に扱わなければならない。

保険契約のポートフォリオの履行に直接関連するキャッシュ・アウトフローは、次のものを含む。

- 直接コスト
- 保険契約または契約活動に直接関連するコストの規則的な配分[X]

契約の境界線内のキャッシュフロー		
保険契約者に支払われた保険金及び給付金 (IBNRを含む)	+	現物で支給される契約上の給付
保険金請求処理費用	+	現在または将来の保険契約者に裏付け資産 の運用収益(例えば、資産のプール)の持分を 提供する支払い
保険料	-	
回収額(残存物及び請求権代位)	-	
契約のサービス提供にかかる費用(契約管理 及び維持)	+	保険契約を販売、引受、及び開始するために 直課可能なコスト(新契約費)*
取引ベースの税金及び賦課金	+	オプション及び保証
企業が受託者の立場で支払う、保険契約者に 生じた納稅義務	+	固定及び変動の間接費(例えば、会計、人 事、情報技術及び建物の減価償却費)*
+ アウトフローを示す / - インフローを示す * 当該保険契約を含んだポートフォリオの履行に直課可能で、次のような規則的かつ合理的な手法を用いて配 分されるもの。[!]		
• 類似の特性を有するすべてのコストに首尾一貫して適用される。 • キャッシュフローに含まれるコストが、発生したコストを超えないことを確保している。		

ED B66(I)

期待キャッシュフローには、固定及び変動の間接費のうち、当該保険契約を含んだポートフォリオの履行に直課可能な、次のようなコストを含める。

- 企業が既存の保険契約に基づく保険金請求を処理し解決する際に生じるコスト(例えば、弁護士報酬及び損害査定人の手数料並びに保険金支払処理の内部コスト)。
- 契約の管理及び維持のコスト。
- 固定及び変動の間接費、例えば次のものがある。
 - 会計のコスト

- 人事のコスト
- 情報技術及びサポートのコスト
- 建物の減価償却費
- 家賃及び維持管理のコスト
- 光熱費**[X]**

これらのコストは、規則的かつ合理的な方法を用いて、各保険契約ポートフォリオに配分される。配分されるコストは発生したコストを超えてはならない。

ED B67(d)

保険契約の履行に直課できないコストは、将来キャッシュフローに含めない。他の会計基準に準拠して会計処理すると、こうしたコストは発生時に一時の費用として認識される。

ED B67

次のキャッシュフローは測定に含めない。

- 裏付け資産に対するリターン(保険負債の測定はリターンに依存するキャッシュフローの影響を受ける場合があるため)
- 再保険社に対する支払い及び再保険社からの受取り(関連する再保険契約の測定に含まれていても除外する)
- 既存契約の境界線に入らないキャッシュフロー
- 当該契約を含む保険契約ポートフォリオに直課できないコスト(例えば、商品開発や教育訓練のコスト)
- 契約の履行のために使用される、異常な金額の無駄になった労務費または他の資源から生じるキャッシュフロー
- 法人所得税の支払い及び受取りのうち、企業が受託者の立場で支払いまたは受取りをするものではないもの
- 報告企業の別々の構成要素(保険契約者ファンドと株主ファンドなど)間でのキャッシュフロー
- 保険契約から分離された構成要素から生じるキャッシュフロー

FASBの提案における相違点

FASB ED BC370, App B

FASBのASU案では、保険料または他の対価に対する無条件の権利は別々に金融商品として認識され、また、保険契約者の信用リスクは、期待値ベースで会計処理される。

FASB ED 834-10-35-11

FASBは、特定の費用は保険契約ポートフォリオの義務の充足とは無関係または間接的にしか関連せず、結果として、当該費用は保険契約の測定に含まれないと考えている。例えば、

- 成約しなかった新契約への取組み
- トランザクション・ベースの税金、例えば付加価値税
- 賦課金、例えば規制上の賦課金

IASBモデルは、既存契約から直接生じるか、合理的かつ首尾一貫した基準で保険契約ポートフォリオに直課できる場合には、保険契約ポートフォリオの測定に含めている。

所見—測定に含められるコスト

本公開草案では、保険契約の測定に含まれる税金の範囲と金額は、地域により大きく異なる可能性が高い。FASBのASU案は、キャッシュフローを測定する際に、これらのコストを含んでいない。

6.2.6.1

新契約費[!]

ED B66(c)

保険契約ポートフォリオの当初測定には、保険契約を販売、引受及び開始するために発生した、合理的かつ首尾一貫した基準でポートフォリオに配分することのできる直課可能なすべてのコストが含まれる。これらのコストは、成立しなかった契約に係るコストなど、ポートフォリオ・レベルでの増分コストであり、かつ、ポートフォリオの中の個々の保険契約に直課できないコストも含まれる。

ED 13

契約のカバー期間が開始する前に発生した新契約費は、契約ポートフォリオに係る負債の一部として認識される。

ED B67(d)

契約ポートフォリオに直課できない新契約費は、発生時に費用として当期純利益に認識される。

設例ー新契約費の取扱い**事例**

ある企業は、以下の項目を含む一時払い保険料を100に設定した。

割引後期待キャッシュ・アウトフロー(配分された間接経費を含む)	70
リスク調整	8
直課可能な新契約費	10
配分されない費用及び収益	12
保険料合計	100

分析

直課可能な新契約費は、契約開始時に契約上のサービス・マージンを決定するために、履行キャッシュフローに含まれる。

本公開草案に基づけば、期待キャッシュ・アウトフローは80(70+10)、リスク調整は8、契約上のサービス・マージンは12で、保険料受領後の負債合計は100となる。

ED B89(a), BC95, IE18

新契約費が支払われると、負債は現金の減少に対応し、90に減少する。直課可能な新契約費10の支払いは、保険契約負債の減少として扱われる。新契約費を直課可能なポートフォリオに帰属するキャッシュフローに含めることは、事実上、契約上のサービス・マージンの金額を減少させ、契約上のサービス・マージンは保険契約者に提供されたサービスに基づいて徐々に損益に計上されていくことになる。しかし、カバー期間にわたり損益に配分される契約上のサービス・マージンは、収益の金額及び支払われた新契約費の金額に関連する費用を表すため、実際上グロスアップして表示する。当期純利益及びその他の包括利益計算書の表示については、11.2を参照。

上記の例は、新契約費がポートフォリオに直課されない場合、企業は新契約費を支出時に費用として認識する。契約開始時に決定された契約上のサービス・マージン(修正後の事例で22(すなわち、100-70-8))は、その後カバー期間にわたり当期純利益に認識される。

FASBの提案における相違点

*FASB ED 834-10-30-15,
834-10-30-16, BC165*

FASBのASU案では、負債の測定に含める新契約費は成約した保険契約のポートフォリオに直課可能なコストに限定され、成約しなかった保険契約に係る新契約費の一部は除かれる。

FASBのASU案は、当該キャッシュフローはダイレクト・レスポンスの広告費用を除き、新契約費に含めることができるとするものである(FASB会計基準更新書(Accounting Standards Update, ASU)第2010-26号「金融サービス－保険(Topic 944)：新規の保険契約及び契約の更新に関するコストに関する会計処理」)。ダイレクト・レスポンスの広告費用は、発生時に費用計上される。

所見－現行実務からの変更の影響

ED BCA46

提案された測定アプローチは、多くの既存会計基準とは異なるものである。既存の会計基準では、

- 受領した保険料の金額で当初の保険負債を測定し、新契約費を繰り延べる。
- 認識可能資産の取得原価の表示として、繰延新契約費を計上する。基準に応じて、契約資産または顧客関係無形資産として表示されるかもしれない。

IASBの見解では、そのような資産は、次のいずれかに該当する。

- 企業が既に受領した保険料から新契約費を回収する場合には存在しない。
- 契約の測定に含めるべき将来キャッシュフローに関連する。

本公開草案のもとで、保険契約ポートフォリオに直課されない新契約費を現在繰り延べている企業は、当初認識時点より多額の損失を計上する可能性がある。一方、現在の会計方針のもとですべての新契約費を費用処理する場合、当初認識時点で生じる損失はより少額となるかもしれない。

所見－新契約費の損益認識

ED BCA49-BCA50

企業は、契約に基づく履行義務を充足するにつれて、すなわち、保険カバーまたはその他のサービスを提供するのに応じて、顧客から受領した対価を収益として認識する。

しかし、多くの場合、新契約費は契約成立前または保険期間が開始する前に発生している。

したがって、IASBは新契約費に関連する保険料について、次のように決定した。

- 新契約費は発生時に費用計上すべきではない。
- 新契約費は個別に識別し、保険契約の種類に基づき、収益としてカバー期間にわたり認識すべきである。

本公開草案の新契約費の表示アプローチは、提供されたサービスに基づき当期純利益に計上される契約上のサービス・マージンの金額を減少させる。一方で直課可能な新契約費及び当該費用に関連する保険料の金額は、同一の基準で収益及び費用として表示される。

所見ーシステム上で起こり得る影響

改訂された提案モデルは、多くの企業が新契約費を(通常はポートフォリオ・レベルで)計上する方法に沿ったものである。しかし、新契約費の定義が、企業の現地GAAPにより計上されるコストよりも狭いもしくは広い可能性がある。企業は、ポートフォリオに直課するコストを決定し、配分するシステムの改修の検討が必要となるかもしれない。

6.3 ビルディング・ブロック 2—割引率

ED 25

本公開草案によれば、企業は将来キャッシュフローを貨幣の時間価値について調整する。割引率は例えば、時期、通貨及び流動性に関し、保険契約負債の特性を反映するキャッシュフローを有する商品の測定に利用される市場レートと整合する。

割引率の特徴	
以下を含む	以下を含まない
<ul style="list-style-type: none"> 保険負債の特性(例えば、時期、通貨、及び流動性)を反映する観察可能な現在の市場価格と整合的でなければならない。 保険契約のキャッシュフローが特定の資産に依存する場合を除いて、信用リスクがないか無視できるイールド・カーブを反映しなければならない。 保険契約のキャッシュフローまたはキャッシュフローの一部の金額、時期及び不確実性について、特定の資産の運用成績に対する依存関係がある場合には、それを反映しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 観察された、市場レートに影響を与えるが保険契約負債に関連しない要因(例えば、自己の信用リスク)を含めてはならない。 保険負債に対応するものとして実際に保有している資産の特性は、当該契約がそれらの特性を共有している場合を除いて、反映してはならない。 当該保険契約負債と関連性がない要因(例えば、保険負債には存在しないが、市場価格が観察される商品には存在するリスク)を含めてはならない。 測定のその他の部分に含まれるリスクを含めてはならない。

ED 26, B75

保険契約の測定は、当該契約から生じる、完全にまたは部分的に特定の資産の運用成績に依存しているキャッシュフローの金額、時期及び不確実性を反映する。状況によっては、この関係を反映する最も適切な方法は複製ポートフォリオ技法を使用することであるかもしれない。複製ポートフォリオ技法に関する詳細は、6.2.5.1を参照。または、当該資産から生じるリスクの分担における企業と保険契約者との間の非対称性について調整するなど、当該資産を反映した割引率を使用する方が適切であるかもしれない。

名目キャッシュフロー(すなわち、インフレーションの影響を含むもの)は、インフレーションの影響を含めたレートで割り引かれる。実質キャッシュフロー(すなわち、インフレーションの影響を除いたもの)は、インフレーションの影響を除外したレートで割り引かれる。

保険負債の測定のために利用される割引率は、各報告期間ごとに更新される。

所見－資産ベースの割引率

ED BCA84–BCA85

企業は、一般的に、義務を履行できるように、運用資産を長期間にわたって保有している。現行の会計基準のもとでは、企業は金融資産の期待収益に基づいた割引率を保険負債に対して適用する。2010年公開草案の回答者の中には、資産ベースの割引率を使用することが信用スプレッドの短期的な市場動向の結果として契約開始時の損失を防ぐ可能性や当期純利益の変動を低減する可能性もあるとコメントした者もいる。しかしながら、IASBは以下の理由から、資産ベースの割引率を棄却した（負債から生じるキャッシュフローが裏付け資産に依存している場合は除く）。

- ・ 資産から生じるキャッシュフローが負債から生じるキャッシュフローに影響を与える場合を除き、当該割引率は、財務諸表利用者へ有用な情報を提供する負債の測定と関連性がない。
- ・ そのような経済上のミスマッチを透明性のあるものとすべきである。

所見－潜在的なリスクの考慮

ED B79

リスクの二重計上を避けるため、割引率に内在するリスクはリスク調整に含まれず、逆も同じである。同様に、リスク調整に含まれているリスクは割引率に反映されない。ただし、これは適切な場合にまで複製ポートフォリオ技法を利用することを妨げるものではない。

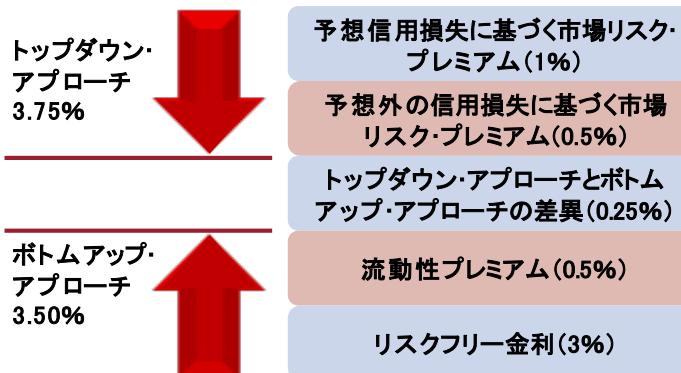
6.3.1 割引率の決定 [X]

ED B70

本公開草案は、割引率の決定に関する特定の方法を規定していない。しかし、本公開草案は割引率の決定に関する指針を示している。トップダウン・アプローチもしくはボトムアップ・アプローチが適切な割引率の決定に利用される可能性がある。理論上、どちらのアプローチも同じ割引率を導かなければならない。ただし、実務上は差異が予測される。

トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチの例

利回りが5.25%の金融商品（実際の保有資産もしくは参照資産ポートフォリオに基づく）



6.3.1.1

トップダウン・アプローチ

ED B70

割引率は、企業が保有している実際の資産ポートフォリオまたは参照資産ポートフォリオを反映したイールド・カーブに基づいて決定される。信用リスクに係るリスク・プレミアムのように保険契約負債に関連しない要素は、期待値から除外される(トップダウン・アプローチ)。

企業は、資産のキャッシュフローの時期と負債のキャッシュフローの時期との相違、すなわちデュレーションの相違について調整する。ポートフォリオの資産の流動性特性に関する残余の差異については調整する必要はない。

6.3.1.2

ボトムアップ・アプローチ

ED B70

リスク・フリーのイールド・カーブを、保険契約負債に関連する要因を含めるように調整する(ボトムアップ・アプローチ)。

保険契約負債に関連する要因には、市場で観測されるリスク・フリーレートの基礎となる商品の流動性特性と保険契約の流動性特性との相違が含まれる。

例えば、リスク・フリーレートは一般に流動性の高い市場債券から導き出されるが、一方で保険契約負債は一般的に市場取引することができず、満期前に支払われない可能性がある。

所見－反映されない信用リスク

ED BCA80

企業の運用資産のイールドは信用リスクのスプレッドを含むため、リスク・フリーレートを実質的に上回る。保険負債について提案されている割引率は信用リスクによるプレミアムを含めないため、そのことが、契約開始時に損失を生じさせ、以降の当期純利益または純資産の変動を生じさせるかもしれないと懸念している企業もある。

企業自身の信用リスクを織り込む可能性は、両ボードで詳細に議論された領域であり、メンバーの中には自己の信用リスクを含めることがより適切であるかもしれないと思ったものもいる。これは企業の資産の運用収益が市場における信用スプレッドの変化を考慮するため、割引率に自己の信用リスクを含めないことは会計上のミスマッチを生じさせる可能性があるからである。IASBは、そのようなミスマッチの一部は経済実態によるものであると説明している。さらに、割引率を決定するためにトップダウン・アプローチを利用することは、観測された信用スプレッドのうち信用リスクに関するものとして識別できないすべての部分を流動性に関するものと仮定している。したがって、識別できない観測された信用スプレッドは割引率から除去しないこととなる。

その結果、負債に係る割引率は、信用スプレッドの変化に一部は対応することになり、ミスマッチの影響と純資産のボラティリティが軽減される可能性がある。

所見－流動性要因の反映

ED BCA75, BCA79

貨幣の時間価値に関する議論では、一般に流動性の高い国債の観察可能な市場レートと表現されるリスク・フリーレートの概念がしばしば使用される。

しかし、そのような債券と多くの保険負債との間には、重要な違いがある。国債は流動性の高い市場で取引される場合が多い。逆に、多くの保険契約では、保険契約者はその契約を第三者へ売却することができず、また多大なペナルティを支払うことなく解約することもできない。

本公開草案は、企業が流動性の調整(すなわち、流動性の影響を信用度の影響から切り離す方法)をどのように見積るかについての特定の指針を含まない。ただし、流動性の調整の見積りにおいて、企業はボトムアップ・アプローチもしくはトップダウン・アプローチのどちらかを適用できる可能性がある。

所見－割引率の決定に関するアプローチ

ED BCA78–BCA79

両ボードは、異なるアプローチが使用できる可能性があることを明らかにした。例えば、トップダウン・アプローチは資産レートから信用リスクを想定したリスク・プレミアム及び信用リスクを想定しないリスク・プレミアムのような、リスク負債の特性を反映しない様々な要素を調整することによって割引率を計算する。これにより、割引率を決定するための様々な方法が全体としての目的を満たす限りにおいては、企業はそれらの様々な方法を利用できるようになった。

割引率の設定に関し異なった方法を利用することは、企業が同様の商品に対し異なった割引率を適用してしまう結果をもたらす可能性がある。

理由の1つとして、トップダウン・アプローチを適用した場合、企業は、流動性特性の相違に関連して観測されるスプレッドのどの部分も調整する必要がないからである。

異なる企業によって利用される割引率の比較可能性を改善するために、本公開草案では、主要な通貨ごとのキャッシュフローの測定に使用したイールド・カーブもしくはイールド・カーブの範囲について開示を要求している。セクション12の開示を参照。

所見－実務への適用

2010年公開草案に対する多くの回答者は、リスク・フリーレートに流動性に対する調整を加えて決定するボトムアップ・アプローチを用いて割引率を設定することが、実務的に容易でない点を懸念していた。

トップダウン・アプローチの利用は、特定の資産の利回りから控除すべき市場リスク・プレミアムを分解することの複雑さのせいで、ボトムアップ・アプローチを採用することと同等か、ある場合においては、それ以上に難しいかもしれない。事後測定においても、スプレッドの変動のうち流動性とは対照的に除外した市場リスク・プレミアムに起因する部分を特定することは難しいかもしれない。

観測可能な市場変数が利用可能でない場合や、関連性のある要因を別個に識別していない場合には、企業は、適切な割引率を算定するために見積技法を用いる。これは、例えば20年超のカバー期間を有する超長期契約等、保険負債のキャッシュフローが観測可能なイールド・カーブの利用可能期間を超過することが予測される場合である。

割引率の設定に係る提案は、多くの新しいデータ、インプットと重要な保険数理的かつファイナンス的な関与が必要である。

本公開草案によって規定された割引率の使用は、以下の企業における実務を大きく変える可能性がある。

- ・保険負債の測定に資産ベースの割引率を使用する多くの企業(特に長期の無配当保険を発行する企業)
- ・支払備金を割り引いていない損害保険者

6.3.2 割引率変更の影響の表示

本公開草案において、割引率変更の影響は一般的にその他の包括利益で表示することとなる。表示に関する詳細な議論は、11.2を参照。

6.4 ビルディング・ブロック 3—リスク調整

ED B76

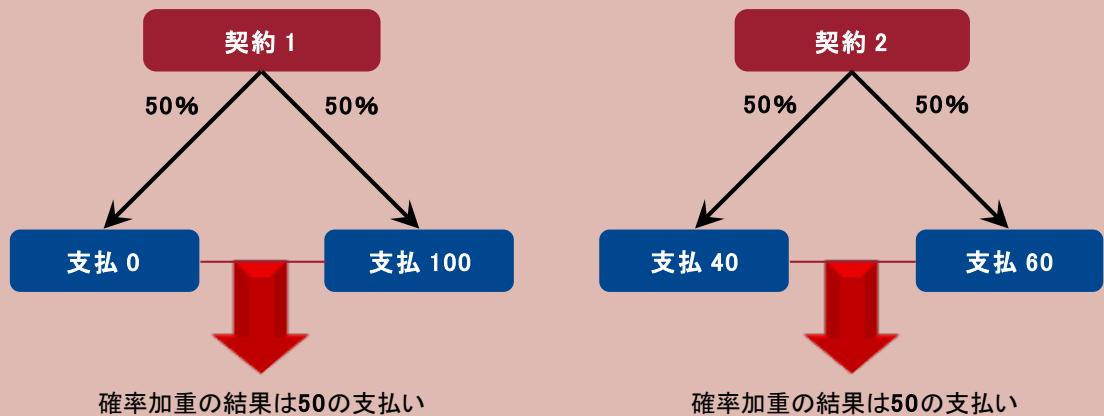
リスク調整は、下記の両者を企業にとって等価とするために企業が要求するであろう対価を測定するものである。

- ・一定範囲の起こり得る結果を有する保険契約負債の履行
- ・同じ期待現在価値の固定キャッシュフローを生み出す負債の履行

例—リスク調整

ED IE3

リスク調整の概念は、下記の2つの契約で図示される。



結果の変動性を前提とすれば、企業は契約2よりも、契約1の債務を引き受けるために多くの対価を求めるであろう。

ED B77-B80

リスク調整は、企業が保険契約者に対し、義務を履行するにつれて生じるキャッシュフローの金額及び時期に関する不確実性の負担に対して要求するであろう対価を反映する。その結果、リスク調整は以下を反映する。

- ・企業が当該不確実性の負担に対して要求する対価を決定する場合に考慮する分散効果
- ・有利な結果と不利な結果の両方(企業のリスク回避の程度を反映する方法で)

リスク調整は明示的な方法で測定に含まれなければならず、将来キャッシュフローの見積り及びそのキャッシュフローを調整する割引率とは別個のものである。ただし、場合によっては、金額、時期及び不確実性に関して、保険契約のキャッシュフローの一部または全部を資産により複製することができる可能性がある。これらの場合において、本公開草案は複製資産の公正価値に基づく複製資産アプローチが適切な場合もあると規定している。複製ポートフォリオ技法に係る詳細な議論は、6.2.5.1を参照。

リスク調整は報告期間ごとに再測定される。リスク調整の測定の変動額は当期純利益に認識する(11.2を参照)。

FASBの提案における相違点

FASB ED BC200-BC205

FASBの測定モデルはリスク調整を含まない。リスクと不確実性は別個のリスク調整及び契約上のサービス・マージンではなく、むしろ単一のマージンを通じて非明示的に反映される。

所見—初日の損失

FASBによって提案された単一マージン・アプローチと比較すると、リスク調整を組み込んだ測定アプローチを適用する場合のほうが、契約開始時に損失が発生しやすい。

例えば、キャッシュ・インフローの現在価値が1,000、キャッシュ・アウトフローの現在価値が900、リスク調整が150である保険契約を考える。IASBのアプローチのもとでは、50の損失($900 + 150 - 1,000$)が契約開始時に認識される。仮に明示的なリスク調整を含まないアプローチを適用した場合には、損失ではなく、100の単一マージンが契約開始時に認識され、損失は発生しない。

当初認識後の測定においては、FASBのアプローチはリスク調整を区分して含んでいないが、FASBのアプローチのもとでは単一マージンがより大きくなり、その一部は繰延べられて保険金決済期間または保険金請求処理期間(すなわち、カバー期間の終了後)にわたって解放される。IASBのアプローチにおける契約上のサービス・マージンはカバー期間の終了時までにすべて当期純利益に認識されることから、IASBのアプローチとの差異は和らぐことになる。

6.4.1

測定のレベル[X]

ED B37

本公開草案では、リスク調整はリスクを負担するために要求する対価の金額を設定する際に考慮した範囲で、分散効果を織り込んで測定される。

期待キャッシュフロー及び契約上のサービス・マージンの測定のレベルに係わるより詳細な議論については、6.2.2及び6.5.1を参照のこと。

所見—リスク調整の測定のレベル

リスク調整の測定に使用される技法は、基礎となるキャッシュフローの確率分布を考慮している。この分布は企業が算定するリスク調整のレベル(例えば、契約のレベル、ポートフォリオ・レベル、法人格レベル、報告企業レベル)に左右される。

ED BCA103-BCA104

2010年公開草案に対するコメント

2010年公開草案では、ポートフォリオ単位で算定されるリスク調整を要求していた。これによりポートフォリオ内ののみのリスク分散効果を反映することに、リスク調整の測定は制限されていた。2010年公開草案に対する多くのコメント提出者は、多くの企業はポートフォリオ間もしくはより高い集約のレベルでのリスク分散効果を考慮してリスクの価格設定を行っているが、その価格設定方法を経済的に表すものではないため、リスク分散効果をポートフォリオ内に限定すべきではないと述べた。例えば、リスク管理の慣行の違いに応じて企業は、リスクの種類(例えば、死亡あるいは盗難または賠償責任)またはリスクの特徴(すなわち類似した形状の確率分布を有するキャッシュフロー)によって、たとえそれが複数のポートフォリオにまたがっていたとしても、リスク管理の基準を決定するかもしれない。2010年公開草案では、企業がポートフォリオ間で分散可能なリスクを考慮することを認めていなかったため、リスク調整が多額となり、同時に、収益性が見込まれるいくつかのポートフォリオに初日の損失が生じる可能性がある。本公開草案ではリスク調整の測定は目的(リスク調整が、企業が要求するリスクに対する対価を反映するもの)と整合する限り、様々なレベルでの測定を認めている。

6.4.2 リスク調整の特徴

ED B81

本公開草案は、保険契約から生じるキャッシュフローの金額及び時期に関する不確実性による影響を、企業が示すことに役立つうるリスク調整の特徴についての指針も含んでいる。

基本的なリスクの特徴

- 大災害損失のように低頻度・高損害のリスク
- 長期契約
- 幅の広い確率分布
- 傾向及び現在の見積りについての情報の少なさ
- 見積りの不確実性を増大させる足元の保険金実績

- 高頻度で、重大でない損失
- 短期契約
- 幅の狭い確率分布
- 傾向及び現在の見積りについての情報の多さ
- 見積りの不確実性を減少させる足元の保険金実績

リスク調整



高くなる



低くなる

所見—リスク回避の観点

ED BCA100

IASBの提案したリスク調整は、市場参加者の観点ではなく、リスク回避の程度についての企業自身の認識に依拠している。これは本公開草案における測定の原則とIFRS第13号における原則との重要な違いである。

6.4.3 リスク調整の測定技法

ED B82

利用可能な技法とリスク調整に関連するインプットの範囲は限定されていない。しかし、信頼水準法を使用していない企業はリスク調整に相当する信頼水準を開示することを要求される。【X】

本公開草案ではリスク調整に相当する信頼水準の開示を要求しているが、信頼水準法について記載していない。

2010 ED BC73–BC94

2010年公開草案では、バリュー・アット・リスク(VaR)と呼ばれる信頼水準の技法は、実際の結果が所定の区間内に収まる可能性を示すと述べられていた。この手法のもとで計算されたリスク調整は、実際の結果が履行キャッシュフローより小さくなる確率が目標信頼水準と等しくなるように、期待値に加えられる追加額に関する不確実性を表す。

例一信頼水準**2010 ED BC73–BC94****事例**

95%の信頼水準は、同じ期待現在価値をもつ2つの契約に当てはまる。

A: 95%の信頼度で1,000、5%の信頼度で1,001から1,010まで均一に分布

B: 95%の信頼度で1,000、5%の信頼度で1,001から2,000まで均一に分布

分析

双方の契約で95%点では同じリスク調整となるが、97%点では、Aのリスク調整は1,004、Bのリスク調整は1,400の履行キャッシュフローに相当する。

所見—リスク調整を算定するための技法**ED BCA97–BCA98**

2010年公開草案はリスク調整を算定するための技法を次の3つのアプローチに限定していた。

- 信頼水準法
- 条件付きテール期待値法
- 資本コスト法

これら3つの技法は、広く認知されており、実務的に適用され、リスク調整の関連情報も含むものとして2010年公開草案に含まれていた。

その他の適切な技法が時とともに発展するかもしれないが、広範な技法を認めることは実務に多様性をもたらし、企業によるリスク調整の比較可能性を損なうことになる。IASBは、リスク調整の測定について、より原則ベースのアプローチによる方が、適切であることに納得した。

ED BCA102

企業は規制上の目的(ソルベンシーⅡ)に従い、資本コスト法を用いたリスク調整を開発するかもしれない。しかし、IASBは信頼水準法には、財務諸表利用者への伝達がより容易であるという利点があると考えた。信頼水準の有用性は、確率分布が拡大する場合(保険契約はそうであることが多い)に低下するが、信頼水準法は多くの人にとって計算は複雑ではないと認識されている。

所見—信頼水準の開示

本公開草案では、たとえ企業がリスク調整を決定するために信頼水準法以外の他の技法を使用しているとしても、企業は開示のためにそのリスク調整を信頼水準に変換することになる。この追加の開示要件は、企業間の比較可能性を高めることを意図している。当該開示要件が、リスク調整を測定するために信頼水準法を使用する動機付けとなるかもしれない。セクション12「開示」を参照のこと。

所見－現行の実務からの変更

企業はすでに、価格設定の実務及び自国の会計基準に基づく保険負債の測定もしくは規制上の目的に基づく保険負債の測定に潜在的なリスク調整を含めているかもしれない。しかし、明示的なリスク調整は多くの企業にとって重要な変更点となる。これは大量の保険数理上の分析を必要とし、リスク調整を測定するための新たなシステムを開発することが必要となる。

6.5 ビルディング・ブロック 4－契約上のサービス・マージン

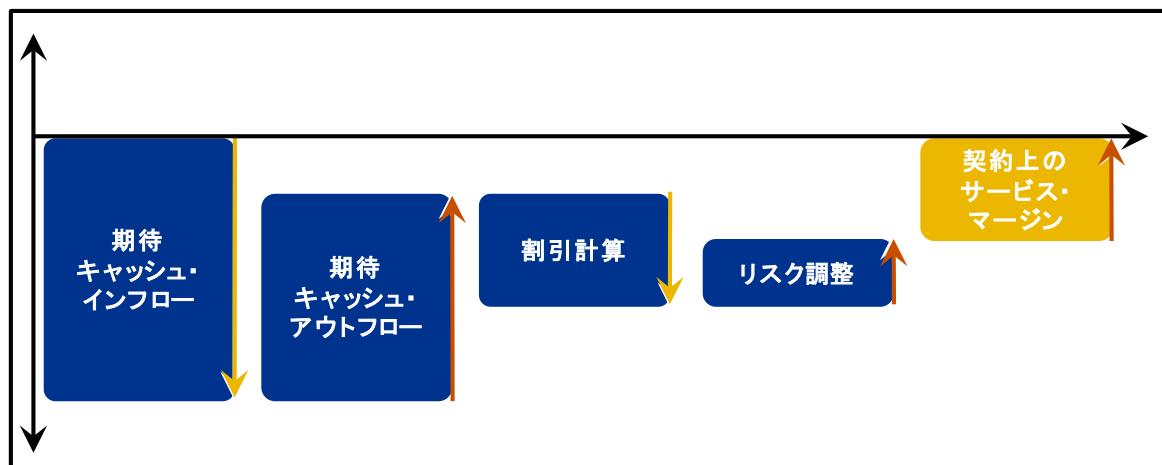
ED 28, BCA105

契約上のサービス・マージンは保険契約における未稼得の利益を表す。契約上のサービス・マージンは、履行キャッシュフローの合計がゼロを下回る場合に契約開始時に生じる。すなわちキャッシュ・アウトフローの期待現在価値(当初認識時以前に支払われたキャッシュフローを含む)にリスク調整を加えた金額が、キャッシュ・インフローの期待現在価値(当初認識時以前に受け取ったキャッシュフローを含む)より小さい場合に生じる。

ED BC33

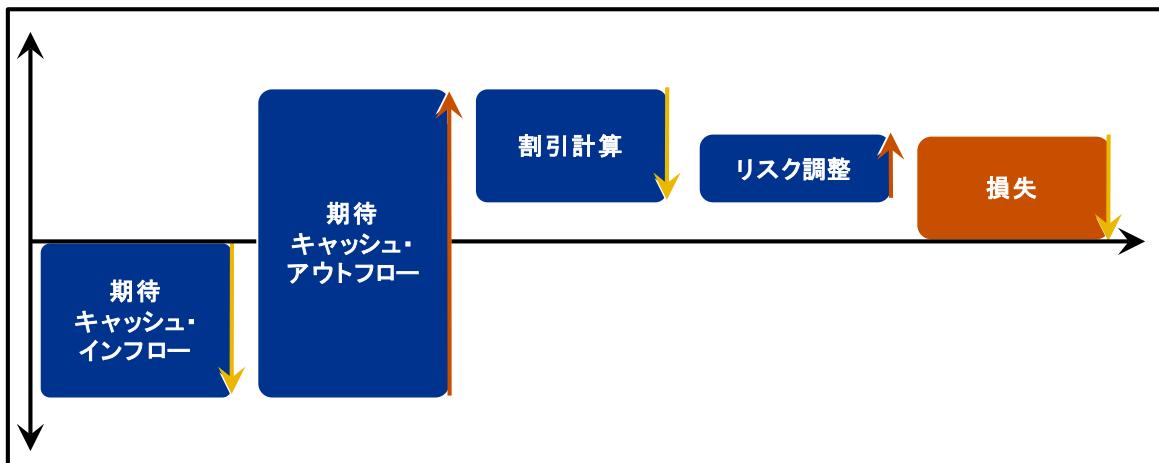
初日の利得を排除するために契約上のサービス・マージンを含めることは、収益認識の提案における顧客対価の取扱いと概ね整合している。

ゼロを下回る履行キャッシュフロー



契約開始時の履行キャッシュフローの合計がプラスの場合、すなわち、キャッシュ・アウトフローの期待現在価値にリスク調整を加えた金額が、キャッシュ・インフローの期待現在価値より大きい場合には、その超過額は損失として直ちに当期純利益に認識する。

ゼロを上回る履行キャッシュフロー



6.5.1 測定のレベル[X]

ED 31, B37

当初認識時に、契約上のサービス・マージンは保険契約のポートフォリオのレベルで算定される。当期純利益で認識する契約上のサービス・マージンの金額は、集約したレベルで算定される。保険契約のカバー期間が終了した時点で、関連する契約上のサービス・マージンの全額を当期純利益に認識する。すなわち、契約上のサービス・マージンの未償却残高は残存しない。

期待キャッシュフロー及び契約上のサービス・マージンの測定のレベルについてのより詳細な議論については、6.2.2及び6.4.1を参照のこと。

所見－契約上のサービス・マージンの測定のレベル

ED BCA113

保険契約の各ポートフォリオ・レベル、すなわちハイレベルでリスク調整を決定することは、そのポートフォリオで生じる集積効果が反映されていることを示唆している。

しかし、契約上のサービス・マージンの決定にポートフォリオ・アプローチを適用することは、契約グループ内に存在する不利な契約と有利な契約が、当初認識時に損失となるか契約上のサービス・マージンを形成するかを決定する際に相殺されることを示唆している。

契約上のサービス・マージンは契約が終了した時にマージンが残らないように認識される。これは実務上、企業が契約を管理するために使用するポートフォリオ(例えば、契約開始日、カバー期間及びサービス・プロファイルによるグルーピングを行う、または個々の契約レベルとする)よりも、会計単位が粗くなる可能性がある。

6.5.2 契約上のサービス・マージンの事後の会計処理

ED 30, 32

契約上のサービス・マージンは、各報告期間の末日に調整されるため、契約のサービス期間にわたって利益の発生の時期が変わる可能性がある。契約開始時に決定された契約上のサービス・マージンは、

- 将来のカバー及び他の将来のサービスに関するキャッシュフローの現在の見積りと従前の見積りとの間の差異について、将来に向かって調整される(すなわち、アンロック)。

- 契約に基づき提供されるサービスの残りの移転パターンと整合する規則的な方法で、カバー期間にわたり当期純利益に解放される。[!]

契約上のサービス・マージンは負の値になり得ない。いったん契約上のサービス・マージンを使い切った後には(当該契約が不利なものと見込まれる)、当該契約から生じる損失は当期純利益に認識される。

ED BC33

契約上のサービス・マージンが将来のカバーに関するキャッシュフローの将来の見積りの変更について調整される際に、保険負債の合計の帳簿価額には変化がない。実質的には、保険契約負債の内訳項目間での振替(ブロック1、ブロック2及びブロック4との間)となる。

6.5.2.1

キャッシュフローの見積りに対する契約上のサービス・マージンの調整

ED B68

契約上のサービス・マージンは、以下について調整される。

- 将来のカバーに係る実績差異。例えば、将来のカバーに係る保険料の変更及びそれにより生じる将来のキャッシュ・アウトフローの変化
- 裏付け資産に対するリターンに応じて直接的に変動すると予想されるキャッシュフローの見積りの変更(キャッシュフローが保険契約に基づく将来のサービスに関するものである場合のみ)。例えば、将来の資産管理サービスに関するキャッシュフローの変更

契約上のサービス・マージンは、以下について調整されない。

- 発生保険金の見積りの変更もしくは予想されるキャッシュフローと実際のキャッシュフローの差額。例えば、実績調整(当該差額がすでに提供されたカバーに関するものである場合)
- 時期の変化が将来サービスに関するキャッシュフローに影響を与えない場合には、投資要素の遅延または早期化
- 裏付け資産の価値の変動の結果として生じているリターンに依存するキャッシュフローの見積りの変更

6.5.2.2

契約上のサービス・マージンの変動の表示

契約上のサービス・マージンの変動の表示に関しては、6.1及び11.2の図を参照のこと。

FASBの提案における相違点

FASB ED 834-10-35-18 to 834-10-35-19

FASBのASU案では、単一マージンは企業が履行義務を充足する(すなわち、企業はリスクに対するエクスポージャーから解放される)のに従って解放される。リスクからの解放はキャッシュ・アウトフローの変動可能性の減少で裏付けられる。これにより、カバー期間と決済期間の両方にわたって単一マージンが認識されることになる。この単一マージンは実際のキャッシュフロー及び予想キャッシュフローの変動に対してアンロックされない。その代わりに当該変動は直ちに当期純利益を通じて報告される。

所見—契約上のサービス・マージンの追跡

契約上のサービス・マージンを使い切った後に、契約上のサービス・マージンが再び、将来のカバーもしくはサービスに関するキャッシュフローの見積りの有利な変更により、正の値となる可能性がある。したがって、認識された契約上のサービス・マージンが負の値ではないとしても、契約上のサービス・マージンが正の値になるかどうか、いつ正の値になるかを決定するため、企業は使い切った契約上のサービス・マージン(及び損失総額)の履歴を管理する必要がある。

6.5.3 利息計上

ED 30

企業は、貨幣の時間価値を反映させるため、当初認識時に決定した割引率を使用して、契約上のサービス・マージンの帳簿価額に係る利息を計上する。

所見－利息計上

ED BCA71

契約上のサービス・マージンに係る利息計上は、契約が重要な財務要素を有する場合に、企業に対し、貨幣の時間価値を反映させるために、約束された対価を調整することを企業に要求するという収益認識の提案と整合的である。これは負債の測定とも整合的である。なぜなら、マージンは契約開始時における割引後の残高の差額と一致するからである。

6.5.4 契約上のサービス・マージンと単一マージンの比較

契約上のサービス・マージン及び単一マージンは両者とも初日の利得を排除することを目的としているが、これらのマージンの性質及びその事後の測定案においていくつかの際立った違いがある。

	契約上のサービス・マージン(IASB)	単一マージン(FASB)
当初認識	履行キャッシュフロー(明示的なリスク調整を含む)がゼロより小さい場合に生じる。	履行キャッシュフロー(明示的なリスク調整を含まない)がゼロより小さい場合に生じる。
初日の損失の認識	履行キャッシュフロー(明示的なリスク調整を含む)がゼロより大きい場合、当該超過額は契約開始時に当期純利益に認識する(すなわち、初日の損失)。	履行キャッシュフロー(明示的なリスク調整を含まない)がゼロより大きい場合、当該超過額は契約開始時に当期純利益に認識する(すなわち、初日の損失)。
マージンの調整	将来のカバーまたは、他の将来のサービスに関連するキャッシュフローの見積りの変動について、将来に向かって調整される。事後測定では負の値にはならない(アンロックする)。[!]	単一マージンは事後的に再測定されない(アンロックしない)。
マージンの償却	時の経過及び保有契約に基づき、カバー期間にわたって規則的に償却する。	企業は契約者に対する履行義務を充足する(すなわち、キャッシュ・アウトフローの変動性の減少によって裏付けられるリスク・エクスポージャーから解放される(通常はカバー期間より長い))のに従い、マージンを認識する。
マージンの表示	保険負債の一部に分類	財政状態計算書において区別して表示
マージンに係る利息計上	利息計上はロックインされた割引率を使用[!]	利息計上はロックインされた割引率を使用[!]

所見—アンロックするIASBの契約上のサービス・マージン

ED BC29-BC32

2010年公開草案に対する多くのコメントでは、契約上のサービス・マージンは、契約開始後の見積りの変更を反映させるため調整されるべきという意見が寄せられた。契約上のサービス・マージンは契約の未稼得利益を表すため、将来の見積りの変更は、この利益を調整するべきであると議論された。なぜなら契約上のサービス・マージンの見積りに固有の不確実性により、初日の利得を認識することはできないからである。したがってIASBは、提案を修正し、将来のカバー期間またはサービスと関連するキャッシュフローの変更(保険料の変更と将来キャッシュ・アウトフローの変更)を、契約上のサービス・マージンと相殺することを要求している。

リスクの見積り(期間を通じて変動する)は契約開始時に含まれ、契約開始時の契約上のサービス・マージンの決定にも影響を与える。ただし、IASBは事後的なリスク調整の変動と、事後的な割引率の変動のいずれも契約開始後の契約上のサービス・マージンの調整とはならないと決定した。なぜなら、それらの変動は期間を通じて割り戻されると議論されたためである。本公開草案のもとでは、割引率の変動の影響は当期純利益ではなく、その他の包括利益に表示されるが、リスク調整の変動額は直接当期純利益に認識される。

ED B68

契約上のサービス・マージンは、裏付け資産に対するリターンに応じて直接的に変動すると予測されるキャッシュフローの見積りの変更が将来のサービスに関連しない場合(例:裏付け資産の利得または損失)には調整されない。本公開草案のもとでは、裏付け資産の利得または損失は、保険契約における将来のサービスから生じる未稼得利益とは関連ないと考えられるからである。

裏付け資産に対するリターンに応じて直接的に変動すると予測されるキャッシュフローの取扱いに関するさらなる議論については、8.1を参照。

所見—FASBの単一マージンの認識

IASBの契約上のサービス・マージンはカバー期間にわたって認識されるにも関わらず、給付金や保険金に関連するリスクと費用は保険金決済期間にわたって発生する。

FASBのモデルである単一マージンは、カバー期間と保険金決済期間の双方にわたって認識される。ただし、ビルディング・ブロック・アプローチによって会計処理される多くの契約では、決済期間がカバー期間を大きく超えることはない。

単一マージンは、保険者が保険ポートフォリオのキャッシュフローの変動性の減少に裏付けられる、リスクから解放される時に償却される。この単一マージンの償却の方法の決定には、企業及び保険契約の性質に特有の事実及び状況に基づく判断が必要となる。保険ポートフォリオのライフ・サイクル期間における期待キャッシュフローについて詳細な情報を入手するので、企業によって異なる方法によりキャッシュフローの変動性の減少を定義する可能性がある。

保険者は、キャッシュフローの変動性の減少を、確率分布(例:標準偏差)や時の経過に基づいて定めることができる。FASBのASU案は、どのように単一マージンを償却させるかを決定する際に考慮される多くの定性的な検討要素や例示を含んでいる。

所見—IASBの契約上のサービス・マージンの認識方法

ED BCA110-BCA111

IASBは、各報告期間に認識する契約上のサービス・マージンの金額を、企業が権利を得ることが合理的に確実な金額に制限する提案を検討した。しかし、その提案は期待価値アプローチと整合しないと考えられたため、棄却された。

契約上のサービス・マージンは契約に基づいて提供されるサービスの移転パターンと整合的に認識される。それゆえ、保険契約のカバー期間が季節的である場合や、契約期間にわたって不均一である場合（例：ハリケーン補償）には、定額法や同様の方法で契約上のサービス・マージンを認識することは適切ではなく、カバー期間中の発生保険金や給付金の予測時期に基づくより厳密な方法を用いる。

提供されたサービスの移転パターンには、保険カバー及び資産管理サービスのような付帯サービスを含みうる。利益の源泉は、契約開始時に、提供されたサービスの種類に基づき選択されることとなる。以下はサービスの例である。

- 予想保険金
- 加齢により保険料が毎年増加する更新保険の予想保険料
- 予想支払年金
- 運用資産

契約上のサービス・マージンは、この利益の源泉に基づき各期間にわたって償却される。本公開草案のこのアプローチは、保険契約に基づく利益の認識についてのオーストラリアの「サービス上のマージン」アプローチと類似している。

所見—システムとデータ

契約上のサービス・マージンを、将来のカバーまたは将来のサービスに関連する変更について調整する提案は、複雑性の増大を招く。システムは例えば以下のよう、新たに要求される事項に対処できる必要がある。

- データの収集と蓄積
- 契約上のサービス・マージン及び測定レベルが異なると見込まれるキャッシュフローの変動（将来と過去のカバー）の性質に基づいた契約上のサービス・マージンの償却の履歴管理
- 割引率の履歴管理と調整

6.6

当初測定の例

IASBとFASBのアプローチにおける保険契約の当初測定を以下の設例を用いて比較する。

設例—契約上のサービス・マージンと単一マージン																								
ED IE4	契約上のサービス・マージン(IASBのモデル)	単一マージン(FASBのモデル)																						
	<p>ある企業が、単一のポートフォリオを形成する保険契約を発行する。カバー期間は保険契約の発行日に開始する。</p> <p>当初認識時の影響及び、初回保険料と増分新契約費は以下のとおりである。</p>	<p>ある企業が、単一のポートフォリオを形成する保険契約を発行する。カバー期間は保険契約の発行日に開始する。</p> <p>当初認識時の影響及び、初回保険料と増分新契約費は以下のとおりである。</p>																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設例 A1</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険料の期待現在価値(EPV)</td><td>900</td></tr> <tr> <td>保険金と費用のEPV</td><td>600</td></tr> <tr> <td>直課可能な新契約費のEPV</td><td>90</td></tr> <tr> <td>直課可能でない新契約費</td><td>*30</td></tr> <tr> <td>リスク調整</td><td>30</td></tr> </tbody> </table>	設例 A1		保険料の期待現在価値(EPV)	900	保険金と費用のEPV	600	直課可能な新契約費のEPV	90	直課可能でない新契約費	*30	リスク調整	30	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設例 B1</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険料のEPV</td><td>900</td></tr> <tr> <td>保険金と費用のEPV</td><td>600</td></tr> <tr> <td>直課可能な新契約費のEPV</td><td>80</td></tr> <tr> <td>直課可能でない新契約費</td><td>*40</td></tr> </tbody> </table>	設例 B1		保険料のEPV	900	保険金と費用のEPV	600	直課可能な新契約費のEPV	80	直課可能でない新契約費	*40
設例 A1																								
保険料の期待現在価値(EPV)	900																							
保険金と費用のEPV	600																							
直課可能な新契約費のEPV	90																							
直課可能でない新契約費	*30																							
リスク調整	30																							
設例 B1																								
保険料のEPV	900																							
保険金と費用のEPV	600																							
直課可能な新契約費のEPV	80																							
直課可能でない新契約費	*40																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設例 A2</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険料のEPV</td><td>900</td></tr> <tr> <td>保険金と費用のEPV</td><td>900</td></tr> <tr> <td>直課可能な新契約費のEPV</td><td>90</td></tr> <tr> <td>直課可能でない新契約費</td><td>*30</td></tr> <tr> <td>リスク調整</td><td>30</td></tr> </tbody> </table>	設例 A2		保険料のEPV	900	保険金と費用のEPV	900	直課可能な新契約費のEPV	90	直課可能でない新契約費	*30	リスク調整	30	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設例 B2</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険料のEPV</td><td>900</td></tr> <tr> <td>保険金と費用のEPV</td><td>900</td></tr> <tr> <td>直課可能な新契約費のEPV</td><td>80</td></tr> <tr> <td>直課可能でない新契約費</td><td>*40</td></tr> </tbody> </table>	設例 B2		保険料のEPV	900	保険金と費用のEPV	900	直課可能な新契約費のEPV	80	直課可能でない新契約費	*40
設例 A2																								
保険料のEPV	900																							
保険金と費用のEPV	900																							
直課可能な新契約費のEPV	90																							
直課可能でない新契約費	*30																							
リスク調整	30																							
設例 B2																								
保険料のEPV	900																							
保険金と費用のEPV	900																							
直課可能な新契約費のEPV	80																							
直課可能でない新契約費	*40																							
<p>* 直課可能でない新契約費は発生時に当期純利益を通じて認識され、保険契約のキャッシュフローから除外される。</p>																								

当初認識	設例 A1	設例 A2	設例 B1	設例 B2
キャッシュ・アウトフローのEPV	690	990	680	980
リスク調整	30	30		
キャッシュ・インフローのEPV	(900)	(900)	(900)	(900)
履行キャッシュフロー	(180)	120	(220)	80
契約上のサービス／単一マージン	180	-	220	-
当初認識時の負債	-	**120	-	**80

** 当期純利益に認識される初日の損失

当初認識直後	設例 A1	設例 A2	設例 B1	設例 B2
初回保険料300を受取り、新契約費を支払う				
キャッシュ・アウトフローのEPV	600	900	600	900
リスク調整	30	30		
キャッシュ・インフローのEPV	(600)	(600)	(600)	(600)
契約上のサービス・マージン	180	-	220	-
当初認識直後の負債	210	330	220	300

6.7 事後測定の例

IASBとFASBのアプローチにおける保険契約の事後測定を、以下の設例を用いて比較する。

設例－保険契約の事後測定

ED IE11

事例

ある企業は、以下の条件で保険契約ポートフォリオを発行する。

カバー期間	3年
契約開始時に受け取る保険料の合計	900
年間の期待キャッシュフロー	200

貨幣の時間価値及びリスク調整には重要性はない。

すべての保険金は発生時に支払われる。

サービスはカバー期間中にわたり均等に提供されると見積る。したがって、契約上のサービス・マージンはカバー期間にわたり均等に当期純利益に認識する。

2年目の発生保険金は、予想保険金とは異なっており、実際のキャッシュ・アウトフローは150である。

分析

2年目の期末に、企業は3年目の見積りを改訂する。したがって、期待キャッシュフローは以下のようになる。

	1年目	2年目	3年目
当初認識時の期待キャッシュ・アウトフロー	200	200	200
2年目、3年目の末日現在の改訂された実際／期待キャッシュ・アウトフロー		150	150

2年目の期末に期待キャッシュフローの変動は以下のように会計処理される。

- 3年目の期待将来キャッシュフローの減少50により、契約上のサービス・マージンを増額させる。
- 2年目の実際キャッシュフローと従前の見積りとを比較した減少50(実績調整)は、2年目に当期純利益に認識する。

契約上のサービス・マージンの調整表は、以下のとおりである。

	当初認識	1年目	2年目	3年目
期首残高	300	200	150	
当期純利益に認識		(100)	(100)	(150)
マージンに加算した将来キャッシュ・アウトフローの見積りの減少		-	50	-
期末残高	300	200	150	-

相殺された金額は、以下のように当期純利益に認識される。

	合計	1年目	2年目	3年目
サービスの移転を反映する契約上のサービス・マージン	350	100	100	150
実績調整	50	-	50	-
利益／(損失)	400	100	150	150

6.8

外貨建てキャッシュフロー

ED 20

外貨建てキャッシュフローを生じる保険契約は、IAS第21号「外国為替レートの変動の影響」に従って貨幣性項目として扱うことになる。

所見ー外貨建てキャッシュフロー

ED BCA115

両ボードは、保険契約の一部の要素を非貨幣性項目として扱うべきかを検討した。両ボードが提案している測定モデルは将来キャッシュフローの見積りに焦点を当てているので、保険契約全体を貨幣性項目としてみる方が適切であると合意した。

両ボードは、外貨換算の考え方を適用する際に、契約上のサービス・マージンまたは単一マージンを非貨幣性項目として考えていた。しかし、両ボードは、単一の通貨で表示された測定のすべての構成要素を貨幣性項目として扱い、適用為替レートを用いて換算する方が適切であると考えた。

このことは、外貨で表示された未経過保険料に関連する繰延収益の残高を非貨幣性項目として現在扱っている企業にとっての変化を意味している。それはまた、このような保険料を現金として保有または外貨で表示された他の金融資産に投資した際に生じるミスマッチを低減させることにもなる。

7 簡素化された保険料配分アプローチ

ED 19

6.1.1で示されているように、保険契約の測定は本質的に以下の2つの要素を組み入れている。

- 残存カバーに係る負債：企業が未経過カバー期間中に、保険契約者にカバーを提供する義務を(該当ある場合には不利な契約に係る負債も含め)測定する。
- 発生保険金に係る負債：発生しているがまだ報告されていない保険事故に係る発生保険金を含め、企業が既に発生している保険事故に係る保険金請求を調査して支払う義務を測定する。

本公開草案は、一定の短期契約に対する残存カバーに係る負債を測定するための、簡素化された保険料配分アプローチを提案している。この測定アプローチは、収益認識に係る提案と整合しており、損害保険契約の測定に係る現行の実務と多くの点で近似している。

7.1

適格要件

ED 35

このモデルは、ビルディング・ブロックによる測定の代替法として使用することが意図されている。その結果として、企業は、以下のいずれかの場合に、残存カバーに係る負債を測定するために、簡素化された保険料配分アプローチを適用することが「容認」される。

- 保険料配分アプローチによる測定がビルディング・ブロック・アプローチによる測定と合理的に近似している場合^[!]
- 当初認識時において、保険契約のカバー期間が1年以内である場合

ED 37

企業が契約開始時点で保険事故発生期間前に当該契約の履行に要する履行キャッシュフローに重要な変動性を予想している場合、簡素化された保険料配分アプローチを適用することで、「合理的に近似した」測定とはならない。

履行キャッシュフローの変動性は、以下に従って増加する。

- 当該契約に組み込まれたオプションまたは他のデリバティブ(組込デリバティブをアンバンドリングした後に残るもの)に係る将来キャッシュフローの程度
- 当該契約のカバー期間の長さ

FASBの提案における相違点

FASB ED 834-10-25-18

FASBは、保険料配分アプローチはビルディング・ブロック・アプローチの代替法ではなく、むしろ別のモデルであり、容認するのではなく強制すべきであると考えている。FASBのASU案では、以下のいずれかの要件を満たす契約に対して、保険料配分アプローチは適用が「強制」される。

- 保険契約のカバー期間が1年以内である場合
- 契約開始時点で、保険事故発生前に当該契約の履行に要する、正味キャッシュフローの期待値に、重要な変動性があることが見込まれない場合

7.2 測定

ED 38

簡素化された保険料配分アプローチでは、残存カバーに係る負債は、下記のように測定される。

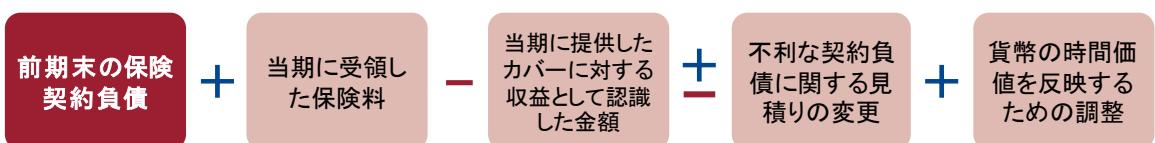
当初認識時の測定—残存カバーに係る負債



* 発生した時点では費用処理しない。

** 事実や状況が変化し、契約が不利であることを示す場合には、不利な契約テストが行われる。

事後測定—残存カバーに係る負債



7.2.1 貨幣の時間価値

ED 40

重要な財務構成要素を有する契約の場合、企業は、契約開始時点の割引率を用いて貨幣の時間価値を反映するように、割引計算及び利息計上することで、残存カバーに係る負債を調整する。

本公開草案は、貨幣の時間価値を反映するための、残存カバーに係る負債の調整に実務的な例外を設けている。契約開始時点で、企業がカバーの各部分を提供する時点と当該カバーに関する保険料の支払期日との期間が1年以内であると予想している場合、残存カバーに係る負債に貨幣の時間価値を調整する必要はない。[!!]

7.2.2 新契約費

ED 39(a)

当初認識時において、新契約費に関連する支払いは、残存カバーに係る負債の金額から控除される。しかし、当初認識時においてカバー期間が1年以内であるならば、企業は、直課可能な新契約費を発生時に費用処理する方法を採用することができる。[!!]

7.2.3 不利な契約負債

ED 36, 39(c)

事実や状況が、契約の属する保険契約のポートフォリオが不利であることを示している場合には、企業は、当初認識時とその後において、不利な契約負債を認識する必要がある。不利な契約負債は、残存カバーに係る負債と履行キャッシュフローの差額として認識される。[!!]

7.2.4 発生保険金に係る負債

ED 39(b)–(c)

発生保険金に係る負債は、ビルディング・ブロック・アプローチに基づき、履行キャッシュフローと同様に（すなわち、契約上のサービス・マージンを除いて）測定される。もし1年内にキャッシュフローを支払うか受け取ると予想している場合、実務上の簡便法として、企業は、将来キャッシュフローに貨幣の時間価値を調整しなくてよいとされる。企業がこの方法を採用する場合、不利な契約負債もまた、キャッシュフローに貨幣の時間価値を調整せずに測定される。[!!]

設例一 簡素化された保険料配分アプローチ

ED IE11

事例

企業は、保険契約を下記の条件で発行する。

カバー期間	12ヶ月
契約開始時の受取保険料	1,200
1ヶ月後の実際の保険金	60
発生保険金のリスク調整	10
新契約費	24

この例において、将来キャッシュフローの割引計算や利息の計上は考慮していない。また、サービスがカバー期間中、等しく提供されているとみなしている。

分析

	当初認識時	1ヶ月後
契約開始時の受取保険料	(1,200)	
新契約費	24	
残存カバーに係る負債	(1,176)	(1,078)^a
将来キャッシュフロー	(60)	
リスク調整	(10)	
発生保険金に係る負債	-	(70)
当期純利益		
既経過保険料	(100)	
発生保険金	70	
新契約費の償却	2 ^b	
注		
a. $1,176 \times (11/12)$		
b. $24/12$		

FASBの提案における相違点

FASB ED 834-10-30-25

FASBのASU案では、以下のいずれかに該当する場合、企業は発生保険金に係る負債を割引計算する必要がない。

- 割引計算の影響に重要性がない場合
- 発生保険金が1年以内に支払われることが予想される場合(この2つ目の要件は、IASBの提案と一致している)

所見一簡素化された保険料配分アプローチと現行の会計実務の比較

本公開草案により設定された要件に基づくと、多くの損害保険契約や一部の生命保険契約は、簡素化された保険料配分アプローチに適格となる。

簡素化された保険料配分アプローチは、U.S. GAAPの短期契約に対する現行の会計モデルと近似しており、また IFRS第4号のもとで多くの企業が使用しているモデルとも近似している。しかし、いくつかの重要な相違が生じる可能性が高い。特に、下記のような、発生保険金に係る負債や不利な契約に対する負債の測定に関連している。

- 割引計算の適用: IFRS第4号及びU.S. GAAPのもとでは、支払備金の割引計算を行わないことが多い。
- 統計的な平均値に基づく、期待キャッシュフローの測定: IFRS第4号及び現行のU.S. GAAPのもとでは、発生保険金に係る負債はキャッシュ・アウトフローの統計的な平均値で計上することもできるし、しなくてもよい。支払備金に関する企業の最善の見積りの過程において、結果の範囲やばらつきに影響を与える他の定性的な要素を考慮することもできる。
- IASBが提案するアプローチのもとではリスク調整を測定に含める。

両ボードは、簡素化された保険料配分アプローチが可能な限り、収益認識の提案と整合していることを望んでおり、そのため、割引計算に関する提案は修正され、収益認識プロジェクトとより整合させるため実務上の簡便法が加えられた。

IASBまたはFASBの適格要件を適用する場合に、大規模災害のカバーをどのように適用範囲に含めるか(すなわち、ビルディング・ブロック・アプローチまたは保険料配分アプローチのどちらを採用するか)に関する懸念が示された。簡素化された保険料配分アプローチを適用する要件は、保険事故が発生する後ではなく前の、履行キャッシュフローの変動性に関係していることから、多くの大規模災害のカバーが、簡素化された保険料配分アプローチに適格となる可能性がある。

所見一両ボードのアプローチの相違点

IASBの簡素化された保険料配分アプローチのもとでは、リスク調整が発生保険金に係る負債の測定に含まれる。一方でFASBのアプローチのもとでは、リスク調整は測定に含まれず、マージン調整は行われない。これは、特に保険金の決済期間の初期の段階で、IASBのアプローチの方が負債の金額が高くなるという結果をもたらす傾向にある。

IASBとFASBの両提案は同一の保険契約の全部ではないかもしれないが、実質的に全てといえる範囲をカバーするものと見込まれる。その結果、両提案の間で、適格性に関する重要な差異は生じない見込みである。

FASB ED 834-10-55-53

FASBのASU案には、保険契約に適用される測定モデルの決定に関する、様々な指標が含まれている。複数の一般的な保険契約を列挙した上で、保険料配分アプローチとビルディング・ブロックの測定モデルのどちらを適用すべきかのガイダンスを示している。

所見ーさらなる簡素化のための実務上の簡便法

ED 39(a)

両ボードは、以下の場合に、企業が全ての新契約費を費用認識することが認められると決定した。

- 契約のカバー期間が1年以内の場合
- 契約が、簡素化された保険料配分アプローチを適用して会計処理されている場合

このような実務上の簡便法は、カバー期間が1年以内の契約に係る新契約費の追跡コストと実務的煩雑性を低減することになる。

8 有配当契約

保険契約には保険契約者に対する支払いが裏付け資産(例えば、特定の資産プールまたは企業全体の資産)の運用成績によって影響を受けるものがある。結果的に、これらの保険負債から生じるキャッシュフローの金額、時期もしくは不確実性は、

- 裏付け資産の運用成績に影響を受け、
- その企業の裁量によることとなる。

このような契約は一般的に「有配当契約」と呼ばれ、以下の2種類に区分することができる。

契約の種類	特定する方法
<i>ED B83-B84</i> 企業に裏付け資産の保有を要求しておき、そのリターンとの連動を定めている	企業が契約、法律または規制から生じる全ての実質的な要素を考慮し、裏付け資産に対するリターンとの連動が定められているか否かを決定する。
企業が保有することを要求される裏付け資産との連動が定められていない	裏付け資産に対するリターンに応じてキャッシュフローが変動するが、企業が保有することを要求される裏付け資産との連動が定められていない。 例えば、 <ul style="list-style-type: none"> • 支払いが、企業の選択により、裏付け資産に対するリターンの影響を受ける。または • 企業が裏付け資産を保有する必要がない。 これらの契約にユニバーサル・ライフ契約やインデックス・リンク契約が含まれる可能性がある。

8.1 ミラーリング・アプローチ[!]

ED 33-34, 66

本公開草案は、以下の契約について、測定及び表示の例外としてミラーリング・アプローチを導入している。

- 企業が裏付け資産を保有することを要求され、
- 保険契約者への支払いと裏付け資産に対するリターンに明確な関連性がある。

裏付け資産には以下のようなものが含まれる。

- 特定の資産及び負債
- 基礎となる保険契約のプール
- 企業全体の資産及び負債

ED BC47

この例外規定は関連する資産と負債の会計上のミスマッチを解消することを意図している。

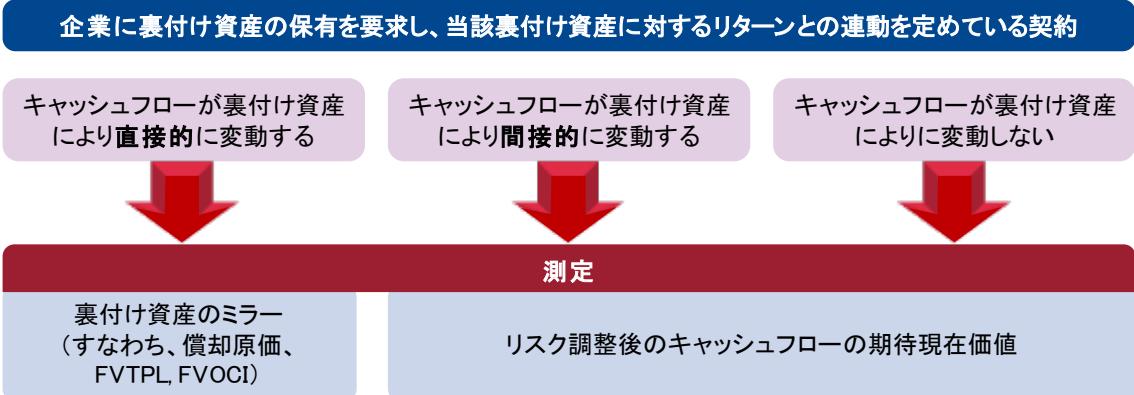
ED BC68

このアプローチのもとでは、企業が保有することを要求される裏付け資産に対するリターンに応じて直接的に変動すると予想される履行キャッシュフローは、裏付け資産の帳簿価額を参照して(すなわち、裏付け資産の測定と同様の方法で)測定されることとなる。その企業が追加的なリターンやより高いシェアを支払う裁量権を有している場合は、裏付け資産に対するリターンに応じて直接的に変動すると予想される履行キャッシュフローがその契約で示しているそれらのリターンの最低割合を超える可能性がある。

企業は、以下のような裏付け資産との直接的な関連性がない契約のキャッシュフローの測定に対しては、ビルディング・ブロック・アプローチを適用する。

- 契約で特定された固定的な支払い
- 保険契約者が行使可能なオプション
- 契約に付されている最低保証

企業に裏付け資産の保有を要求し、そのリターンとの運動を定めている契約の測定を図示すると、以下のようになる。



このような契約の利得及び損失の表示については、11.2.3を参照。

設例—キャッシュフローの分解方法

ED B85-B86

事例

契約は以下のとおりである。

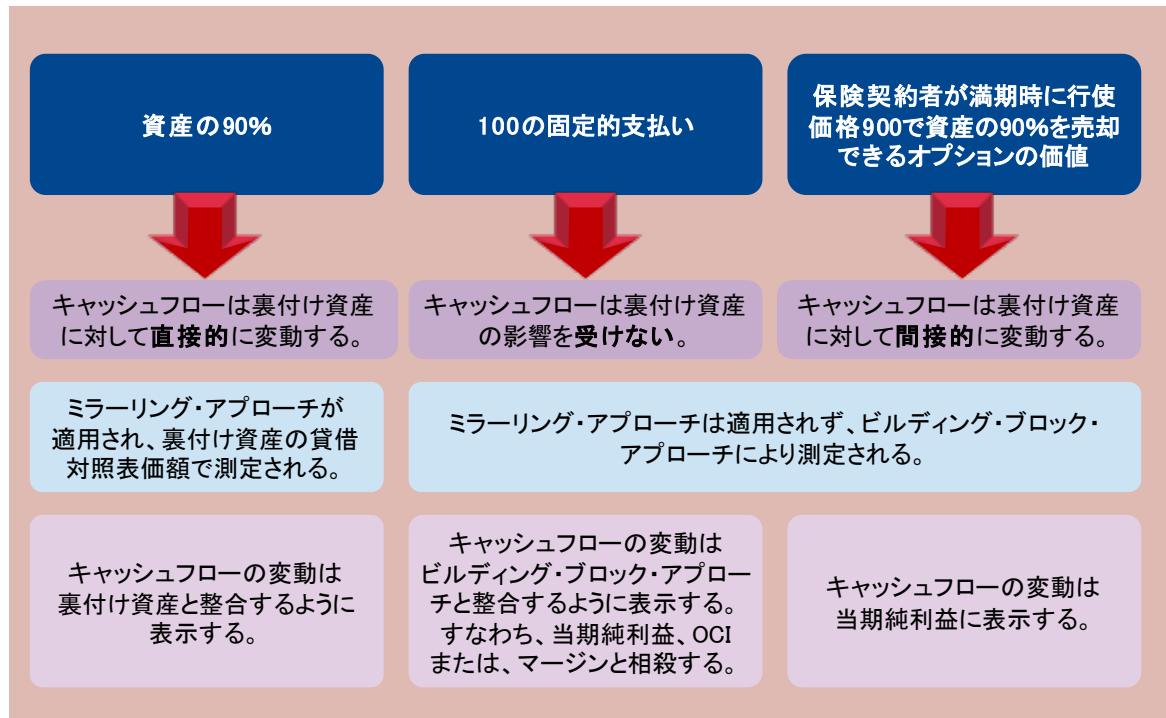
- 保険契約者に対する支払最低保証額は1,000である。
- プール資産の価値が1,000を超えた場合に、その超過分の90%相当額を追加で支払う。

分析

これらのキャッシュフローは様々な方法で分解することができるが、本公開草案のもとでは、以下の2要素を最大化する方法でキャッシュフローを分解することになる。

- 裏付け資産に対するリターンに応じて変化すると予測される範囲
- 保険契約者が受け取る最低限の固定的な支払い

このキャッシュフローは次のように示され、また、測定される。



8.2

裏付け資産に関するキャッシュフローに適用される割引率

ED B73

保険契約から生じるキャッシュフローの金額、時期及び不確実性が裏付け資産に対するリターンに依存する場合で、これらのキャッシュフローの測定にミラーリング・アプローチを適用しない場合は、その依存関係を割引率に反映させる必要がある。

これは、以下の事項に関係なく適用される。

- その依存関係が契約条項またはその企業の裁量権の行使から生じたものか否か
- その企業が実際に裏付け資産を保有しているか否か

裏付け資産に関するキャッシュフローに適用される割引率が変更になった場合の表示方法は、11.2を参照。

FASBの提案における相違点

FASB ED 834-10-35-9
to 834-10-35-10

FASBのASU案は、ミラーリング・アプローチを以下のような状況では適用すべきではないとしている。

- 保険契約者の配当が、U.S. GAAP上で裏付け資産の測定に使用されている方法以外で算定され、かつ、時期の差異を反映したものではない場合
- 企業が保険契約者の配当に関連するキャッシュフローについて裁量権を有している場合

FASB ED 834-10-35-25

企業が予定利率及び関連する最終的なキャッシュフローの変動を予想している場合には、見積予定利率及び関連する最終的なキャッシュフローの変動を、契約の残存期間にわたり一定の利回りで認識する方法で予定利率を調整する。

8.3

ユニット・リンク契約

ED App D, BC49

企業に裏付け資産を保有することを要求し、そのリターンとの明確な関連性を規定する保険契約に適用される測定方法は、特定のユニット・リンク契約にも適用される可能性がある。本公開草案はまた、ユニット・リンク契約に裏付けられた不動産の自社の持分割合をFVTPLで測定する選択肢を含んでいる。

企業の資産プールにユニット・リンク・ファンドの一部である企業自身の金融負債が含まれる場合がある。企業は、こうした金融負債の認識を中止せず、その代わりに、金融負債として認識して表示し、対応する金融資産を認識することを選択できる。対応する金融資産はFVTPLで測定される。

企業は同様にユニット・リンク契約に基づき保有している自己株式を資本から控除せず、その代わりに、これらの自己株式を発行した資本及び対応する金融資産として認識し表示することを選択できる。

FASBの提案における相違点

*FASB ED 834-10-30-9,
834-10-55-91 to 834-
10-55-92, FASB ASC
Subtopic 810-10*

FASBは、分離ファンドまたは分離勘定契約(すなわち、有配当性が分離勘定と契約上連動していく所定の要件を満たすもの)及び関連する分離資産ポートフォリオについての特別な要求事項及び免除事項を提案している。保険契約者のファンド及び適格な分離ファンド契約に対する比例的な持分は、FVTPLで測定される。さらに、FASBは、ASC Subtopic 810-10「連結-全般」に基づいて連結の分析を行う際の、適格な分離ファンド契約の検討に関するASC Subtopic 944-80「金融サービス-保険-分離勘定」のガイダンスを維持している。

所見—会計上のミスマッチの軽減

ED BC47

一定の条件を満たした有配当契約のキャッシュフローに適用されるミラーリング・アプローチは、裏付け資産と整合したキャッシュフローの変動の測定及び表示を行うことによって、会計上のミスマッチを解消することを可能にする。例えば、この方法によると、固定利付証券に裏付けられた有配当契約を保有している企業は、金融商品会計基準案に従い当該資産を償却原価もしくはFVOCIで測定し、同様の方法で固定利付証券に対するリターンに応じて直接的に変動する負債を測定することになる。

*ED 60(h), BC44(a),
BCA86(a)*

裏付け資産に対するリターンに応じて直接的に変動するが、ミラーリング・アプローチを適用できないキャッシュフローに適用される割引率

キャッシュフローが裏付け資産に対して直接的に変動することが予想されるが、関係性が裁量的、契約で特定されない、または、企業が裏付け資産を保有することを要求されないため、ミラーリング・アプローチを適用できない場合は、割引率に裏付け資産に対するリターンへの依存性を反映させる(裏付け資産に関連するキャッシュフローに適用される割引率については上記参照)。また、企業が裏付け資産に対するリターンに応じて変動が生じ、キャッシュフローに影響を与えると予想し、割引率を変更した場合は、当該変更による影響は当期純利益に表示される(11.2を参照)。これにより、企業が裏付け資産を保有する場合は、資産と負債の動きがリンクし、会計上のミスマッチが軽減される。しかしながら、裏付け資産の評価方法や裏付け資産から生じる利得及び損失の表示方法によっては、会計上のミスマッチが依然として生じる可能性がある。

ED 66(b), BC53,
BC127(b)

組み込まれた保証及びオプション

ミラーリング・アプローチによると、契約上のキャッシュフローは、企業が保有することを要求される裏付け資産に対して直接的に変動する部分と間接的に変動する部分に分解することができる。

企業と保険契約者の間の非対称のリスクシェアリングは、キャッシュフローの測定に影響を与える。組み込まれたオプションや保証に関するキャッシュフローは典型的には保険契約のその他のキャッシュフローと関連性があり、裏付け資産に対しては間接的に変動する。ミラーリング・アプローチでは、裏付け資産に対して間接的に変動する組み込まれた保証及びオプションの価値変動は、当期純利益を通じて認識されるため、IFRS第4号に基づく多くの現在の実務と比較してボラティリティが増大する結果になる可能性がある。

本公開草案は、企業が裏付け資産を保有することを要求されない場合など、ミラーリング・アプローチの要件を満たさない契約のオプション及び保証について同様の特別規定を含んでいない。したがって、このような契約は、ビルディング・ブロック・アプローチの一般規定に基づいて測定及び表示されることとなる。

所見—実務の複雑化

ED BC56-BC62

ミラーリング・アプローチにより実務も複雑になる。このアプローチは企業に、各契約を以下のキャッシュフロー単位に分解することを要求している。

- 裏付け資産に対するリターンに応じて直接的に変動すると予想されるキャッシュフロー
- 裏付け資産に対するリターンに応じて間接的に変動すると予想されるキャッシュフロー
- 裏付け資産とは関連しないキャッシュフロー

契約の全部または一部の裏付け資産をいくつかの方法(例えば、償却原価、FVOCI及びFVTPL)で測定している場合は、より複雑性が増すことになる。企業は、より詳細にデータを履歴管理し、ALMに紐づけることが必要となる可能性が高い。

8.4

裁量権のある有配当性(DPF)を有する投資契約

ED App A

4.1.2で述べたとおり、保険契約の要件を満たさない裁量権のある有配当性(DPF)を有する投資契約は、その発行者が保険契約も発行している場合には、本公開草案の適用範囲に含まれる。【X】

裁量権のある有配当性(DPF)とは、契約発行者の裁量に左右されることのない保証給付の他に、付随的に追加給付を受け取る契約上の権利をいう。追加給付とは、次のようなものをいう。

- 契約上の給付全体の中で重要な一部分となる可能性が高い。
- 金額または時期は契約上、契約発行者の裁量による。
- 契約上、次のいずれかに基づく。
 - 特定の保険契約プールまたは特定の種類の保険契約からの運用収益
 - 契約発行者が保有する特定の資産プールの実現及び／または未実現の投資収益
 - 契約を発行した企業またはファンドの当期純利益

ED 47-48

DPFを有する投資契約は重要な保険リスクを移転しないため、本公開草案はこれらの契約について提案内容を次とおり修正している。

領域	DPFを有する投資契約に関する改訂
契約を認識する力 カバー期間の開始時	カバー期間は企業が契約の当事者となった時に開始する。すなわち、企業が現在または将来に現金を支払う契約上の義務が最初に生じた時に、DPFを有する投資契約を認識する(修正前の要求事項については5.1を参照)。
契約の境界線	企業が現在または将来に現金を支払う実質的な義務を有している場合、キャッシュフローは契約の境界線内にある。企業が提供する給付を価格に完全に反映させる権利または実務上の能力を有した時点で、その契約の境界線は終了する(修正前の要求事項については6.2.1を参照)。
契約上のサービス・マージンの事後測定のカバー期間	契約上のサービス・マージンの事後測定のカバー期間は、企業が契約に基づいて資産管理または他のサービスを提供することを要求される期間である。 そのため、契約上のサービス・マージンは、当該契約に基づく資産管理サービスの移転を最も適切に反映する規則的な方法で、契約期間にわたり認識しなければならない(修正前の要求事項については6.5を参照)。

本公開草案の他の全ての提案内容はDPFを有する投資契約にも適用される。

8.5 相互会社

ED BCA62

保険契約には保険契約者によって所有される相互会社により発行されるものもある。本公開草案によると、相互会社によって発行される契約が相互会社の剰余金全体に対する参加権を保険契約者に提供する場合、残余の資本はなく、どの会計期間にも利益が報告されないこととなる。IASBはこの論点について明示的な理論的根拠を示していない。

所見－相互会社の剰余金に対する参加権

ED B66(k)

IASBは、たとえ相互会社の業績に関連する給付の金額または時期が裁量的であっても、このような支払いは、裏付け資産から生じるリターン(すなわち、相互会社の剰余金)を保険契約者に支払うものであると考えているのかもしれない。この考えによると、これらの給付が現在または将来の保険契約者に支払われるか否かに問わらず、負債の測定にはこのような給付が含まれることになる。保険契約者が相互会社の剰余金全体への参加権を有している場合には、将来の全ての給付は保険負債に含まれ、資本が計上されない可能性もある。

相互会社が発行する有配当契約の性質について特別に検討をする必要がある。異なる地域における法律及び規制上の枠組みの相違により、保険契約者の権利は変化する。例えば、一部の地域では保険契約者の権利はこれらの相互会社の社員と区別されるかもしれない。

保険契約者が剰余金全体への参加権を有している場合は、これらの契約の会計処理によりIFRSに基づいて報告している多くの相互会社の実務に、著しい変化がもたらされることになるだろう。

FASB ED BC246-
BC250

FASBの提案における相違点

FASBのASU案によると、相互会社は保険契約義務の履行の際に支払う義務も意図もない剰余金の金額を資本として扱う。FASBは、このアプローチは、相互会社以外の他の企業の裁量権のある有配当性から生じるキャッシュフローの取扱い(すなわち、企業が保険契約者に対する義務を直接履行するために生じるキャッシュ・アウトフローだけを含める)と整合していると考えている。

また、FASBは、相互会社が、保険契約者に支払う義務も意図もない名目的な剰余金を資本として表示する方が

- 相互会社の財務諸表利用者により有益な情報を提供することになり、
- 同様の保険契約を発行している他の企業との比較可能性が高まると考えている。

9 再保険

9.1 再保険者

再保険者は、自ら発行する再保険契約を保険契約の認識及び測定アプローチ(すなわち、ビルディング・ブロック・アプローチまたは保険料配分アプローチ)を使用して会計処理する。

9.2 出再者

9.2.1 適用範囲[!]

ED 42

出再者は、元受保険契約の評価と同じ方法により、再保険契約をビルディング・ブロック・アプローチまたは簡素化された保険料配分アプローチのどちらを適用して会計処理するかについて評価する。すなわち、保険料配分アプローチの適用は、次のいずれかの場合に認められる。

- 保険料配分アプローチによる測定がビルディング・ブロック・アプローチによる測定と合理的に近似する場合
- 再保険契約のカバーペリオドが1年以内である場合

所見一出再者と再保険者で異なるアプローチを適用する可能性

IASBの提案においては、完全なビルディング・ブロック・アプローチまたは簡素化された保険料配分アプローチのどちらを適用して再保険契約を会計処理するかについて、出再者と再保険者が個々に決定する。簡素化された保険料配分アプローチは、適用要件を満たした場合に適用できるオプションである。

- 出再者と再保険者は再保険契約に対して異なるアプローチを適用することができる。
- 出再者は再保険契約と出再された元受保険契約に対して異なるアプローチを適用することができる。

また簡素化された保険料配分アプローチを元受保険契約に適用している場合であっても、再保険契約には同じアプローチを適用できない場合もある。

FASBの提案における相違点

FASB ED 834-10-30-28

FASBは、保険料配分アプローチはビルディング・ブロック・アプローチの適用要件を満たさない契約に対して適用が「強制される」、別個のモデルであると考えている。

出再者は、基礎となる元受保険契約に適用するアプローチ(ビルディング・ブロック・アプローチまたは保険料配分アプローチ)と同じアプローチを用いて、再保険契約を会計処理する。

9.2.2 当初認識[!]

ED 41(a)

一般的に出再者は元受保険契約を認識した時に再保険契約を認識する。ただし、再保険カバーが、再保険契約でカバーされている基礎となる契約のポートフォリオの損失総額に基づく場合、出再者は再保険契約のカバーペリオドが開始されたときに再保険契約を認識しなければならない。

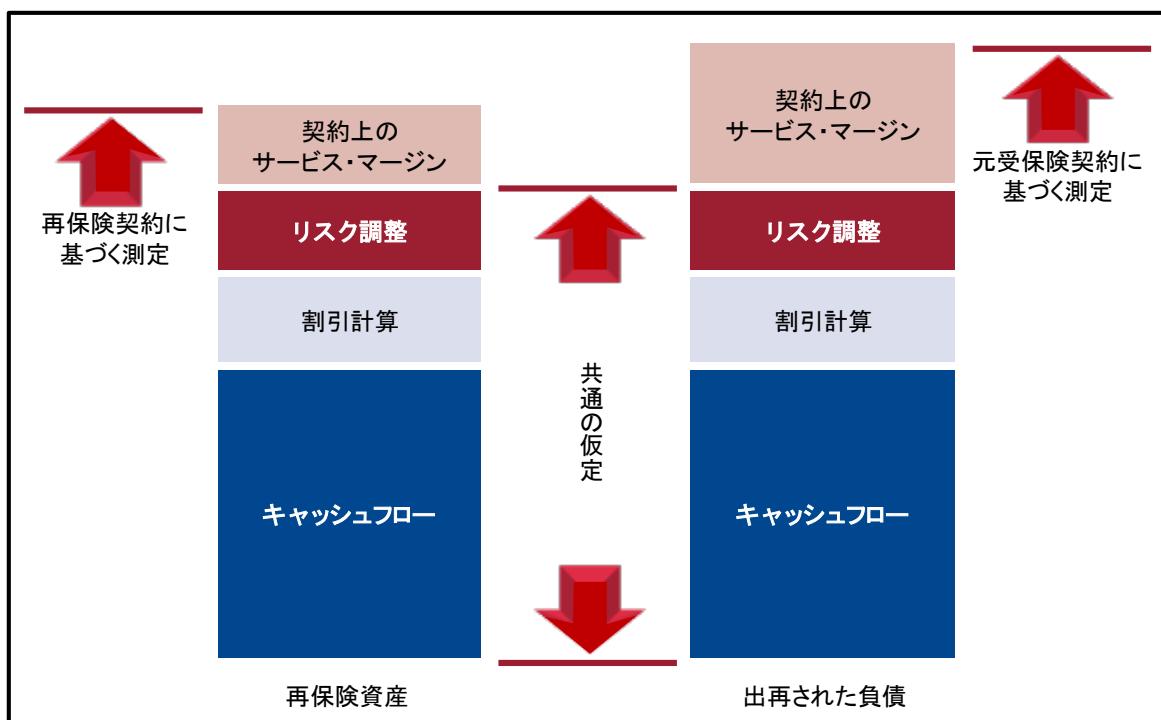
9.2.3

ビルディング・ブロック・アプローチによる測定[!]

ED 41(b)

再保険と元受保険は異なる契約とみなされており、出再者は出再保険料(出再手数料を控除)を含め、基礎となる元受保険契約の契約上のサービス・マージンを考慮せずに、再保険契約に係る履行キャッシュフローを見積る。出再者は、再保険契約に係る履行キャッシュフローを見積るために、基礎となる元受保険契約に係る履行キャッシュフローの対応する部分の測定に用いる仮定と、整合的な仮定を使用しなければならない。

元受保険契約に係る負債の測定と比較した、ビルディング・ブロック・アプローチに基づく再保険契約の測定は次の図のとおりである。



所見—契約上のサービス・マージンの測定

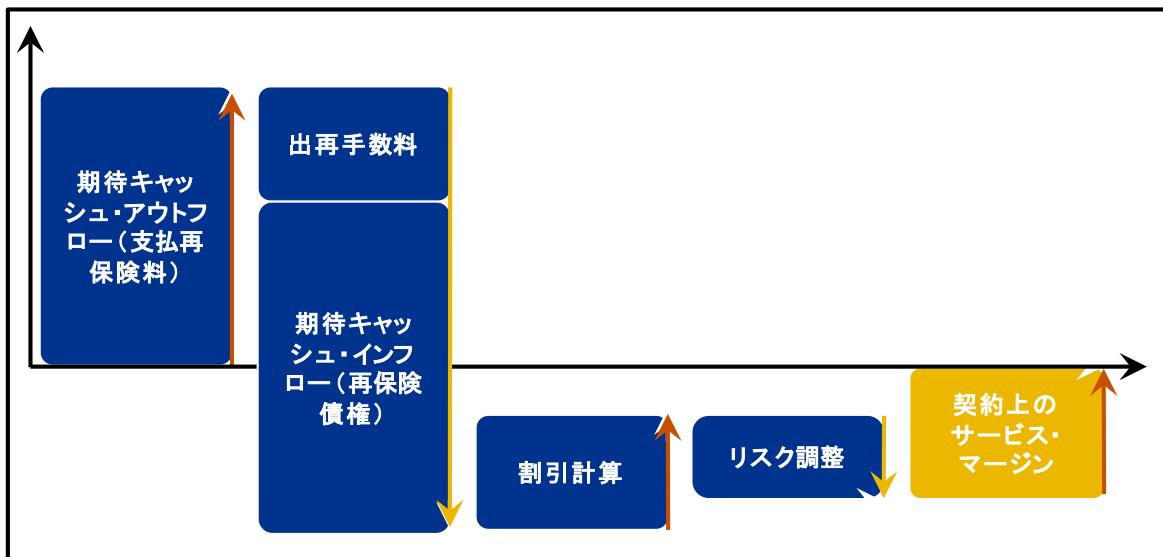
元受保険契約の契約上のサービス・マージンは元受保険料を調整するが、その一方で再保険契約の契約上のサービス・マージンは再保険料を調整する。これにより、通常、元受保険契約と再保険契約に対する契約上のサービス・マージンの金額は異なり、結果として事後的に当期純利益に認識される金額も異なる可能性がある。

キャッシュフローの見積りには担保や係争の影響を含め、再保険者の債務不履行リスクの変化を反映する。

リスク調整の出再部分は、再保険の利用を通じて移転されたリスクに相当する。

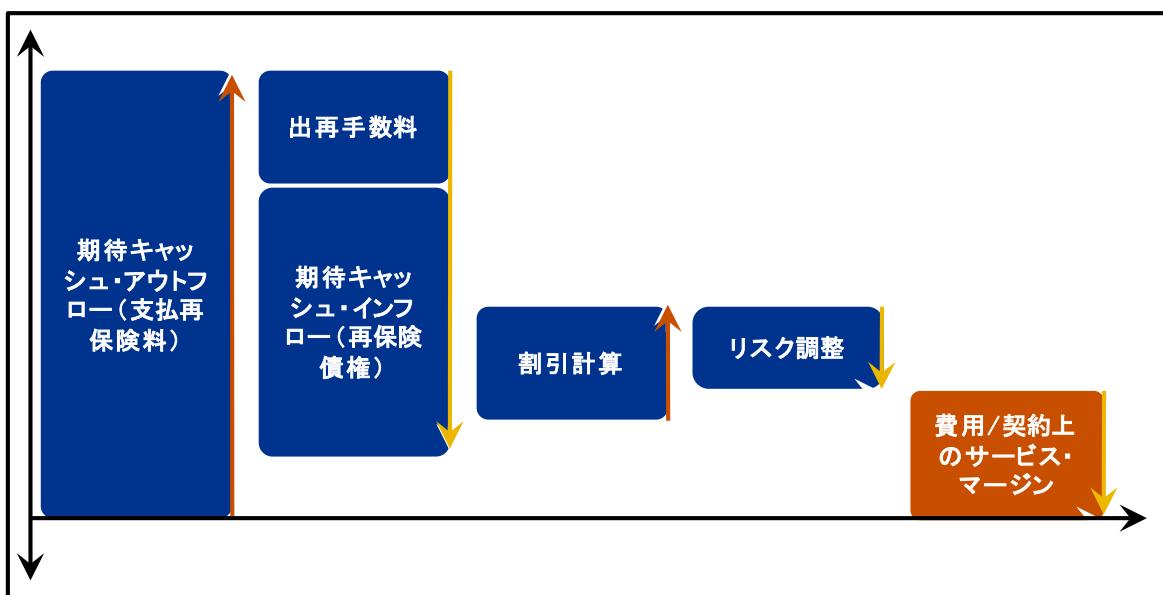
ED 41(c)

リスク調整を加えた出再者の履行キャッシュ・インフローの現在価値が、履行キャッシュ・アウトフローの現在価値を上回る場合、出再者は当初認識において、契約開始時の利得を排除するため、その差額を契約上のサービス・マージンとして認識する。



出再者の履行キャッシュ・アウトフローの現在価値が、リスク調整を加えた履行キャッシュ・インフローの現在価値を上回る場合、出再者は当初認識において、借方となるその差額を以下のいずれかとして認識する。

- 過去の事象をカバーしている場合は費用
- 将来の事象をカバーしている場合は契約上のサービス・マージン



出再者のキャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローの現在価値の差額は、以下のとおり測定される。

履行キャッシュフロー > 0		履行キャッシュフロー < 0	
インプット	測定	インプット	測定
支払再保険料(再保険者に一時払いで支払われた出再保険料)	(70)	支払再保険料(再保険者に一時払いで支払われた出再保険料)	(100)
受取出再手数料	7	受取出再手数料	7
(予想信用損失引当金控除後)再保険の回収キャッシュ・インフロー	80	(予想信用損失引当金控除後)再保険の回収キャッシュ・インフロー	80
割引計算	(15)	割引計算	(15)
リスク調整	10	リスク調整	10
契約上のサービス・マージン	(12)	当初認識時に費用処理 ^a 、もしくは契約上のサービス・マージンを借方で資産計上 ^b	18
注			
a. 過去の事象をカバーしている(遡及型再保険)場合、費用処理			
b. 将来の事象をカバーしている場合、契約上のサービス・マージンを(借方で)資産計上			

ED 41(d)

契約上のサービス・マージンはカバー期間にわたって償却され、将来キャッシュフローの変動が将来のカバーとサービスに関連する場合には、その変動(有利な変動と不利な変動の双方)を調整する。当初認識時に決定された割引率に基づく利息を加算する。

ED BCA138

予想信用損失の変動は将来のサービスに影響を与えないため、当期純利益に認識する。

ED 41(b)

出再者は基礎となる契約の保険金請求の発生を条件とする出再手数料を、再保険契約により補填が見込まれる保険金の一部として扱う。その他の全ての出再手数料は再保険者に支払うべき出再保険料の減額として扱う。

FASBの提案における相違点

FASBのASU案では、再保険契約の履行キャッシュフローにはリスク調整を含めない。

将来の事象をカバーしている再保険契約の残りの単一マージンは、再保険契約がカバーしている基礎となる契約のマージンと整合的に認識される。つまりビルディング・ブロック・アプローチを適用している再保険契約の当初認識時にロックインされ、カバー期間と決済期間にわたり償却される。

FASB ED 834-10-30-34

信用損失に関するU.S. GAAPのガイダンスに準拠して評価した予想損失に基づいて、出再者は再保険者の信用リスクを考慮しなければならない。

所見一履行キャッシュフローの測定

ED BCA128

対称的な測定アプローチ

(再保険者の債務不履行リスクを除き)出再者と再保険者の両者は、履行キャッシュフローと同じ方法で測定するが、実務上は、必ずしも同額とはならない。例えば、保険者と再保険者との間でポートフォリオの構成が異なることで、その分散効果が異なり、両者のリスク調整の計算結果に差異が生じる可能性がある。

割合比例再保険契約と比較して、超過損害額再保険契約(すなわち、基礎となる契約のポートフォリオの損失総額について、一定の金額を超過した金額をカバーする再保険契約)に関する対称的な再保険資産の計算は単純ではない。

IFRSは原則主義であるため、IASBは、出再されたリスク調整の金額について出再者がその決定方法を特定するのは適切ではないと考えた。ガイダンスは、リスク調整の出再部分は、再保険を利用することにより移転されたリスクに相当するものでなければならないことを明確にした。

ED BCA137-BCA138

再保険者の債務不履行リスク

2010年公開草案では、出再者は、再保険資産の測定に際して、IFRS第9号の一部として金融資産について開発された減損モデルを適用するとしていた。金融資産に適用される暫定的な減損モデルを再保険資産に対して適用する難しさを考慮して、IASBは本公開草案において提案を改訂し、出再者は減損モデルを適用せず、代わりに予想される履行キャッシュフローのその他の変動と同様の方法で予想信用損失を取り扱うことを決定した。再保険契約の開始時に、出再者は予想信用損失に関連するものを含む、すべての債務不履行の影響を履行キャッシュフローの見積りに反映させて契約上のマージンを決定する。予想信用損失のその後の変更は将来のカバーに關係ではなく、直ちに当期純利益を通じて認識することになる。

これは金融資産の減損に係るIASBの直近の公開草案で提案されている、信用が毀損している購入及び自社組成金融資産の会計処理に類似している⁴。

所見一再保険契約の認識の中止と表示

ED 51

再保険契約の購入は一般的には、元受保険契約の全てが出再されていたとしても、元受保険契約の負債の認識を中止することにはならない。しかし、出再者は保険契約の義務から免除、解約または期間満了となった場合に、保険契約負債の認識を中止する(5.2を参照)。

ED 41(b), 63, BCA226

再保険残高は財政状態計算書、当期純利益及びその他の包括利益計算書のいずれにおいても、関連する元受保険残高と相殺できない(11.1及び11.2を参照)。同様に再保険契約の出再手数料は、当期純利益及びその他の包括利益計算書において基礎となる出再された契約の新契約費と相殺できず、上述したとおり、再保険料もしくは再保険金の調整として扱う。

⁴ 金融資産の減損に関する公開草案の詳細は、KPMGの刊行物New on the Horizon: Financial Instruments – Expected credit lossesを参照。

10

企業結合及びポートフォリオ移転

ED 43-44

本公開草案によれば、企業結合及びポートフォリオ移転で取得した契約は、企業結合及びポートフォリオ移転の日に当初認識する。保険契約の受領対価は、カバー期間開始前キャッシュフローとして取り扱われる。すなわち、契約上のサービス・マージンは、本公開草案の一般的な規定に従って決定される。

企業は以下を行う。

1. 履行キャッシュフローの決定
2. 同じ取引の中で取得した他の資産及び負債に係る対価を調整した保険契約の対価の算出
3. (1)と(2)の金額の比較

ED BCA145-BCA150

この差額は、受領対価が履行キャッシュフローを上回るか下回るかによって、取扱いが異なる。

	受領対価 > 履行キャッシュフロー	履行キャッシュフロー > 受領対価
企業結合	企業結合日に、差額を契約上のサービス・マージンとして認識する。	差額をIFRS第3号ののれんの当初測定の調整(または、のれんがない場合は利益)として認識する。
ポートフォリオ移転	ポートフォリオ移転日に、差額を契約上のサービス・マージンとして認識する。	差額を損失として認識する。

FASBの提案における相違点

FASB ED 834-10-30-36

企業結合会計上、ASU案に従って測定される保険契約に関する履行キャッシュフローが、保険契約の公正価値を上回る額は、企業結合におけるのれんの当初測定の調整として(または、のれんがない場合は利益として)ではなく、取得日の損失として認識される。

所見—契約の認識及び測定

公正価値を超過する金額で契約を当初認識するという企業結合についての提案は、IFRS第3号に基づく公正価値を用いた企業結合会計の例外である。この例外により、企業が測定モデル案を適用した場合に、企業結合後直ちに損失が認識されることが回避される。

企業結合で取得した保険契約の測定では、IFRS第3号で現在認識されている既存契約の無形資産は認識されない。これらの無形資産はしばしば、既存契約の現在価値(PVIF)、将来利益の現在価値(PVFP)、取得事業価値(VOBA)と呼ばれている。ただし、別個の顧客関係の無形資産は引き続き認識される。

公正価値が履行キャッシュフローの現在価値を超過し、企業結合及びポートフォリオ移転日に契約上のサービス・マージンが認識される場合に、本公開草案は、当期純利益における契約上のサービス・マージンの事後の認識方法について詳細なガイダンスを提供していない。これは、ポートフォリオ移転で引き受けた保険契約がラン・オフ契約であって未経過のカバー期間がないような場合に特に問題となる。

設例ー企業結合で取得した保険契約の測定

ED IE22

事例

企業は、企業結合により保険契約のポートフォリオを取得する。ポートフォリオの公正価値は30である。

シナリオAでは、企業は、履行キャッシュフローを20と見積っている。

シナリオBでは、企業は、履行キャッシュフローを35と見積っている。

当初認識時で、企業は保険負債を次のように測定する。

	シナリオA	シナリオB
履行キャッシュフロー	20	35
契約上のサービス・マージン	10	-
当初認識時の保険負債	30	35

分析

シナリオAでは、公正価値は履行キャッシュフローを上回っている。10の差異は、当初認識時の契約上のサービス・マージンとなる。企業はポートフォリオを公正価値の30で測定する。

シナリオBでは、履行キャッシュフローは公正価値を上回っている。したがって、契約上のサービス・マージンはない。ポートフォリオは履行キャッシュフローの35で測定される。

履行キャッシュフローが契約上の公正価値を上回る額、すなわち、5(35-30)は、のれんとして認識される。

11 表示

11.1 財政状態計算書

ED BCA224

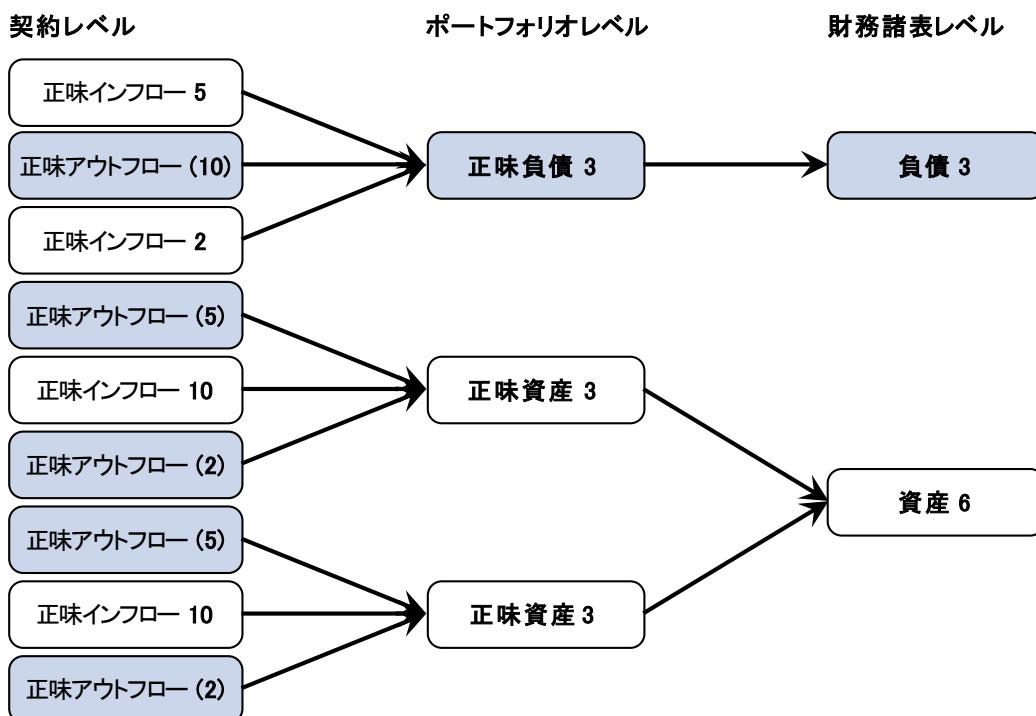
本公開草案は、保険契約のポートフォリオから生じる権利及び義務を、財政状態計算書においては区別して資産または負債として表示することを提案している。

ED 54

会社は以下を区別して表示する。

- 資産ポジションにある保険契約
- 負債ポジションにある保険契約

下図は、財政状態計算書の表示における、ポートフォリオの集約を例示している。



ED 55

本公開草案は、保険契約を、保有している再保険契約とは区別して表示することを提案している。再保険資産は、関連する保険契約負債と相殺されない。したがって、会社は以下を区分して表示する。

- 資産ポジションにある、保有している再保険契約のポートフォリオ
- 負債ポジションにある、保有している再保険契約のポートフォリオ

FASBの提案における相違点

*FASB ED 834-10-45-1
to 834-10-45-3*

ビルディング・ブロック・アプローチにより測定された契約に関して、財政状態計算書には以下が含まれる。

- 保険料またはその他の対価に対する無条件の権利に係る債権
- 予想回収可能再保険
- 保険契約負債
- 保険契約資産
- 単一マージン

新契約費は保険契約の一部として報告される。すなわち、単一マージンは以下のとおり処理される。

- 未払いの新契約費を含める
- 新契約費が支払われた時に減額される

保険料配分アプローチにより測定される契約は以下に分解される。

- 総受取保険料
- 予想正味回収可能／支払可能再保険
- 残存カバーに係る負債
- 発生保険金に係る負債

保険料配分アプローチにより測定される契約については、保険の権利及び義務は区別して表示される。

所見—IASBの表示規定案

ED App D

IAS第1号の「財務諸表の表示」は現在、保険契約と再保険契約を区分して財政状態計算書に表示することを規定していない。したがって、IASBは本公開草案の中で、表示規定を追加した。本公開草案は財政状態計算書の特定の表示科目について、追加の規定を含んでおらず、IAS第1号の一般的な規定が適用される。

ED BC49

2010年公開草案では、ユニット・リンク契約は財政状態計算書の中で区分して表示することとされていた。しかし、本公開草案ではユニット・リンク契約の区分表示を要求していない。IASBはIAS第1号の一般的な表示規定及び保険会計基準のアンバンドリングの提案において、ユニット・リンク契約及び投資要素を含むその他の保険契約の表示について対処すべきであると考えている。

KPMGの経験では、多くの会社が財政状態計算書の中で、ユニット・リンク資産とユニット・リンク負債を区分して表示している。2010年公開草案に関し、多くの回答者はユニット・リンク資産と負債を区分して表示することを支持している。

所見ーFASBの表示規定案

FASB ED App A A1

U.S. GAAPではSubtopic 944-8において、保険者に以下を要求している。

- 保険契約者のファンドである分離勘定資産の一部を公正価値で測定する。
- 財務諸表上にその合計額を同額の保険契約者に対する負債とともに報告する。

分離勘定資産の投資成果とそれに対応する保険契約者への支払額は、損益計算書の同じ項目において相殺され、ゼロとなる。

FASBは、契約に係る負債を保険契約負債に含めて別項目として表示しないことを除き(ただし、分離資産の表示は維持する)、適格要件を改訂するものの、現行の分離勘定に係る表示及び開示要件を維持することを決定した。FASBのASU案のもとでは、分離勘定のための下記のような特別な会計が適用される。

- 企業は、指定された代替的投資に、もしくは特定の投資目的または方針に従って、保険契約者の資産を(保険契約者の指示に基づき)投資しなければならない。
- 全ての投資成果は、契約上の手数料及び評価損益控除後の純額で、個々の保険契約者にパス・スルーされなければならない。

分離勘定資産は、FVTPLによる測定が継続され、以下の表示及び開示規定が適用される。

- 適格な分離ファンド契約の資産は、(特定され、区分して表示される可能性はあるものの)財政状態計算書において金融商品の適切な分類として表示されるか、(单一の表示科目で表示するというFASBのASU案と異なるが)注記により開示される。
- 企業は適格な分離ファンド契約の以下の資産額を開示する。
 - 一般勘定から法的に切り離されるものと切り離されていないもの
 - 保険者の比例持分を表すもの
- 適格な分離ファンド契約に直接リンクされる負債は、保険負債に含めて表示される。

11.2

当期純利益及びその他の包括利益計算書

ED 60, 64

次の構成要素は、当期純利益及びその他の包括利益に認識される。

当期純利益の表示*	その他の包括利益の表示*
<ul style="list-style-type: none"> • 保険契約の当初認識時における損失 • その期に発生した実際のキャッシュフローと過去の見積キャッシュフローとの差異(実績調整) • 契約上のサービス・マージンを調整しない将来キャッシュフローの見積りの変更 • リスク調整の変動 • 当期におけるサービスの移転を反映する契約上のサービス・マージンの変動 • 不利な契約の計上額の変動 • 保有する再保険契約の発行者の信用状態の変動の影響 • 保険契約の当初認識時における割引率により決定された保険契約負債の利息(ロックインされた割引率)** • 本公開草案に従ってその他の包括利益に認識されたもの以外の利得または損失 	<p>以下の差異:</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現在の割引率を用いて測定された保険契約計上額 • 保険契約の当初認識時において適用された割引率を用いて測定された保険契約計上額(ロックインされた割引率)**

* 企業が裏付け資産を保有することを要求され、裏付け資産に対するリターンとの連動を定めている契約に関して異なる要件が適用される場合を除く(11.2.3を参照)。

** 裏付け資産に対するリターンに応じて直接的に連動すると予想されるキャッシュフローについては、企業が当該キャッシュフローの額に影響を与える当該運用収益の変動を予想している場合、更新された割引率が用いられる(例: 变動利付証券の利子に連動する契約上のキャッシュフロー)。

11.2.1

当期純利益における表示[1]

ED 56, B88

本公開草案に基づき、保険契約収益及び償却原価ベースの利息費用を含む保険契約費用は、当期純利益に表示される。

11.2.1.1

保険契約収益

当期純利益に表示される保険契約収益は、保険契約に基づき約束したサービスの提供と交換に企業が受け取る権利として予想される金額を表示する。すなわち、保険契約収益は、企業が保険契約の履行義務を果たすことで各期に認識されることになる(以前はアーンド・プレミアム・アプローチと呼ばれていた)。

残存カバーに係る負債は、義務の履行に対する進度測定として用いられる。結果として、当期の保険契約収益は、期中の残存カバーに係る負債の変動となり、企業が対価を受け取ることを予想するカバーまたはその他サービスに関連のない変動を除外している。

ED B89

投資契約収入及び直課可能な新契約費は、カバーペリオド間にわたるサービスの提供を最適に反映する規則的な方法で表示されることになる。この配分アプローチを適用することで、企業が、カバーを提供する前に保険契約収益を認識することを避けることとなる。

ED 58, BC90

分離されなかった投資要素は、保険契約収益及び発生保険金からは除外される。投資要素は、保険事故が発生しない場合でも、企業が保険契約のもとで保険契約者に払い戻す必要がある金額となる。投資要素の分離要件については、4.2.1を参照。

11.2.1.2 保険金及びその他の費用

ED 57

本公開草案では、保険金とその他の費用は当期純利益に表示される。これらの保険金及びその他の費用は、実際に発生した時点で当期純利益に認識される。

(設例) 当期純利益及びその他の包括利益計算書	
保険契約収益	475
発生保険金及び給付金	(320)
発生した費用	(60)
新契約費の償却	(20)
将来キャッシュフローの見積りの変更(契約上のサービス・マージンと相殺されない場合)	(10)
過年度における見積りの変更の戻入	5
営業損益(マージンの総額)	70
投資収益	60
保険負債に係る利息費用	(54)
当期純利益	76
その他の包括利益:	
割引率の変動に起因する保険契約負債の変動	9
FVOCI資産の公正価値の変動	(10)
包括利益合計	75

ED 63, 67

企業は、再保険契約や裏付け資産から生じる収入または費用と、保険契約から生じる費用または収入を相殺しない。

FASBの提案における相違点

*FASB ED 834-10-45-4
to 834-10-45-7*

企業は損益計算書に以下を表示する。

- ビルディング・ブロック・アプローチに基づき測定される契約、及び保険料配分アプローチに基づき測定される契約の別に、保険契約収益、給付金及び保険金
- ビルディング・ブロック・アプローチに基づき測定される契約、及び保険料配分アプローチに基づき測定される契約の別に、出再保険契約から生じる保険契約収益、給付金及び保険金、並びに費用
- 他の収入及び費用と区別して、出再保険契約から生じる保険契約収益、給付金及び保険金、並びに費用
- 関連する収益項目ごとに期待キャッシュ・インフローに対する利息計上額
- 期待キャッシュ・アウトフローに対する利息費用計上額

適格な分離ファンド契約及び投資収入のパス・スルーとして保険契約者に保証されている利息から得られる収益は、損益計算書の中で区分表示されるか、注記において開示される。

所見—保険契約収益の表示

ED BC73-BC79

2010年公開草案は、ビルディング・ブロック・アプローチに基づいて計上された契約に対して、当期純利益及びその他の包括利益計算書で「要約マージン表示」することを提案していた。この表示アプローチについては、多くの関係者が懸念を示しており、その主たるものは以下のとおりであった。

- 主要指標(すなわち、保険料と保険金)のボリューム情報の喪失
- 生命保険契約と損害保険契約間での表示の不整合性

本公開草案において提案された表示アプローチにより、

- 総額での業績指標が提供される。
- 収益認識に関する提案の一般的な原則と概ね整合的となる。

収益認識に関する提案のもとでは、企業は顧客に対する約束された財またはサービスの移転により履行義務を充足した時に、収益を認識する。この概念を保険契約に適用した場合、企業はある期間に充足される履行義務(すなわち、保険契約者に対して提供する保険カバー及びその他のサービス)に対して受け取る対価として、保険契約収益を測定する。保険契約は、履行義務を創出し、企業に対して支払うべき保険金の支払いに備えるよう要求するものと考えられている。企業は、当初見積った各報告期間のサービスの提供パターン(例:各報告期間の保険金及び費用の当初見積り)に基づき保険契約収益を測定することにより、保険期間にわたって既経過保険料を認識する。

収益と費用の表示に関する提案されたアプローチは、長期契約に現在用いられている表示とは異なる。保険契約収益は、保険金と給付金に係る当初の予想パターンに基づき、見積りの変更を反映するために修正される。この保険契約収益の見積りに関するアプローチは、支払期限到来時に保険料を表示する方法とは著しく異なっている。短期契約に保険料配分アプローチを用いた場合、保険料は、サービスの移転を反映する最善の方法により、カバー期間にわたって配分されることになる。

保険に係るこの新しい報告形式は、マルチライン保険を販売する保険者の収入に係る報告を他の業界とより整合的なものにする一方、企業及び財務諸表利用者の両方に多くの教育を強いることになるだろう。また当期純利益及びその他の包括利益計算書における保険契約収益及び保険金の報告は、アナリストや財務諸表利用者にとって全く新しい意味を帯びるだろう。当期純利益及びその他の包括利益計算書に表示される「トップライン」の収入の数値とその他の表示科目は、現在の勘定科目表から直接取りだせないかもしれません、本公開草案に基づいて容易には導出できないかもしれない。

この結果、業績の報告方法に変更が生じる可能性が高くなる。従来の業績及び契約高に関する指標は利用されなくなり、マルチライン保険に関する説明はより複雑になる可能性がある。当期純利益及びその他の包括利益計算書全体が一層重視されることになるものの、基準に準拠しない(Non-GAAP)指標が財務実情を説明するために使用される可能性がある。

関係者の懸念

一部の関係者は、保険契約収益を当期純利益及びその他の包括利益計算書に表示することは、ボリューム情報の要求に対処しないとして懸念を示した。これらの関係者は、表示される保険契約収益は、報告期間における事業の売上に関するボリューム情報を提供する測定基準というよりむしろ、複数期間にわたる収益の配分であると指摘している。

所見－実務上の複雑性

ED BC99-BC100

このアプローチの実務上の複雑性(例:仮定や保険契約期間に亘ってその仮定の変更を履歴管理し、また、投資要素を特定し、保険契約収益や発生保険金から投資要素を除外することが必要であること)は、財務諸表作成者にとって重大なコストとなる可能性がある。

11.2.2 その他の包括利益における表示[!]

ED 64

割引率の変動の影響は、企業に裏付け資産の保有を要求し、裏付け資産に対するリターンとの連動を定めている契約に対する異なる要求事項が適用される場合(11.2.3を参照)を除き、その他の包括利益に表示される。企業は以下の差額を、その他の包括利益を通じて認識する。

- 現在の割引率を用いて測定された保険契約の帳簿価額
- 契約開始時において「ロックイン」された割引率を用いて測定された保険契約の帳簿価額
(裏付け資産に対するリターンに応じて直接的に変動すると予想されるキャッシュフローについては、企業が当該リターンの変動がキャッシュフローの金額に影響を与えると予想している場合、更新された割引率が用いられる)

ED 65

保険契約の認識を中止した場合、契約に関連する残存額はその他の包括利益から当期純利益に振り替えられる。

所見ーその他の包括利益の利用

ED BC117-BC119

2010年公開草案は、保険負債の全ての変動(例:割引率の変動による影響)を当期純利益に認識することを提案していた。これには多くの市場関係者から以下の懸念が表明された。

- 引受活動及び投資活動からの利得及び損失が、保険契約におけるキャッシュフローに適用される現在の割引率の変更から生じる、より変動性の大きい利得及び損失で覆い隠される。
- 取り崩される保険負債の変動は他の変動から区分して表示されない。
- 償却原価で測定される資産と現在価値で測定される保険負債との間に、会計上のミスマッチが生じる。

両ボードは、これらの市場関係者の懸念は、下記のような場合には解消されると考えている。

- 割引率の変動に起因する保険契約負債の変動をその他の包括利益に表示する場合
- 保険契約負債に紐づく金融資産をFVOCIで測定する場合

この表示の目的は、割引率の変動の影響から保険引受の業績の影響を明確に分離することにあり、また当期純利益に償却原価ベースの利息費用を含めることにある。

複雑性をもたらす

ED BC128

割引率の変動の影響をその他の包括利益に表示する提案は、財務諸表作成者に複雑性と追加コストをもたらす。これは過去の割引率を履歴管理する必要があり、また異なる過去の割引率を異なるキャッシュフローに適用する必要があるからである。キャッシュフローが裏付け資産に対するリターンに連動することが想定される場合、過去の割引率はその時点において更新されなければならない。

ED AV3

IASBメンバーの反対意見

1人のIASBメンバーは本公開草案の公表内容に反対票を投じている。このメンバーは、その他の包括利益の利用と償却原価ベースの利息費用を当期純利益で反映させることは、現在の見積りに基づく測定のアプローチと不整合であり、またモデルをより複雑にするという理由から、その他の包括利益の利用に同意していない。

所見ー会計上のミスマッチの解消

ED BC118, BC127

企業は保険契約負債に対応するために負債性商品への投資を頻繁に保有する。分類及び測定⁵に関するIFRS第9号の限定的な改訂案(C&M公開草案)において、IASBは金融資産に係る新しいFVOCI区分を提案した。ほとんどのIASBメンバーは、新しい測定区分は保険プロジェクトにおける保険契約会計と金融商品会計との整合性を改善するだろうと考えている。仮に企業が、FVOCIで測定される金融資産を保有している場合、下記の2つの変動はその他の包括利益に表示される。

- 企業の保有する金融資産の公正価値
- 割引率の変動に起因する企業の保険契約負債の帳簿価額

⁵ 分類及び測定に関するIFRS第9号の限定的な改訂案に関するさらなる情報は、[New on the Horizon: Classification and Measurement – Proposed limited amendments to IFRS 9](#)及び[IFRS Newsletter: Financial Instruments](#)を参照。

しかしながら、会計上のミスマッチを最小化し、経済的ミスマッチを最も透明性のある形で表示する最適な包括パッケージをIASBが考案したのかどうかについて、議論が続いている。C&M公開草案に対して反対意見を示したメンバーは、保険契約及び企業が保有する金融資産の価値の変動は、これらの期待デュレーションに係る現実のミスマッチを反映している可能性があると主張した。また同メンバーは、企業がFVOCIとして分類される金融資産を売却した場合には、会計上のミスマッチが生じると指摘している。これは、金融資産の累積利得／損失は売却時点で当期純利益に表示されるが、関連する保険契約負債の割引率の変動による累積的影響額は当期純利益で表示されないためである。さらに同メンバーは、保険契約負債に対応するために保有している資産がFVOCIに分類されない場合(例えば、資産がSPPIテスト⁶や事業モデル・テストを満たさない場合など)には、本公開草案のもとで会計上のミスマッチが生じると指摘している。

後者は、企業が特に金融資産が公正価値ベースで管理されており、その結果FVTPL区分に分類されると結論付けた場合、懸念事項となるだろう。また、例えば、保険契約に関する本公開草案に基づくと、その他の包括利益に含まれる金額は割引率の変動のみを反映するが、市場利子率に関する仮定の変動により影響を受けうるキャッシュフローの金額及び時期の変動を反映しない可能性があるといった、より微妙な会計上のミスマッチも存在するだろう。

ED AV9

本公開草案の公表に対し反対票を投じたIASBのメンバーは、金融商品の提案と本公開草案の組み合わせは、かつてC&M公開草案に対して反対意見を示したメンバーが指摘した理由で、重要な会計上のミスマッチを生じさせていると考えている。このメンバーは、これらの会計上のミスマッチにより、財務諸表利用者が、当期純利益及びその他の包括利益計算書において認識された金額に基づく企業の業績を評価できなくなると指摘している。

ED BC142-BC145

会計上のミスマッチを解消する代替的アプローチ

IASBのスタッフは会計上のミスマッチを解消するために、その他の包括利益の使用に対する下記の代替的アプローチを提案した。

- 割引率の変動の影響をその他の包括利益で表示することを、要求するのではなく容認する。
- 割引率の変動の影響を当期純利益に表示することで会計上のミスマッチが解消または大幅に低減されない限り、割引率の変動の影響をその他の包括利益に表示することを要求する。

両ボードは下記の理由により、このスタッフの提案を棄却した。

- その他の包括利益の使用を強制することにより比較可能性が高まる。
- 長期にわたる追加的な配分を履歴管理することは提案を更に複雑にする。

所見—長期契約における割引率のボラティリティ

ED BC117

2010年公開草案では、多くの市場関係者は、短期の市場利子率の変動による当期純利益の潜在的なボラティリティについて懸念を示した。長期にわたる保険契約者に対する保険負債(全世界的に長寿化が進んでいるため、保険契約負債のデュレーションは、より長くなることが見込まれる)とマッチする長期性資産の供給は限定的であるという点が、特に注目された。長期性商品の負債に用いられる割引率は観察可能なイールド・カーブを超えて推定されるため、長期性商品に係る当期純利益のボラティリティが潜在的に増す可能性がある。

一部の市場関係者は、割引率の変動に起因する保険負債の価値の変動を当期純利益を通じて報告することは、この種の商品にとって特段意義のあることではないと主張している。本公開草案のもとでは、保険負債の測定において生じるボラティリティは当期純利益ではなく、その他の包括利益で表示される。

6 SPPIテストは金融資産の契約条件が元本及び利息の支払いのみであるキャッシュフローを生じさせる場合に、満たされる。

所見システムとデータ

企業は、当初の契約認識時点で決定した割引率を履歴管理するための大量の過去及び現在のデータを保管し、各期の割引率の影響を計算し、その他の包括利益に表示することが求められる。

11.2.3

企業に裏付け資産の保有を要求し、そのリターンとの運動を定めている契約

ED 66

例外的な表示要件は、企業に裏付け資産の保有を要求し、そのリターンとの運動を定めている契約の履行キャッシュフローの変動について適用される。

これらの契約に関して、企業は裏付け資産に対するリターンに応じて直接的に変動すると予想される履行キャッシュフローの変動(すなわち、「ミラーリング」の例外が適用されるキャッシュフロー(8.1を参照))を、裏付け資産の価値の変動と整合的に表示する。つまり、当期純利益またはその他の包括利益のいずれかで表示する。

裏付け資産に対するリターンに応じて直接的に変動すると予想されない履行キャッシュフローの変動(例えば、固定払いやその他の要因で変動する契約)が契約上のサービス・マージンに対し調整されない場合には、当該変動は、他の契約についての一般的な開示要件と整合するように、当期純利益またはその他の包括利益のいずれかで表示する。

裏付け資産に対するリターンに応じて間接的に変動する履行キャッシュフローの変動は、当期純利益に表示される。

企業に裏付け資産の保有を要求し、そのリターンとの運動を定めている契約に関する表示を図示すると、下記のとおりである。

企業に裏付け資産の保有を要求し、当該裏付け資産に対するリターンとの運動を定めている契約

キャッシュフローが裏付け資産
により直接的に変動する

キャッシュフローが裏付け資産
により間接的に変動する

キャッシュフローが裏付け資産
により変動しない



履行キャッシュフローの変動は
裏付け資産と整合する様に表示

キャッシュフローの変動は当期
純利益で表示

ビルディング・ブロック・アプロー
チと整合する様に表示—すなわ
ち当期純利益、OCIまたはマージ
ンとの調整

企業が裏付け資産を保有し、その裏付け資産の運用収益との明確な関連性がある契約に関するさらなる議論については、8.1を参照。

12 開示

ED 69-95

本公開草案は、財務諸表利用者が保険契約から生ずる将来キャッシュフローの金額、時期及び不確実性を理解できるようにすることを目的としている。企業は、以下の事項についての定量的及び定性的な情報を開示しなければならない。

- 保険契約から生じたものとして、財務諸表で認識されている金額
- 本公開草案を適用する際に行った重要な判断及び当該判断の変更
- 保険契約から生じるリスクの性質及び程度

企業は、開示要件を満たすために必要な詳細さの水準を、情報の集約または細分化の方法を含めて検討しなければならない(集約原則)。適切と考えられる開示の集約レベルとして、以下の事項が挙げられる。

- 契約の種類
- 地理的領域
- IFRS第8号「事業セグメント」で定義されている報告セグメント

企業は、開示されている金額を当期純利益及びその他の包括利益計算書並びに財政状態計算書に表示されている表示科目と調整できるようにするために、十分な情報を提供しなければならない。

本公開草案は、IFRS第7号の金融商品における開示事項(すなわち相互参照によってIFRS第4号に織り込まれている開示事項)の多くを含むIFRS第4号を引き継ぐとともに、追加的な開示事項も含んでいる。

開示案	所見
認識されている 金額の説 明[X]	<p>負債ポジションにある保険契約と資産ポジションにある保険契約の帳簿価額が、キャッシュフローや収益及び費用によつてどのような影響を受けるかを示す調整表。当該調整表は、以下の項目毎の期首残高から期末残高への調整を行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (2)に含まれる金額を除く、残存カバーに係る負債 2. 残存カバーに係る負債のうち当期純利益に直ちに認識される金額に起因するもの 3. 発生保険金に係る負債

開示案	所見
認識されている 金額の説 明 [X] (続き)	<p>資産ポジションにある再保険契約と負債ポジションにある再保険契約との帳簿価額の合計が、キャッシュフローや収益及び費用によってどのような影響を受けるかを示し、以下の項目毎の期首残高から期末残高までの調整を行う調整表。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (2)に含まれる金額を除き、残存カバーに関する回収額の期待値 2. 残存カバーに関する回収額の期待値のうち、直ちに当期純利益に認識される見積りの変更に起因するもの 3. 元受保険契約から生じる発生保険金に関する回収額の期待値
	<p>ビルディング・ブロック・アプローチによって会計処理が行われる契約について、以下の項目毎の期首残高から期末残高までの調整を行う調整表。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 将来キャッシュフローの期待現在価値 • リスク調整 • 契約上のサービス・マージン
	<p>前述した3つの項目で要求している調整表のそれぞれについて、以下の項目をそれぞれ別個に識別しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 発行した保険契約について受け取った保険料(または保有している再保険契約について支払った保険料) • 発行した保険契約について支払った保険金(または保有している再保険契約により回収した保険金) • 本公司案に従って当期純利益に認識した金額のそれ • 保険契約の条件変更時または認識の中止時に発生した利得及び損失 • ポートフォリオ移転または企業結合において他の企業から取得した契約または他の企業に移転した契約に関する金額 • 契約資産及び契約負債の変動を理解するために必要となる可能性のある追加的な表示科目
	<p>当期に受け取った保険料から当期に認識した保険契約収益への調整表。</p>
	<p>当該項目は、新しい開示要求である。</p>

開示案	所見
認識されている 金額の説 明[X] (続き)	<p>企業に裏付け資産の保有を要求し、当該裏付け資産に対するリターンとの連動を定めている保険契約について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本公司草案のもとでの測定方法及び表示の例外を企業が適用したキャッシュフローから生じた金額 ● 企業が公正価値以外の基礎で測定されている裏付け資産の公正価値を開示する場合、当該裏付け資産の公正価値と帳簿価額との差額のうち保険契約者に支払われる範囲
	<p>簡素化された保険料配分アプローチが適用されない契約について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約収益を算定する際に用いた下記のインプット <ul style="list-style-type: none"> – 期待キャッシュ・アウトフロー(投資要素を除く) – 当期に配分された新契約費 – 当期におけるリスク調整の変動 – 当期に認識した契約上のサービス・マージンの金額 ● 区分して示される、当期に当初認識した保険契約の影響 <ul style="list-style-type: none"> – 将来キャッシュ・アウトフローの期待現在価値に対する当該契約の影響(新契約費の金額を区分して示す) – 将来キャッシュ・インフローの期待現在価値 – リスク調整 – 契約上のサービス・マージン
	<p>保険契約に係る利息は、保険契約に係る利息と企業が保有している関連する資産のリターンとの間の関係を強調する方法で開示する。</p>

開示案	所見
重要な判断[X] <p>以下の項目を含む、保険契約の測定に用いた手法及び当該手法に対するインプットの見積りに関するプロセス。</p> <ul style="list-style-type: none"> • リスク調整 • 割引率 • 契約上のサービス・マージンの認識パターン • 投資要素 <p>実務上可能な場合には、企業は、当該インプットに関する定量的な情報も提供しなければならない。</p>	本公開草案では、測定手法及びインプットの見積りに関するプロセスについて、IFRS第4号において求められるよりも詳細な開示が求められる。
<p>保険契約の測定に用いた手法及びインプットの変更の影響。財務諸表に重要な影響を与える変更の影響を個別に表示する。</p>	IFRS第4号では、保険資産及び保険負債の測定に用いられた仮定の変更について、すでに開示が求められている。 本公開草案では手法及びインプットの変更の開示が求められるとともに、それぞれの変更の理由に関する説明の開示を求めている。
<p>リスク調整に相当する信頼水準。</p>	当該項目は、新しい開示要求である。
<p>裏付け資産のリターンに依存しないキャッシュフローの割引に用いているイールド・カーブ(またはイールド・カーブの範囲)。企業がポートフォリオのグループについて合計で開示を提供する場合には、そうした開示を加重平均または比較的狭い範囲の形式で開示しなければならない。</p>	当該項目は、新しい開示要求である。
<p>リスクに対するエクスポージャー及びそれがどのように生じるのか、及びそれらの前期からの変更。</p>	IFRS第4号では、すでに当該開示が要求されている。
<p>保険契約から生じるリスクの管理における企業の目的、方針及びプロセス並びに当該リスクの管理のために用いている手法、さらにそれらの前期からの変更。</p>	
<p>企業の営業における規制上の枠組みの影響に関する情報。例えば、最低資本要件や要求される予定利率。</p>	<p>当該項目は、新しい開示要求である。</p> <p>外部に課される資本要件は、現在はIAS第1号に従い開示される。</p>

開示案	所見
<p>リスクの性質及び程度 (続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下に関する情報を含む、リスク軽減(例えば、再保険による)の前後における、総額ベース及び純額ベースでの保険リスクに関する情報。 当期純利益及び資本に対する影響に関する保険リスクの感応度(以下のものに対する感応度) <ul style="list-style-type: none"> 報告期間の末日におけるリスク変数の変化 感応度分析の作成に使用する手法及びインプット 使用された手法及びインプットについて前期からの手法の変更 企業が市況への感応度を管理するための代替的な手法(エンベディット・バリュー分析やバリュー・アット・リスク分析など)を用いている場合には、その代替的な感応度分析を開示することにより、この要求を満たすことができる。 以下の記述を含む、保険リスクの集中。 <ul style="list-style-type: none"> 経営者がどのように集中を決定するのか それぞれの集中を識別する共通の特性(例えば、保険事故の種類、地理的領域または通貨) 実際の保険金と保険金の割引前金額の従前の見積りとの比較(すなわち、クレーム・ディベロップメント)。クレーム・ディベロップメントの開示は、支払保険金の金額及び時期が確定していない最も古い重要な保険金請求が発生した期間まで遡らなければならないが、10年を超えて遡る必要はない。 <ul style="list-style-type: none"> 企業は、支払保険金の金額及び時期に関する不確実性が通常1年以内に解消するクレーム・ディベロップメントに関する情報を開示する必要はない。 企業は、クレーム・ディベロップメントに関する開示を、財政状態計算書において認識される保険契約負債の帳簿価額と調整しなければならない。 	<p>IFRS第4号では、すでにこのような開示が求められている。しかし、IFRS第4号では、感応度に関する定性的もしくは定量的情報の開示は選択できる。本公司開草案では、企業に定量的な情報の開示を求めている。</p> <p>当該項目は、新しい開示要求である。</p>

開示案	所見
リスクの性質及び程度 (続き)	<p>保険契約から生じる、保険リスク以外の各種リスクについて、企業は以下を開示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告期間末におけるリスク・エクスポージャーについての定量的情報の要約。この開示は、企業の経営幹部に対して内部的に提供される情報に基づいていなければならず、企業が用いるリスク管理の技法及び方法論についての情報を提供しなければならない。 他の開示情報からは明らかにならない場合には、リスクの集中。このような集中は、例えば、契約ポートフォリオ全体に対して同水準で効力を生じる予定利率によって生じうる。
	<p>発行した保険契約及び保有している再保険契約、並びに該当がある場合は、他の保険契約から生じる信用リスクに関して</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告期間末における信用リスクのエクスポージャーの最大値を最もよく表す金額 再保険資産の信用度についての情報
	<p>流動性リスクについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険負債から生じる流動性リスクの管理方法の記述 関連する契約の帳簿価額と要求払いの金額の関係を強調した方法での、要求払いの金額 最低限、認識された保険契約から生じる5年間の各期間の正味キャッシュフロー及び5年を超える期間については、その合計を示す満期分析 <p>財政状態計算書において認識される金額の見積時期ごとの分析により、この要求を満たすことができる。</p> <p>この開示は、簡素化された保険料配分アプローチに従って測定された残存カバーに係る負債に対しては要求されない。</p>

開示案	所見
リスクの性質 及び程度 (続き)	<p>保険契約から区分処理されていない組込デリバティブから生じる市場リスクに関して、企業は以下の情報を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> その日現在で合理的に起こり得た関連性のあるリスク変数の変動によって当期純利益、その他の包括利益及び資本がどのような影響を受けたかを示す、それぞれの市場リスクに対する感応度分析。企業が、市況の感応度を管理するために、代替的な手法(エンベディッド・バリュー分析、バリュー・アット・リスク分析などの感応度分析)を用いていて、その方法がリスク変数間の相互依存を反映し、財務リスクの管理に使用できる場合には、企業は、この要求を満たすために当該感応度分析を使用することができる。 感応度分析の作成に使用した手法及び主なインプットについての説明。 使用した手法、インプットの前期からの変更点及びそれらの変更理由。
	<p>IFRS第4号及びIFRS第7号では、すでにこのような開示を要求している。</p>

FASBの提案における相違点

FASB ED 834-10-50-1
to 834-10-50-37

FASBが提案している開示要件は、概ねIASBの提案と歩調を合わせている。しかしながら、期首残高から期末残高の調整について、いくつかの相違がある。FASBのASU案では、以下の追加的な開示要件を設けている。

- 有配当契約
- 割引率と将来の支払い
- 重要な取引
- 規制上の要求事項
- 期中情報の開示
- 分離されたファンド契約

所件一既存と新規の開示

2010年公開草案から引き継いだ開示と追加の開示

IASBは2010年公開草案から大半の開示要求を引き継ぎ、また、測定モデルの変更を反映した追加の開示を提案している。作成者は開示の量と複雑さ、特に保険契約収益の分解について懸念している。

ED BCA101

2010年公開草案から引き継がれている重要な開示の1つとして、リスク調整を決定するにあたり信頼水準以外の技法を使用している場合には、当該技法の結果を信頼水準に変換したものの開示が求められている。市場関係者の中には、企業がリスク調整のために信頼水準以外の技法を使用する場合に、その便益がほとんどないにも関わらず過大な費用を課すことになってしまうという懸念を表明する者もいる。

集約の原則

開示のための集約の原則によると、集約の水準によっては様々なタイプの定性的、定量的な開示が行われる可能性がある。提案では、報告セグメントが適切な水準であるかもしれないと述べている。

他の基準との相互作用

FASBによって検討された追加の保険契約に対する開示要求は、IFRS第4号及びIFRS第7号の既存の開示要求に基づいたものである。それらのいくつかの開示要求は、金融商品と保険契約に関連するリスクの情報を「経営者による財務及び経営成績の分析(MD&A)」の中で報告していた米国企業にとっても新しいものになる。

両ボードは、現行の共同プロジェクト(収益認識、リース、保険)における、開示目的の文言を調整することで合意している。

13 発効日及び移行措置

13.1 発効日[!]

ED C1, BC184-BC188 本公開草案によれば、基準書の発効日は、基準書が最終化されてから3年後とされる。IASBは最も早い強制適用日を2017年1月1日以後開始する事業年度からであると予測している。しかしながら、2014年下期または2015年上期に最終化した基準書が公表される可能性からすると、発効日は2018年1月1日以後開始する事業年度となる可能性が高い。

なお、早期適用は容認されている。

FASBの提案における相違点

FASB ED 834-10-65-1

FASBのASU案は、発効日を特定していないが、適用のタイミングに影響を及ぼす主な要素についてコメントを求めている。

なお、早期適用は容認されていない。

所見—発効日

ED BC184-BC186

IASBは、2010年公開草案に対する反応と利用者と作成者への最近のアウトリーチの結果を考慮している。このアウトリーチから寄せられたフィードバックによると、最終化した保険会計基準の公表と強制的な発効日との間は少なくとも3年間とすることが望まれている。IASBは、一般的に強制適用日と新基準書の公表の間の期間については、12ヶ月から18ヶ月としているが、フィードバックでは提案された保険基準は現行の実務を根本的に変化させ、また新しい要求事項への対応は大規模なタスクとなりうるため、より長い期間を提案している。

IASBは2013年7月に、IFRS第9号における減損損失、分類及び測定に関する要件が最終化されるまでの間、IFRS第9号の発効日を延期し、未定とすることを暫定的に決定しているが⁷、IFRS第9号は、保険に係る提案よりも先に発効される可能性があるため、2度の重要な変更を要求される可能性がある。導入の困難を緩和するために、本公開草案では限定的に金融資産の再指定を認めており、金融資産の再指定に係る提案については、13.3を参照。

市場関係者は、保険会計基準とIFRS第9号の発効日を一致させることを提案している。IASBは以前からIFRS第9号の強制適用日がより遅れることを避けるつもりであるとの見解を示している。しかしながら、IASBのIFRS第9号の発効日を延期するという暫定的な決定と作成者の多くが同基準における減損損失の要求事項の導入には3年を要するという意見から、IFRS第9号と新しい保険会計基準の発効日は調整される可能性がある。

IASBは、最終化した保険会計基準が発行される前に、IFRS第9号の強制適用日と本公開草案の発効日の相互の関係についての再考する予定であると述べている。

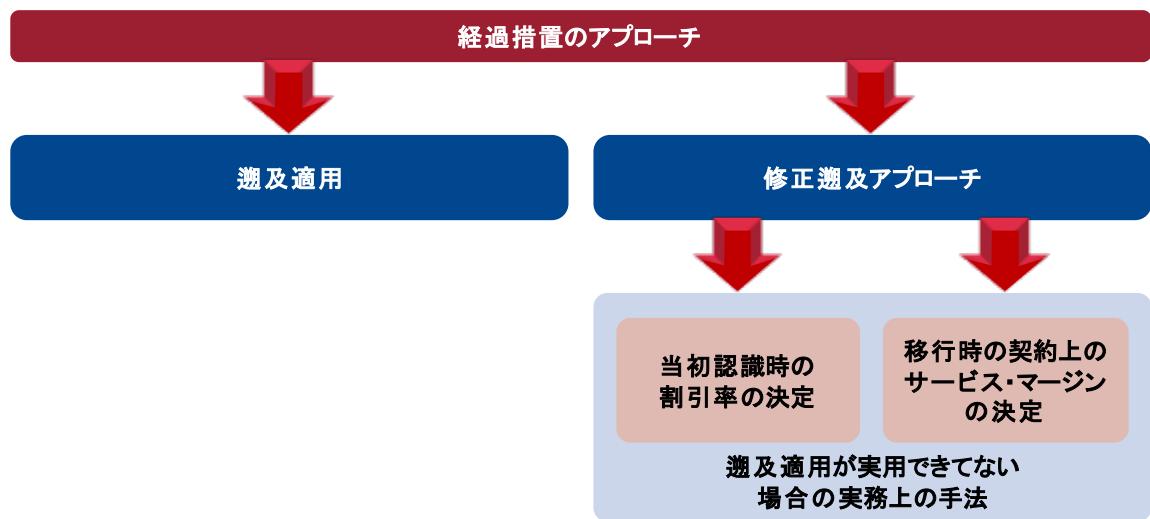
保険会計基準の早期適用は、異なる時期に新しいガイダンスを適用することになるため、財務諸表の比較可能性を損なう可能性がある。しかしながら、早期適用により、保険会計基準が最終化される前に、新しい保険会計基準の導入日と金融商品のガイダンスの導入日を一致させることができる。

⁷ IFRS第9号の発効日に対するIASBの暫定的な決定に関するさらなる情報は、[IFRS Newsletter: Financial Instruments](#)を参照。

13.2

遡及適用[!]

本公開草案では、新しい保険会計基準を、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用することが提案されている。しかしながら、完全に遡及適用することが不可能な場合に備えて、実務上の方法も提案されている。



13.2.1

完全遡及適用

ED C2-C3

本公開草案によれば、表示する最も古い期間の期首現在で存在する保険契約を測定するために、基準書を遡及的に適用することが求められている。同時に、企業は対応する資本の調整とともに、以下のことを行う。

- 繰延新契約費の既存の残高の認識の中止。
- 以下の無形資産の認識の中止。
 - 過去に認識した企業結合で引き受けた保険契約から生じた無形資産であって
 - 無形資産の定義を満たさないもの
- 取得した事業のマージンを決定するため、過去に企業結合で引き受けた保険負債と取得した資産に基づく取得価格を再配分する。
- 保険契約の各ポートフォリオにおける契約上のサービス・マージン及び履行キャッシュフローの合計を測定する。
- キャッシュフローの期待現在価値を割引率にあたって使用した以下の割引率の差による累積的影響額を、資本の独立の内訳項目において認識する。
 - 本公開草案に基づく現在の割引率
 - ポートフォリオの当初の認識時に適用された割引率

13.2.2 遷及適用の緩和—実務上の簡便法

ED C5-C6

基準書の遷及適用が困難な場合、企業は次の事項を決定するため、提案された実務上の簡便法を選択適用することができる。

- 当初認識時の割引率
- 移行日の契約上のサービス・マージン

本公開草案においては、企業は実務的な簡便法を適用する場合には、客観的な情報を入手するために努力を網羅的に行う必要はない。ただし、合理的に入手できるすべての客観的な情報を考慮に入れる。

遷及適用の緩和: 基準書の遷及適用が実務上不可能な場合の実務上の簡便法	
移行日の契約上のサービス・マージンの決定	<ul style="list-style-type: none"> • 当初認識時の期待キャッシュフローを見積る。これは、表示する最も古い期間の期首時点の期待キャッシュフローの金額を、当初認識日と表示する最も古い期間の期首との間に発生したことが判明しているキャッシュフローにより調整した金額である。 • 当初認識時のリスク調整を、表示する最も古い期間の期首時点で測定されるリスク調整と同じ金額で見積る。 • 移行日前に損益として認識されていたであろう、当初認識時の契約上のサービス・マージンを見積る。
当初認識時の割引率の決定	<ul style="list-style-type: none"> • 移行日前の少なくとも3年間について、基準書に準拠して測定したイールド・カーブに近似するような、観察可能なイールド・カーブが存在する場合、企業はその観察可能なイールド・カーブを使用する。 • そのような観察可能なイールド・カーブが存在しない場合、企業はスプレッド(少なくとも移行日前の3年間の平均値を取る)を観察可能なイールド・カーブとして適用する。

FASBの提案における相違点

*FASB ED 834-10-65-1(d),
834-10-65-1(f)*

FASBのASU案では、契約開始時に単一マージンを決定する際、企業は保険契約負債及び単一マージンを、企業が決定した移行直前のポートフォリオを用いて測定することができる。移行日後に引き受けた契約、または移行日後に実質的に修正された契約は、提案されたガイダンスに従ってポートフォリオに分類される。これにより、別個のポートフォリオが必要となる場合がある。

さらに、FASBのASU案のもとで移行日の単一マージンを決定する際に、実務上の簡便法を用いてマージンを見積るために客観的な情報が合理的に利用可能でない場合には、企業は単一マージンをゼロとして計上する。

所見—データ収集について

ED BC174

FASBの実務上の簡便法によれば、企業は、従前の会計モデルで使用した移行直前のポートフォリオの定義に基づいて遡及期間中のマージンを決定することで、データ収集に関連するコストと労力を削減することができる。

設例—移行時における保険契約の測定

ED IE29

事例

ある企業は、移行日に保険会計基準を完全に遡及適用することは実務上不可能であると結論付けている。

表示する最も古い期間の期首におけるキャッシュフローの見積りは、以下のとおりである。

キャッシュ・アウトフローの正味期待現在価値	280
リスク調整	100
履行キャッシュフロー	380

緩和された遡及適用の移行措置に従って、企業は当初認識時における金額を以下のように見積った。

正味期待キャッシュ・インフロー ^a	200
貨幣の時間価値(当初認識時の割引率を使用)	(50)
リスク調整(移行日のリスク調整と同額と仮定)	100
契約上のサービス・マージン(当初認識時)	250

注

- a. 移行前の実際のキャッシュ・インフロー(500)から、移行日の正味期待キャッシュ・アウトフロー(300)を控除した額に等しい。

分析

移行日の契約上のサービス・マージンを見積るために、企業は移行前に当期純利益を通じて認識されていたであろう契約上のサービス・マージンを見積る。

契約上のサービス・マージン(当初認識時)	250
移行前に当期純利益を通じて認識されていたであろう契約上のサービス・マージンの見積額	(150)
移行日の契約上のサービス・マージン	100

移行日における保険負債の帳簿価額は以下のとおりである。

移行日に見積られた履行キャッシュフロー	380
移行日の契約上のサービス・マージン	100
移行日の保険負債	480

所見－2010年公開草案における移行措置に対する懸念

ED BC168

2010年公開草案への回答者の大半は、移行日における保険契約について、サービス・マージンをゼロとした履行キャッシュフローと同額になるように測定することを求める移行措置案を支持しなかった。回答者はこの提案により、移行日における保有契約と、移行日後に当初認識された契約との比較可能性に重大な欠陥が生じるおそれがあると考えた。

所見－完全な遡及適用

ED BC165-BC166

本公開草案の完全な遡及適用は困難な作業であるうえ、事後的判断を伴うため、以下の内容の決定には高いリスクを伴う。

- 当初認識時の期待キャッシュフロー
- 当初認識時のリスク調整
- 当初認識時の割引率
- 前報告期間の当期純利益を通じて認識された、見積りの変更

このような難点は、ビルディング・ブロック・アプローチが完全適用されるような長期契約には、一層悪影響を及ぼす可能性がある。一方で、簡素化された保険料配分アプローチが適用されるような短期契約の場合は、このような困難は低減されるかもしれない。例えば、ビルディング・ブロック・アプローチを用いて会計処理する契約についてのみ、契約上のサービス・マージンの算定が必要となる。すなわち、簡素化された保険料配分アプローチを適用する場合、残存カバーに係る負債の測定の中にマージンが非明示的に含まれるため、契約上のサービス・マージンの算定は不要である。

遡及アプローチの適用は、従前の会計基準では専門的な保険会計や数理計算上の手法が適用されていなかつたが、新しい保険会計基準において適用範囲に含まれる契約については、特に困難が伴うと考えられる。

市場関係者の一部は、移行日の企業間の比較可能性をさらに高めるために、両ボードがガイダンスが適用されるべき遡及期間を、例えば10年等と明示することを提案した。しかし、マージンすなわち収益性の測定の一貫性を制限すると考えられるため、両ボードはこれを採用しなかった。

所見－実務上の簡便法

ED BC170(b)(ii)

両ボードの審議中に、1人のIASBのメンバーが、契約上のサービス・マージンの決定に実務上の簡便法を用いることにより、移行日の契約上のサービス・マージンが過大計上されるおそれがあるとの懸念を示した。これは、通常企業は時の経過とともにリスクから解放されるため、移行日のリスク調整が契約開始時のリスク調整よりも低くなるであろうと考えられるためである。負債を測定するために使用される保険料は、このようなリスクの見積りが変更されても調整されないため、バランス値としての契約上のサービス・マージンは過大計上されるおそれがある。しかしIASBは、移行日におけるリスク調整は、当初認識日におけるリスク調整の見積りに異なるアプローチを適用することに比べて、より客観的に算定することができると考えている。

さらに、割引率の決定に実務的な方法を用いると、計算された割引率、または「代替的な」割引率が、リスク・フリーレートより低くなるおそれがある。

13.3

金融資産の再指定[!]

ED C11

本公開草案には、保険会計基準を初めて適用する際の、金融資産に対する限定的な再指定オプションが含まれている。

企業が保険会計基準案を適用する場合、以下が容認または要求される。

- 会計上のミスマッチを解消または大きく低減することができる場合、適格な金融資産の公正価値オプションの指定が認められる。
- 保険会計基準案の適用開始により過去の公正価値オプションの指定の原因となった会計上のミスマッチが解消される場合、企業は当該指定を取り消さなければならない。
- 企業が過去にIFRS第9号を適用していた場合、売買目的ではない資本性金融商品に対する投資の公正価値の変化をその他の包括利益として表示することを選択、または、過去に行ったその選択を取り消すかの、いずれかを選択することができる。

FASBの提案における相違点

FASB ED 834-10-65-1(l)

FASBのASU案を適用する場合、企業は以下のいずれかによってその保険契約に関連付けられている金融資産について、再指定及び区分変更を行うことができる。

- 法人組織
- 内部指定—新たに保険契約であると決定された保険契約への資金供給との関連付けによる指定を含む

再分類及び区分変更は、関連するその時点の分類及び測定に係る金融商品のガイダンスを、移行日に適用したと仮定して行う。

所見—金融商品に関する提案との関連性

金融商品に関する提案と保険契約に関する提案との関連性により、保険会計基準が適用されると、以下の場合に、会計上のミスマッチが生じる結果となる。

- 状況の変化が、資産及び負債の経済的価値への影響を相殺する一方で、
- 利得と損失が対称的に認識されない場合

ED BC177-BC179

保険契約の最終基準に、金融資産の再指定に関する具体的な移行緩和措置が含まれない場合、企業はIAS第39号またはIFRS第9号の要件に基づく場合のみ、金融資産の区分変更を行うことができる。すなわち、IFRS第9号では、金融資産の管理に関する事業モデル上の重要な変更に対応する場合のみ区分変更が可能である。

13.4

比較財務情報

ED C4

本公開草案のもとでは、企業は表示される最も古い期間の期首から基準書を遡及適用するため、基準書の当初適用日に比較財務情報を修正再表示する必要がある。

所見一過年度の修正再表示

IFRS第9号の現行の、及び提案されている移行措置は、比較財務情報の修正再表示を求めていないが、適用された年の期首に累積的影響額を調整することが求められている。したがって、企業が、提案されている保険会計基準及び金融商品に関するガイダンスを同時に適用する場合、過年度修正再表示は保険契約についてのみ必要になると考えられる。

13.5 開示

ED C8

IAS第8号で要求されている開示に加えて、企業は以下の情報も開示する。

- 企業が基準書案を遡及適用したポートフォリオの、最も古い当初認識日、及び
- 移行日に存在する保険契約の測定に適用される重要な判断—少なくとも、次の事項を見積るために用いた実務的な方法
 - 契約上のサービス・マージン—客観的ではない情報が使用された程度を含む
 - 割引率

ED C9

本公開草案は、本公開草案を当初適用する事業年度末より5年超前に発生したクレーム・ディベロップメントに関して、過去に公表されていない情報を開示することを免除している。ただし、企業が当該情報を開示しない場合には、その旨を開示しなければならない。

ED C10, BC181

IAS第8号の第28項(f)では、当期及び表示する過去の各期間について、IFRSを初めて適用することにより影響を受ける財務諸表の各表示科目に対する修正額を開示することが求められている。本公開草案では、このような開示は、新しい保険会計基準の当初適用時に要求されない。

13.6 初度適用

ED App D

本公開草案は、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」を修正し、IFRS第1号の遡及適用に関する一般的な要求事項の免除規定として、緩和された遡及アプローチを含めることを提案している。

14

FASBの提案及びコンバージェンス

*ED BC App D,
FASB ED App B*

IASBは本公開草案を策定するにあたりFASBと共同で審議を実施したため、両ボードは多くの分野で同様の結論に達した。ただし、主として適用範囲及び測定モデルの一部については、異なる結論に至った。IASBの公開草案とFASBのASU案との差異の概要は、以下のとおりである。

トピック	IASBの提案	FASBの提案
適用範囲—裁量権のある有配当性を有する投資契約 (4.1.2)	裁量権のある有配当性を有する金融商品は、その発行者が保険契約も発行している場合には、保険契約の基準書案の適用範囲に含まれる。	裁量権のある有配当性を有する金融商品は、いずれも、FASBが提案した金融商品の基準書の適用範囲に含まれる。
適用範囲—金融保証 (4.1.3)	<p>金融保証は、以下の場合を除き、IASBの本公開草案の適用範囲に含まれない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 発行者が、過去に当該契約を保険契約とみなすことを明言しており、かつ、 • 発行者が、保険契約に適用される会計処理を使用している場合 <p>この場合、発行者は金融商品または保険会計基準を選択適用することができる。発行者は個々の契約毎に選択することができるが、個々の契約の選択を取り消すことはできない。</p>	保険契約の定義に合致する保証は、現在 FASB ASC Topic 460の適用範囲に含まれられている保証も含めて、すべて適用範囲に含まれる。ただし、現行のFASB ASC Topic 460の適用除外規定は維持され、また他の適用除外規定が加わる。
適用範囲—慈善的贈与式年金保険 (4.1.4)	IASBの本公開草案では、慈善的贈与式年金保険について、明確に言及されていない。	FASBのASU案では、慈善的贈与式年金保険を、明確に適用除外項目に含めている。
保険契約の認識 (5.1)	<p>企業は、以下のいずれか早い日に、発行した保険契約を認識する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • カバー期間の開始日 • 保険契約者による保険料の最初の支払期日 • 該当する場合、事実及び状況により、契約の属する保険契約ポートフォリオが不利であることが判明した日 	保険契約は、カバー期間の開始日に認識する。カバー期間の開始日前に、事実及び状況により、保険契約のポートフォリオが不利であることが判明し、企業が保険カバーを提供する義務からもはや逃れることができない場合には、負債を認識する。

トピック	IASBの提案	FASBの提案
契約の修正 (5.3)	<p>契約を修正した結果、契約開始時の以下の項目の評価が異なる場合には、既存契約の認識を中止し、新契約が適用すべきガイダンスに基づき認識される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約が保険会計基準の適用範囲に含まれるかどうか。 保険契約を会計処理する際に保険料配分アプローチを使用するかどうか。 修正された契約が異なるポートフォリオに含まれるかどうか。 	<p>FASBのASU案には、修正された契約が異なるポートフォリオに含まれるか否かの判断に関する規準は含まれていない。さらに、FASBのASU案には、既存の契約が認識を中止され、新契約が認識されることになる実質的な契約の修正に関して、追加的な規準が含まれている。これらの追加的な規準は、既存のU.S. GAAPのガイダンスから引き継がれている。</p>
測定モデル—3つのビルディング・ブロックと4つのビルディング・ブロックの比較 (セクション6及び6.4)	<p>IASBモデル</p> <p>ビルディング・ブロック 1 将来キャッシュ・インフローを控除した、明示的で、偏りのない、確率加重されたキャッシュ・アウトフロー。</p> <p>ビルディング・ブロック 2 貨幣の時間価値を反映させるために現在の利率を用いて割引く。</p> <p>ビルディング・ブロック 3 将来のキャッシュフローの金額及び時期に関する不確実性の影響を調整するためのリスク調整。</p> <p>ビルディング・ブロック 4 当初のいかなる利得も排除するための契約上のサービス・マージン。この契約上のサービス・マージンは、カバー期間にわたり解放される。 契約上のサービス・マージンには、利息が計上される。</p>	<p>FASBモデル</p> <p>ビルディング・ブロック 1 将来キャッシュ・インフローを控除した、明示的で、偏りのない、確率加重されたキャッシュ・アウトフロー。</p> <p>ビルディング・ブロック 2 貨幣の時間価値を反映させるために現在の利率を用いて割引く。</p> <p>ビルディング・ブロック 3 当初のいかなる利得も排除するための単一マージン。この単一マージンは、カバー期間及び保険金請求処理期間の双方にわたり解放される。 単一マージンには、利息が計上される。</p>

トピック	IASBの提案	FASBの提案
測定モデルー3つのビルディング・ブロックと4つのビルディング・ブロックの比較 (続き)	<p>4つのビルディング・ブロック・モデル</p> <p>企業は当初認識時に、以下の合計で保険契約を測定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 貨幣の時間価値について調整する割引率により割り引き、かつリスク調整を含めた、履行キャッシュフロー 契約当初のいかなる利得も排除した契約上のサービス・マージン 	<p>3つのビルディング・ブロック・モデル</p> <p>企業は当初認識時に、以下の合計で保険契約を測定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 貨幣の時間価値について調整する割引率により割り引くが、リスク調整は含まれない、履行キャッシュフロー 契約当初のいかなる利息も排除した単一のマージン
測定モデルーポートフォリオの定義 (6.2.6)	<p>IASBの本公開草案では、保険契約ポートフォリオは以下のような保険契約のグループとして定義される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 同様のリスクに対するカバーを提供し、引き受けるリスクに対して同様に価格が設定される。かつ、 単一のプールとして一括して管理される。 	<p>FASBのASU案では、保険契約ポートフォリオは以下のような保険契約のグループとして定義される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 類似するリスクに晒されており、引き受けたリスクに関して同様に価格が設定される。かつ、 類似の期間を有し、類似のリスクからの解放パターン、すなわちキャッシュフローの変動性が低下すると考えられるパターンが類似している。
測定ー新契約費 (6.2.6.1)	保険契約ポートフォリオに直課可能な新契約費は、新契約の獲得に成功したものも、成功しなかったものも、保険契約のキャッシュフローに含まれる。	保険契約のキャッシュフローに含まれる新契約費は、新契約の獲得に成功した活動に関係する費用に限られる。
測定モデルー保険料に係る無条件の権利 (6.2.6)	保険料に係る権利は、保険契約者の信用リスクを含めて、他の期待キャッシュフローと整合的に取り扱う。	保険料に係る無条件の権利または他の対価は、財政状態計算書上、金融商品とは別に認識され、保険契約者の信用リスクは、信用損失に関するU.S. GAAPのガイドラインに従い、期待値ベースで会計処理される。

トピック	IASBの提案	FASBの提案
測定モデルー履行キャッシュフロー (6.2.6)	<p>企業は、以下のキャッシュ・アウトフローの全てを含めて、保険契約を測定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の保険契約から直接的に生じる手数料、取引ベースの税金(例えば付加価値税)、及び既存の保険契約から直接的に生じる課徴金(例えば規制上の賦課金)を含む、保険契約ポートフォリオを履行する際に生じるもの。 合理的かつ一貫した基準で配分可能なもの。 	<p>企業は、以下のキャッシュ・アウトフローの全てを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険契約者のポートフォリオに対する義務を履行する際に直接的に生じるもの。 合理的かつ一貫した基準で配分可能なもの。 <p>特定の義務を履行することに関係しない、または間接的にしか関係しない費用(例:手数料、取引ベースの税金、または課徴金等)は含まれない(ただし、一部の手数料や保険料税は新契約費に含まれる)。</p>
測定モデルーリスク調整／単一マージン (6.4-6.5)	リスク調整は、毎期再測定され、カバー期間と決済期間の双方にわたり解放される。	単一マージンが、再測定されることではなく、リスクの増大、不確実性、及びリスクを負担する価格の変更を反映しない。
測定モデルー契約上のサービス・マージン及び単一マージン (6.5.4)	<p>契約上のサービス・マージンは、以下のように会計処理される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来のカバーまたは他の将来のサービスに関連したキャッシュフローの、現在と過去における見積りの差異について、将来にわたり調整される、すなわちアンロックされる。 保険契約に基づき提供されるサービスの移転パターンと整合して、カバー期間にわたり規則的に配分される。 	<p>単一マージンは、将来のカバーまたは他の将来のサービスに関連したキャッシュフローの、現在と過去における見積りの差異についてアンロックされない。そのような変動額は、直ちに当期純利益を通じて報告される。</p> <p>企業が履行義務を果たすにつれて、すなわち企業が晒されているリスクから解放されるにつれて、単一マージンは解放される。リスクからの解放は、キャッシュフローの変動性の低下により裏付けられる。この結果、単一マージンはカバー期間と決済期間の双方にわたり認識される。</p>

トピック	IASBの提案	FASBの提案
簡素化された保険料配分アプローチ—適格性／選択性 (7.1)	<p>企業は、以下のいずれかに該当する場合に、残存カバーに係る負債を測定するにあたり、簡素化された保険料配分アプローチを適用することが認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 初期認識時における保険契約のカバーカー期間が1年以内の場合。 • 簡素化されたアプローチを採用した場合に、ビルディング・ブロック・アプローチによる測定値と合理的に近似した測定値が計算される場合。例えば、企業が契約開始時において、保険金の発生前に履行キャッシュフローに重要な変動が生じると予想する場合は、これに当てはまらない。 	<p>企業は、以下のいずれかの要件に該当する契約に対して、保険料配分アプローチの適用が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保険契約のカバーカー期間が1年以内の場合。 • 企業が契約開始時において、保険金の発生前に、契約を履行するために必要な正味キャッシュフローの期待値に重要な変動が生じる可能性は低いと判断している場合。
簡素化された保険料配分アプローチ—発生保険金に係る負債の割引き (7.2.4)	企業は、発生保険金が1年内に支払われると予想される場合には、発生保険金に係る負債を割り引く必要はない。	<p>企業は、以下の場合には発生保険金に係る負債を割り引く必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 割引計算の影響に重要性がない場合。 • 発生保険金が1年内に支払われる予想される場合。
企業に裏付け資産の保有を要求し、当該裏付け資産に対するリターンとの連動を定めている契約に係る、測定及び表示の例外（「ミラーリング」アプローチ） (8.2)	「ミラーリング」の例外は、全ての適格キャッシュフローに適用される。	<p>「ミラーリング」の例外は、以下の状況には適用されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 契約者配当が、U.S. GAAPに準拠した財務諸表上の裏付け資産の測定方法以外の方法に基づき決定され、タイミングの差を反映しない場合。 • 企業が、契約者配当の対象となるキャッシュフローの金額に関して、裁量権を持つ場合。 <p>FASBは、分離ファンド契約の会計処理及び表示に関する追加ガイダンスも含めている。</p>

トピック	IASBの提案	FASBの提案
保険契約者に、発行企業の剩余金全体に対して参加する権利を与える契約－相互会社等 (8.5)	保険契約者に発行企業の剩余金全体に参加する権利が与えられている場合、例えば相互会社の場合には、資本は残らず、企業は利益を報告しない。	相互会社は、保険契約義務を履行する上で、支払う義務や意思のない剩余金の適切な金額を、資本として扱う。
再保険－測定方法 (9.2.1)	出再者及び再保険者は、再保険契約について、企業が元受保険契約を評価する方法と同様に、ビルディング・ブロック・アプローチと簡素化された保険料配分アプローチのどちらに基づき会計処理するかを評価する。	FASBは、保険料配分アプローチを、保険契約がビルディング・ブロック・アプローチを適用する条件に合致しない場合に適用しなければならない、全く異なるモデルを見なしている。 出再者は、再保険契約を、基礎となる元受保険契約に適用する会計処理と同様のアプローチ、すなわちビルディング・ブロック・アプローチまたは保険料配分アプローチに基づき、会計処理する。
再保険－測定 (9.2.3)	出再者は、企業が保有する再保険契約について、基礎となる元受保険契約の履行キャッシュフローの対応部分を測定する際に使用する仮定と整合する仮定を使用し、リスク調整を含め、履行キャッシュフローを見積る。リスク調整のうち出再された部分は、再保険を使用することで軽減されたリスクを表す。 契約上のサービス・マージンはカバー期間にわたり償却され、将来キャッシュフローが将来のカバーやサービスに関連して変動する場合には(有利及び不利な変動の両方について)、こうした将来キャッシュフローの変動に対して調整される。 予想信用損失の変化は、将来のサービスに関係しないため、当期純利益を通じて認識される。	再保険契約の履行キャッシュフローは、リスク調整を含まない。 将来の事故に対するカバーを提供する再保険契約の単一マージンの残高は、当該契約がカバーする基礎となる元受保険契約のマージンと整合して認識される。すなわち、ビルディング・ブロック・アプローチを適用する再保険契約については、契約開始時にロックインされ、カバー期間及び決済期間にわたり償却される。 出再者は、信用損失に関するU.S. GAAPのガイダンスに従い、再保険者の信用リスクを期待値ベースで会計処理する。

トピック	IASBの提案	FASBの提案
企業結合 (セクション10)	発行した契約の履行キャッシュフローが、企業結合において受領する対価、すなわち契約の公正価値を超過する場合、企業はその差異を、IFRS第3号に従い企業結合から生じるのれんまたは割安購入益を算定する際に認識する。	企業結合を会計処理する際に、提案された保険会計基準に従って測定される保険契約の履行キャッシュフローが、契約の公正価値を超過する金額はすべて、契約獲得日に損失として認識される。企業結合におけるのれんまたは利得の当初測定額の調整としては認識されない。
表示—財政状態計算書 (11.1)	<p>企業は以下を区分して表示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 資産ポジションにある保険契約のポートフォリオ • 負債ポジションにある保険契約のポートフォリオ <p>再保険資産は関連する負債と相殺できない。企業は以下を区分して表示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 資産ポジションにある再保険契約のポートフォリオ • 負債ポジションにある再保険契約のポートフォリオ <p>さらに、本公開草案は保険契約を再保険契約と区分して表示することを提案している。</p> <p>本公開草案には、財政状態計算書上の表示科目を規定していない。IAS第1号の一般規定を適用する。</p>	<p>ビルディング・ブロック・アプローチで測定される契約について、財政状態計算書では以下を表示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保険料またはその他の対価に係る無条件の権利に対する未収金 • 予想回収可能再保険 • 保険契約負債 • 保険契約資産 • 単一マージン <p>新契約費は単一マージンの一部として報告される。すなわち単一マージンは、</p> <ul style="list-style-type: none"> • 支払いが予定される新契約費を含み、 • そうした新契約費の支払時に減額される。 <p>保険料配分アプローチで測定される契約については、保険負債は以下に分解される。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 未収保険料の総額 • 予想回収可能再保険または未払再保険の純額 • 残存カバーに係る負債 • 発生保険金に係る負債 <p>さらに、保険料配分アプローチで測定される契約については、保険に係る権利及び義務は区分して表示される。</p>

トピック	IASBの提案	FASBの提案
表示—当期純利益に認識される利息費用の測定に使用される割引率(8.2及び11.2)	<p>裏付け資産に対するリターンに応じて直接的に変動することが予想されるキャッシュフローについて、企業は裏付け資産に対するリターンの変動が保険契約者に対するキャッシュフローの金額に影響を及ぼすと考える場合には、割引率を見直す。</p> <p>割引率は、契約開始時または割引率の見直し時の保険負債の性質を反映する。</p>	<p>保険契約者への支払予想額が、予想予定期率の影響を受けるか、または、予想予定期率の変更や関連する最終的なキャッシュフローの変動の影響を受けるような、裁量権のある有配当性を有する契約について、企業は予想予定期率と関連する最終的な期待キャッシュフローの変更を、契約の残存期間にわたる一定のイールドに基づいて認識する方法で、割引率を再設定する。</p>
表示—当期純利益及びその他の包括利益計算書(11.2.1)	<p>企業は以下を相殺しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保険契約に係る費用または収益と、再保険契約から生じる収益または費用 • 保険契約に係る費用または収益と、裏付け資産から生じる収益または費用 <p>本公開草案は、当期純利益及びその他の包括利益計算書上の表示項目について、明確な表示規定を有していない。IAS第1号の一般規定を適用する。</p>	<p>企業は、損益計算書において以下を表示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ビルディング・ブロック・アプローチにより測定される保険契約収益、給付金及び保険金。保険料配分アプローチにより測定される契約のものと区分して表示する。 • 出再保険契約から生じた保険契約収益、給付金、保険金及び費用。ビルディング・ブロック・アプローチと保険料配分アプローチで区分して表示する。 • 出再保険契約から生じた保険契約収益、給付金、保険金及び費用。他から生じる収益及び費用とは区分して表示する。 • 各収益科目に係る期待キャッシュ・インフローに対して計上される利息。 • 利息費用に係る期待キャッシュ・アウトフローに対して計上される利息。 <p>加えて、適格なファンド契約の資産から生じた収益、及び投資収益のパス・スルーとしての契約者に対する予定期率は、損益計算書において区分して表示するか、または注記する。</p>

トピック	IASBの提案	FASBの提案
開示 (セクション12)	<p>企業は以下に係る質的情報及び量的情報を開示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険契約から生じ、財務諸表において認識される金額 基準書の適用上の重要な判断及び判断の変更 保険契約から生じるリスクの性質及び程度 <p>両ボードによって提案された開示規定は、概ね一致した。</p>	<p>両ボードによって提案された開示規定は概ね一致しているものの、期首残高から期末残高への調整について、いくつかの相違点がある。さらに、FASBのASU案は以下に関して追加された開示規定を含んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有配当契約 割引率及び将来の支払い 重要な取引 規制の要求事項 期中開示 <p>FASBのASU案は、分離ファンド契約に関して追加開示規定を含んでいる。以下を注記で開示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 次の適格分離ファンド契約の資産の金額 <ul style="list-style-type: none"> 一般勘定から法的に隔離されている金額、及び一般勘定から法的に隔離されていない金額 企業の比例持分を示す金額 直接的に適格分離ファンド契約と関連づけられる負債
移行措置—発効日 及び早期適用 (13.1)	<p>IASBは、基準の最終化から発効日までを約3年間とすることを提案している。また、強制適用日は最も早くて2017年1月1日以降に開始する会計年度になると見込んでいる。</p> <p>早期適用は認められる。</p>	<p>FASBのASU案は発効日を明示していないが、適用時期に影響を及ぼす主要な要因に関する質問を含んでいる。</p> <p>早期適用は認められない。</p>

トピック	IASBの提案	FASBの提案
移行措置—契約上のサービス・マージン／単一マージンを決定する際の実務上の簡便法 (13.2)	契約開始時の契約上のサービス・マージンを決定する際に、企業は本公開草案で提案されているポートフォリオの定義を使う。	契約開始時に単一マージンを決定する際、企業は保険契約負債及び単一マージンを、移行直前のポートフォリオの決定に基づいて測定できる。移行日後に締結した契約または実質的に修正された契約は、提案されたガイドラインに従い区分される。その結果、それぞれ別のポートフォリオに区分することが必要となる場合がある。 契約開始時の単一マージンを見積るために客観的な情報が合理的に利用可能でない場合には、企業は単一マージンをゼロとして記録する。
移行措置—金融資産の再指定 (13.3)	企業が提案された保険会計基準を適用する場合、以下が容認または強制される。 <ul style="list-style-type: none"> • 会計上のミスマッチを解消もしくは大きく低減できる場合、公正価値オプションのもとで適格金融資産を指定することが容認される。 • 提案された保険会計基準を適用した結果、指定の根拠となった会計上のミスマッチがもはや存在しない場合には、従前の公正価値オプションのもとでの金融資産の指定は取り消さなければならない。 • 売買目的ではない資本性金融商品に対する投資の公正価値の変動の表示について、その他の包括利益の使用を選択すること、または従前の選択を取り消すことが容認される。 	FASBの保険会計基準を初めて適用する際には、企業は以下のいずれかにより、保険事業として指定された金融資産を指定または区分することが容認される。 <ul style="list-style-type: none"> • 法人組織 • 内部指定（新たに保険契約であると決定された保険契約への資金供給との関連付けによる指定を含む） 再分類及び区分変更は、その時点の分類及び測定に係る金融商品のガイドラインを、移行日に適用したと仮定して行う。

15

プロジェクトの今後の予定

本公開草案へのコメントの締切りは2013年10月25日である。IASBは、コメント募集期間中にフィールドテストを実施することを予定しており、フィールドテストのフィードバックに基づき、2013年第4四半期に再審議を開始する予定である。IASBは、現時点では、最終基準書が2014年後半より前に発行されることはないとしている。

最終基準書の適用日は決定されていない。IASBは、基準書の最終化から適用日までを約3年間とすることを提案している。また、最終基準書の強制適用日は、最も早く2017年1月1日以降に開始する報告期間になるだろうと述べている。しかしながら、2014年後半または2015年前半に最終基準書が公表される可能性を考慮すると、適用日は2018年1月1日以降に開始する報告期間となる可能性が高い。

FASBのASU案へのコメントの締切りも2013年10月25日である。FASBのASU案は、最終基準書の適用日を明らかにしていない。代わりに、FASBのASU案には、適用時期に影響を及ぼす主要な要因に関する質問が含まれている。

IASBの今後の予定



2013年6月20日：
IASBの本公開草案の公表

2013年10月25日：
コメント期間終了

2017年1月1日：
可能性のある最も早い適用日

FASBの今後の予定



2013年6月27日：
FASBのASU案の公表

2013年10月25日：
コメント期間終了

適用日は未定

本冊子について

本冊子は、KPMG International Standards Group (KPMG IFRG Limited)の一部。以下、ISG) が作成しました。

内容

KPMGの「IFRS最新提案の解説 (New on the Horizon)」と題する刊行物は、新たなIFRSの公開草案または現行のIFRSの規定の改訂案に伴い発行されるものです。新たな公開草案等の重要な項目に関する検討を行い、実務の変更が必要な分野を明確にしています。

本冊子は、IASBの公開草案「保険契約」(ED/2013/7) (以下、公開草案) の規定案について解説しています。また、公開草案における提案が新たな基準として最終化された場合に保険会計の現行実務に生じることが予想される重要な変更点について概要を提供し、FASBのASU案「保険契約 (Topic 834)」における提案との差異について検討しています。

本冊子の本文では、公開草案及び2013年7月1日時点において公表されている基準書等を参照しています。左の欄には、関連するパラグラフが記載されています。

企業が自社の事実、状況及び個々の取引を考慮して、公開草案の潜在的な影響を検討するためには、より詳細な分析及び解釈が必要となります。さらに、本冊子の情報の一部は、ISGの当初の所見に基づいていますが、今後、実務が確立することによって、これらの所見が変更される可能性があります。

情報提供

kpmg.com/ifrs を利用することにより、IFRSに関する最新の動向を把握することができるとともに、KPMGの一連の刊行物を閲覧することができます。新規のIFRS利用者も現行のIFRS利用者も、最近の動向の概略、複雑な規定についての詳細なガイドライン及び実務的なツールを、「Illustrative financial statements」やチェックリスト等の刊行物を通じて入手可能です。それぞれの国・地域に特有の観点につきましては、世界中に存在するKPMGメンバーフームが提供するIFRSに関する情報をご参考ください。

これらの刊行物はすべて、IFRSによる外部報告業務に携わる方々にとって有用なものです。「In the Headlines」シリーズ及び「Insights into IFRS: An overview」は、監査委員会及び取締役会向けに要点をまとめた概要を提供しています。

利用者のニーズ	刊行物のシリーズ	目的
概略	In the Headlines	重要な会計上、監査上及びガバナンス上の変更点(それによる企業への影響を含む)について、要点をまとめた概要を提供しています。
	IFRS Newsletters	金融商品、保険契約、リース及び収益認識に関するプロジェクトにおけるIASBとFASBの最近の議論を取り扱っており、その概要、決定の潜在的影響の分析、プロジェクトの現状及び完了までの予想されるスケジュールが含まれています。
	The Balancing Items	IFRSの限定的な範囲の改訂を取り扱っています。
	New on the Horizon	公開草案等のデュー・プロセス文書の規定について検討し、KPMGの考察を提供しています。業種別の冊子も発行しています。
	First Impressions	新しい基準書等の規定を検討し、実務の変更がされる分野を明確にしています。特定の業種向けの冊子も発行しています。

利用者のニーズ	刊行物のシリーズ	目的
適用上の論点	Insights into IFRS	IFRSの実務への適用についての論点を取り扱っており、多数の解釈上の問題についてKPMGが合意に達した結論を説明しています。要約版(The overview version)は、監査委員会及び両ボードのための概要を提供しています。
	IFRS Practice Issues	企業がIFRSの適用上直面する可能性のある実務上の論点を取り扱っています。業種別の冊子も発行しています。
	IFRS Handbooks	基準書の実務への適用について詳細に説明するための広範な解釈指針及び例示が含まれています。
期中及び年次財務報告	Guide to financial statements – Illustrative disclosures	架空の多国籍企業を想定し、IFRSに準拠して作成された財務諸表の様式のひとつを例示しています。年次及び期中財務報告別冊子、並びに業種別冊子も発行しています。
	Guide to financial statements – Disclosure checklist	年次及び期中会計期間において現行適用されている規定により要求される開示項目を明らかにしています。
GAAP間比較	IFRS compared to US GAAP	IFRSとU.S. GAAPとの間の重要な基準差異を取り扱っています。要約版(The overview version)は、監査委員会及び両ボードのための概要を提供しています。
業種別の論点	IFRS Sector Newsletters	特定の業種に直接的な影響を及ぼす会計上及び規制上の動向についての最新情報を定期的に提供しています。
	Application of IFRS	業種別の論点の会計処理方法及び財務諸表上の開示方法について例示しています。
	Impact of IFRS	IFRSによる特定の業種の主要な会計上の論点について概要を提供しており、IFRSへの移行により特定の業種における企業の営業活動にどのような影響が及ぶかを検討しています。

広範にわたる会計、監査及び財務報告に関するガイドラインや文献については、KPMGの「Accounting Research Online」で参照可能です。現在の大きく変化する環境において最新情報に精通したい方にとって、このウェブベースの会員制サービスは価値あるツールとなります。aro.kpmg.comで、ぜひ15日間の無償トライアルをお試しください。

日本語訳の発行にあたって

あずさ監査法人IFRS本部は、国際財務報告基準の改訂や新基準書及び公開草案の公表に際して、適時に情報を提供することを目的として、ISGが公表する英文冊子のうち、日本に与える影響が大きいものについて日本語訳を作成し提供しています。

本冊子は、ISGが2013年7月に発行した「New on the Horizon: Insurance Contracts」の日本語訳です。2013年6月20日に公表された公開草案「保険契約」(ED/2013/7)の適用に関してその概略を解説するとともに、現時点でKPMGが特定している実務的な適用上の論点について明確化することを目的としています。本冊子が公開草案「保険契約」の概略及び適用上の論点を明らかにし、分析しようと考えている方々に少しでもお役に立てれば幸いです。

本冊子の翻訳は、あずさ監査法人IFRS本部及び金融事業部のメンバーが中心となり行いました。

2013年8月

謝辞

本冊子の出版に携わった主な執筆者であるISGのDarryl Briley、Danielle Handlan、Joachim Kölschbach、Klaus Schultes及びChris Spallの努力に謝意を表します。

また、本冊子の出版に携わった以下のKPMGグローバルのIFRS保険トピック・チーム(IFRS Insurance Topic Team)の方々の貢献にも謝意を表します。

Danny Clark	United Kingdom
Gerdus Dixon	South Africa
Bhavesh Gandhi	Kuwait
Scott Guse	Australia
Jeremy Hoon	Singapore
Viviane Leflaive	France
Csilla Leposa	Hungary
Luciene Megalhaes	Brazil
Neil Parkinson	Canada

有限責任 あずさ監査法人

IFRS本部

ファイナンシャルサービス本部

アカウンティングアドバイザリーサービス

東京事務所

TEL : 03-3548-5120

FAX: 03-3548-5113

大阪事務所

TEL : 06-7731-1300

FAX: 06-7731-1311

名古屋事務所

TEL : 052-589-0500

FAX: 052-589-0510

AZSA-IFRS@jp.kpmg.com

www.azsa.or.jp/ifrs

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2013 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. 13-1523

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.